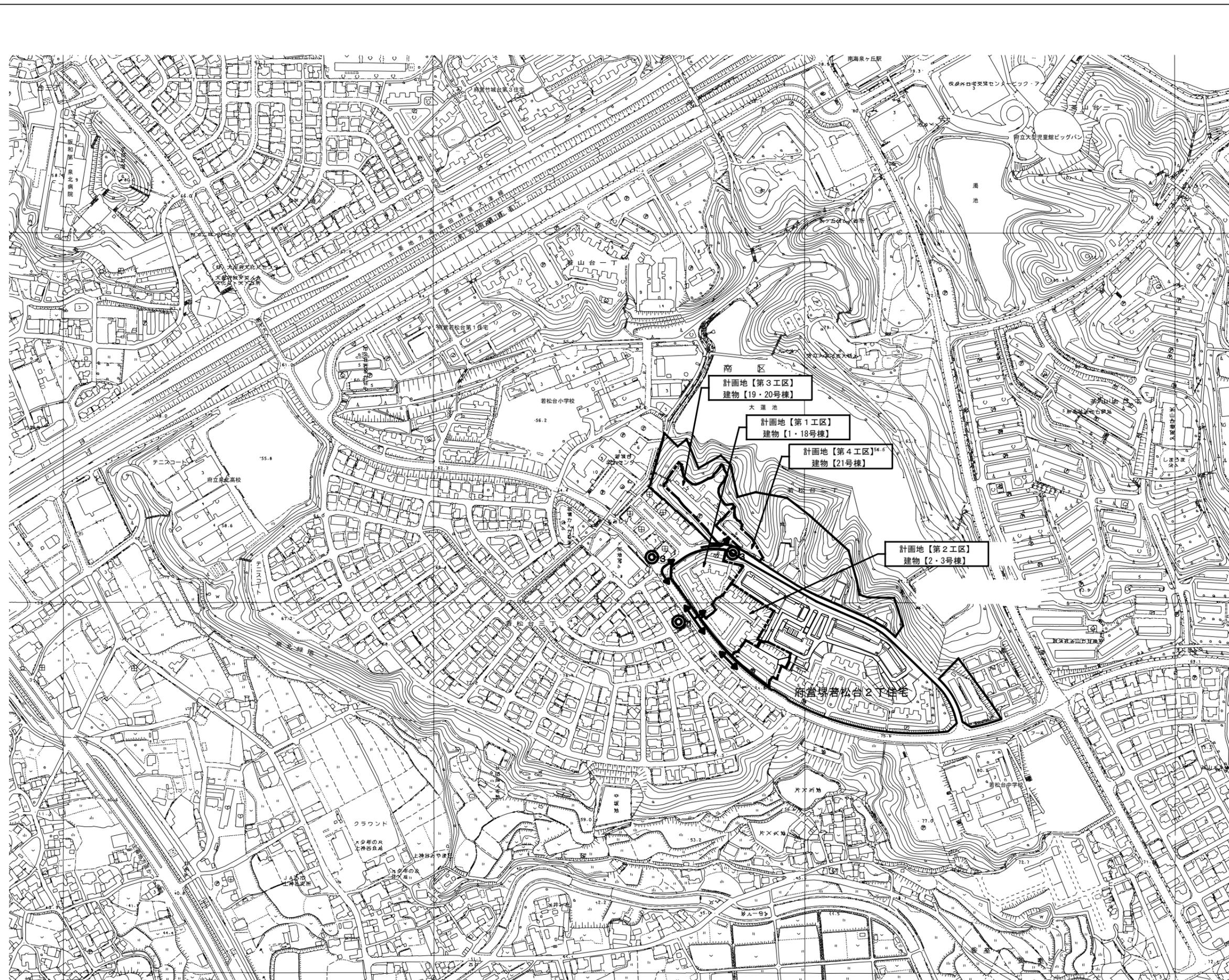


大阪府営若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）

図面リスト								
番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
1	表紙・図面リスト	—		<2号棟>			<3号棟>	
2	特記仕様書（撤去）（1）	—	21	平面図	1:100	31	平面図	1:100
3	特記仕様書（撤去）（2）	—	22	立面図（1）	1:100	32	立面図（1）	1:100
4	特記仕様書（撤去）（3）	—	23	立面図（2）・断面図	1:100	33	立面図（2）・断面図	1:100
5	付近見取図	1:2500	24	矩計詳細図	1:50	34	矩計詳細図	1:50
6	現況配置図 <2.3号棟>	1:400	25	平面詳細図・仕上表・建具表	1:50	35	平面詳細図・仕上表・建具表	1:50
7	撤去配置図（工作物等） <2.3号棟>	1:200	26	基礎伏図	1:100	36	基礎伏図	1:100
8	撤去配置図（舗装等） <2.3号棟>	1:200	27	構造図	1:100	37	構造図	1:100
9	撤去配置図（雨水排水管） <2.3号棟>	1:200	28	床伏図	1:100	38	床伏図	1:100
10	撤去配置図（汚水排水管） <2.3号棟>	1:200	29	天井伏図	1:100	39	天井伏図	1:100
11	撤去配置図（給水管） <2.3号棟>	1:200	30	施工区域求積図	1:200	40	施工区域求積図	1:200
12	撤去配置図（ガス管） <2.3号棟>	1:200						
13	撤去配置図（植栽） <2.3号棟>	1:200						
14	仮設計画図	1:400						
15	撤去完了図	1:400						
16	撤去詳細図 1	1:50・30・20						
17	撤去詳細図 2	1:50・30・20						
18	撤去詳細図 3	1:50・30・20						
19	撤去詳細図 4	1:30						
20	仮設詳細図	1:50・20・10						

大阪府住宅まちづくり部
公共建築室住宅建築課

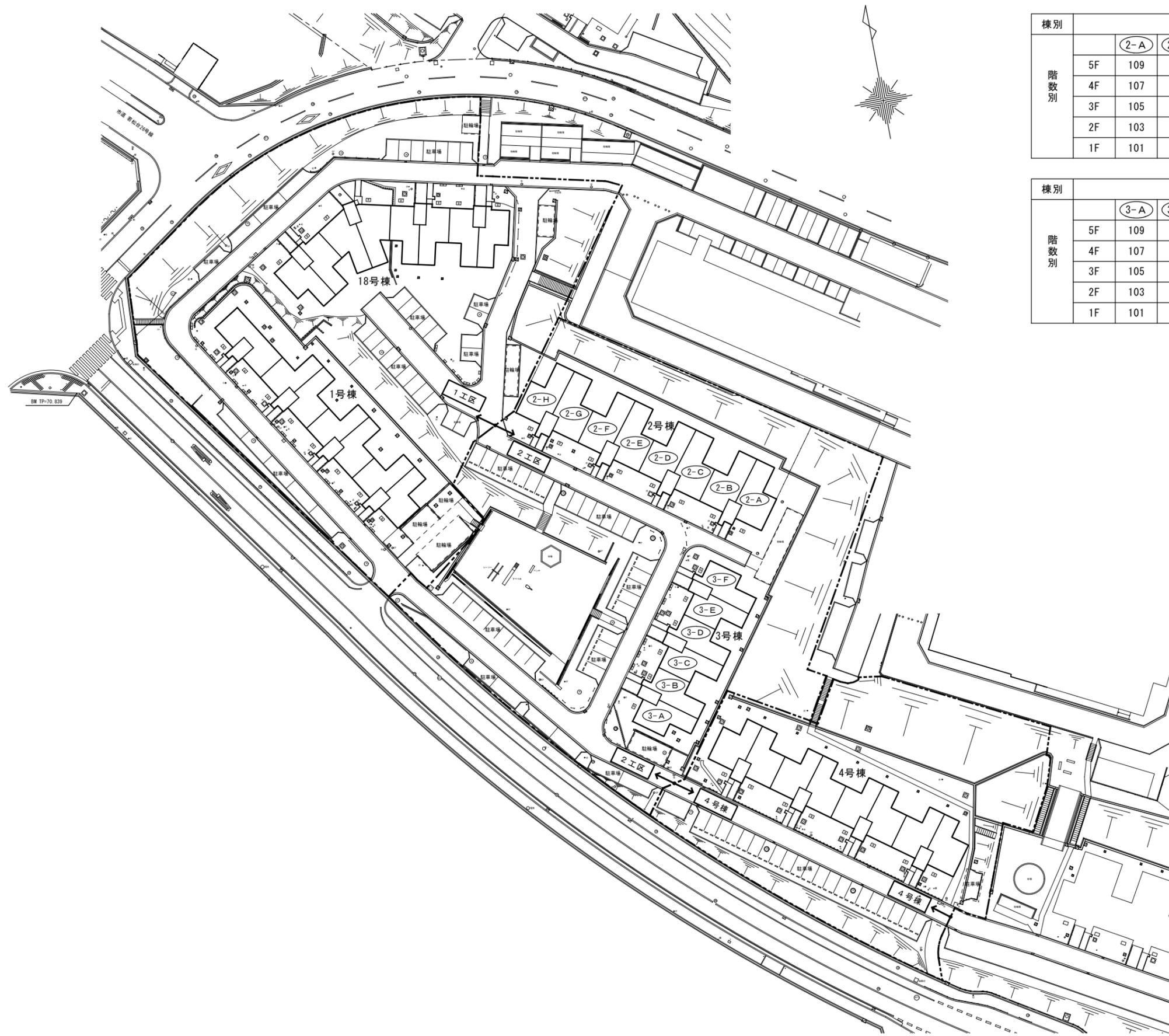
<p>①特別管理産業廃棄物の保管場所であること。 ②特別管理産業廃棄物が廃石綿であること。 ③石綿等の保管量（産業専用プラスチック袋の数、最大積上げ高さ等） ④特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び連絡先。（電話番号等） ⑤その他、取扱い上の注意（関係者以外立入禁止、許可なくして廃石綿の持ち出し禁止等）</p>	<p>運搬及び処分委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある業者とし、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと委託契約を結ぶこと。また、委託契約は事前に締結し、個別に書面で行うこと。 運搬及び処分委託先に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該廃棄物を取扱う際に注意すべき事項を文書で通知すること。 除去した石綿含有吹付け材等の収集・運搬にあたっては、他の廃棄物と混載しないこと。 運搬については再委託を行わないこと。（保管・積替え施設を経由することなく最終処分場まで直送すること。） 除去した石綿含有吹付け材及び石綿含有吹付け材の除去に使用した、廃棄する隔離シート、保護衣、保護具等は「廃石綿」として処理すること。 除去した石綿含有吹付け材等の収集・運搬を行う場合は、運搬車両の荷台に廃棄物を包み込むよう覆いを掛けること。 収集・運搬を行う者は、その除去した石綿含有吹付け材等の種類及び取り扱いに注意すべき事項を記載した文書を携帯すること。ただし、廃棄物を収納した容器等に当該事項が記載されている場合はこの限りではない。 運搬車の両側面に、自己運搬の場合は、特別管理産業廃棄物の収集運搬に供する運搬車である旨及び氏名・名称・産廃運搬業者の場合は、上記及び許可番号を表示すること。（その他、廃棄物の種類、積載日、積載した場所、連絡先等を記載した書面を備え付けること。） 収集・運搬の途中、除去した石綿含有吹付け材等を梱包したプラスチック袋等の破損等により、石綿粉じんを飛散させないこと。石綿粉じんの飛散のおそれが生じた場合は、速やかに散水し、又は覆いをかける等の措置を講じた後、適切に処理すること。</p>	<p>(3)吹出し吸込口 ①当該工事範囲の設備機器類や衛生・空調用各種配管・電気配線配管・ケーブル・器具の吊り具・支持金物、吹出し吸込口等の設備関係については、石綿含有吹付け材の除去作業中における各部表面への付着を防止するため、ﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて十分に養生を行うこと。 ②外気取入ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ、換気ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ等の撤去に伴い、除去作業中における外壁ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ等からの外部への飛散ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ内部表面への付着を防止するため、撤去開口部をﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて十分に養生を行うこと。 ③ﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて撤去する場合は、石綿含有吹付け材の除去作業中における機器内部への付着を防止するため、機器本体の吹出・吸込口はﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて十分に養生を行うこと。 ④照明器具 ①照明器具はﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで完全に覆った後、ｶﾞｰﾄﾞ、取付金物などをはずして除去すること。なお、取付ｷﾞﾀﾞｰを緩めるなどして電線の取り外し、切断、接続をしない方法で施工すること。重量のある器具は、電線のみで吊り下げする事のないよう注意すること。 ②ｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ吊り器具等で本体を取り外す場合は、次の「設備機器の撤去及び復旧」によるものとする。なお、残った電線については絶縁ﾀｰﾌﾟで結束処理を行い、吊りｷﾞﾀﾞｰ等とともに養生を施すこと。 なお、器具の取り外しなどの作業については、法令に基づき資格を有した作業員に施工させること。 ⑤コンセント等 ｺﾝｽﾄ、ｽｲｯﾁはﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで完全に覆った後、ｶﾞｰﾄﾞをレイトや取付枠等を緩めて石綿含有吹付け材を除去すること。 (6)分電盤・制御盤・開閉器盤・消火栓ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ等 盤類、ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞの裏面に石綿含有吹付け材がある場合は、機器を一旦撤去し、石綿含有吹付け材を除去すること。 (7)感知器等（器具配線を撤去しない場合） ｽﾎﾞｯﾄﾞ火災感知器、ｽﾎﾞｯﾄﾞｲﾝﾊﾞｰﾄﾞはﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで完全に覆った後、取付台を外して石綿含有吹付け材を除去すること。 (8)防災設備の報告 ①施工前、施工後作業区画の電灯・動力回路の絶縁測定を行い、報告書を作成し、監督職員に提出すること。 ②作業区画に関連する防災設備については、施工終了後、「消防設備士」の有資格者が動作確認を行い、報告書を作成し、監督職員に提出すること。 ③施工終了後、設備機器類および保温、被覆については外観点検を行い、工事により損傷したものにについては現状に復旧すること。 ④エレベーター ｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ機械室は、原則として運転を停止して施工すること。止むく運転中に施工する場合は、監督職員及びｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ管理会社と十分協議のうえ、ｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ巻上機等をｺﾝｸﾞﾘｰﾄ等で養生し機器の損傷防止及び作業の安全を確保すること。</p>	<p>(1)石綿含有成形板の除去作業を行う施工区画内は、当該関係者以外立入禁止とする。 (2)石綿含有成形板の除去は、散水等により湿潤化した後に「手ばらし」で行うこと。 除去は、可能な限り破壊又は切断を行わない方法で行うこと。また、建物外部の石綿含有成形板を除去する場合は、できる限り、原形のまま除去すること。 除去は、石綿を含まない内装材及び外部建具等の撤去に先がけで行うこと。 除去作業中は原則として散水その他の方法により、石綿含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行うこと。 湿潤化させるために行う散水は、過度に行わないこと。 (4)除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことほか、石綿粉じんの飛散防止に努めること。 (5)石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、原形のまままきﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰ等に入れるなど、飛散防止の措置を講ずること。 発塵した石綿等の粉じんの清掃の作業は、発塵した石綿等を湿潤な状態にして行うこと。 作業場所の後片付け及び清掃時においても、解体作業の場合と同様に呼吸用保護具、保護衣等を使用すること。 清掃は適宜及び毎日の作業終了時には必ず行うこと。</p>
<p>除去した石綿含有吹付け材等の運搬</p>	<p>除去した石綿含有吹付け材等の収集・運搬にあたっては、他の廃棄物と混載しないこと。 運搬については再委託を行わないこと。（保管・積替え施設を経由することなく最終処分場まで直送すること。） 除去した石綿含有吹付け材及び石綿含有吹付け材の除去に使用した、廃棄する隔離シート、保護衣、保護具等は「廃石綿」として処理すること。 除去した石綿含有吹付け材等の収集・運搬を行う場合は、運搬車両の荷台に廃棄物を包み込むよう覆いを掛けること。 収集・運搬を行う者は、その除去した石綿含有吹付け材等の種類及び取り扱いに注意すべき事項を記載した文書を携帯すること。ただし、廃棄物を収納した容器等に当該事項が記載されている場合はこの限りではない。 運搬車の両側面に、自己運搬の場合は、特別管理産業廃棄物の収集運搬に供する運搬車である旨及び氏名・名称・産廃運搬業者の場合は、上記及び許可番号を表示すること。（その他、廃棄物の種類、積載日、積載した場所、連絡先等を記載した書面を備え付けること。） 収集・運搬の途中、除去した石綿含有吹付け材等を梱包したプラスチック袋等の破損等により、石綿粉じんを飛散させないこと。石綿粉じんの飛散のおそれが生じた場合は、速やかに散水し、又は覆いをかける等の措置を講じた後、適切に処理すること。</p>	<p>(3)吹出し吸込口 ①当該工事範囲の設備機器類や衛生・空調用各種配管・電気配線配管・ケーブル・器具の吊り具・支持金物、吹出し吸込口等の設備関係については、石綿含有吹付け材の除去作業中における各部表面への付着を防止するため、ﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて十分に養生を行うこと。 ②外気取入ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ、換気ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ等の撤去に伴い、除去作業中における外壁ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ等からの外部への飛散ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ内部表面への付着を防止するため、撤去開口部をﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて十分に養生を行うこと。 ③ﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて撤去する場合は、石綿含有吹付け材の除去作業中における機器内部への付着を防止するため、機器本体の吹出・吸込口はﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰを用いて十分に養生を行うこと。 ④照明器具 ①照明器具はﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで完全に覆った後、ｶﾞｰﾄﾞ、取付金物などをはずして除去すること。なお、取付ｷﾞﾀﾞｰを緩めるなどして電線の取り外し、切断、接続をしない方法で施工すること。重量のある器具は、電線のみで吊り下げする事のないよう注意すること。 ②ｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ吊り器具等で本体を取り外す場合は、次の「設備機器の撤去及び復旧」によるものとする。なお、残った電線については絶縁ﾀｰﾌﾟで結束処理を行い、吊りｷﾞﾀﾞｰ等とともに養生を施すこと。 なお、器具の取り外しなどの作業については、法令に基づき資格を有した作業員に施工させること。 ⑤コンセント等 ｺﾝｽﾄ、ｽｲｯﾁはﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで完全に覆った後、ｶﾞｰﾄﾞをレイトや取付枠等を緩めて石綿含有吹付け材を除去すること。 (6)分電盤・制御盤・開閉器盤・消火栓ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ等 盤類、ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞの裏面に石綿含有吹付け材がある場合は、機器を一旦撤去し、石綿含有吹付け材を除去すること。 (7)感知器等（器具配線を撤去しない場合） ｽﾎﾞｯﾄﾞ火災感知器、ｽﾎﾞｯﾄﾞｲﾝﾊﾞｰﾄﾞはﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで完全に覆った後、取付台を外して石綿含有吹付け材を除去すること。 (8)防災設備の報告 ①施工前、施工後作業区画の電灯・動力回路の絶縁測定を行い、報告書を作成し、監督職員に提出すること。 ②作業区画に関連する防災設備については、施工終了後、「消防設備士」の有資格者が動作確認を行い、報告書を作成し、監督職員に提出すること。 ③施工終了後、設備機器類および保温、被覆については外観点検を行い、工事により損傷したものにについては現状に復旧すること。 ④エレベーター ｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ機械室は、原則として運転を停止して施工すること。止むく運転中に施工する場合は、監督職員及びｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ管理会社と十分協議のうえ、ｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ巻上機等をｺﾝｸﾞﾘｰﾄ等で養生し機器の損傷防止及び作業の安全を確保すること。</p>	<p>(1)石綿含有成形板の除去作業を行う施工区画内は、当該関係者以外立入禁止とする。 (2)石綿含有成形板の除去は、散水等により湿潤化した後に「手ばらし」で行うこと。 除去は、可能な限り破壊又は切断を行わない方法で行うこと。また、建物外部の石綿含有成形板を除去する場合は、できる限り、原形のまま除去すること。 除去は、石綿を含まない内装材及び外部建具等の撤去に先がけで行うこと。 除去作業中は原則として散水その他の方法により、石綿含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行うこと。 湿潤化させるために行う散水は、過度に行わないこと。 (4)除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことほか、石綿粉じんの飛散防止に努めること。 (5)石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、原形のまままきﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰ等に入れるなど、飛散防止の措置を講ずること。 発塵した石綿等の粉じんの清掃の作業は、発塵した石綿等を湿潤な状態にして行うこと。 作業場所の後片付け及び清掃時においても、解体作業の場合と同様に呼吸用保護具、保護衣等を使用すること。 清掃は適宜及び毎日の作業終了時には必ず行うこと。</p>
<p>除去した石綿含有吹付け材等の処分</p>	<p>密封処理したものは、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場に埋立処分すること。 中間処理の場合は、都道府県知事から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行うこと。 「廃石綿等」の搬出に際しては「産業廃棄物管理票(ﾏﾈｼﾞﾏｰﾄﾞ)」を使用し、収集運搬及び最終処分場での適切な処分を監視し、作業所（工事事務所等）で所定の帳票（委託業者名及び委託数量等を記載したもの）を保管すること。 課長は、委託契約どおり通りに処理されたかどうか、交付した産業廃棄物管理票の写しにより確認すること。 また、廃棄物処理場の現地確認等を行うこと。 除去した石綿含有吹付け材等の搬出を行ったときには、その都度、搬出量と処理先を監督職員に報告するとともに、産業廃棄物管理票の写しを添付した廃棄物処理報告書（特別管理産業廃棄物管理責任者、建設廃棄物処理委託契約書、特別管理産業廃棄物運搬業許可証の写し（発生場所及び処分場所）、特別管理産業廃棄物処理業許可証、運搬ｶｰﾄﾞ図等を記入したもの）を提出すること。</p>	<p>設備機器の撤去及び復旧 設備機器を一旦撤去する場合、石綿含有吹付け材の除去作業終了後に復旧する機器については、石綿粉じんが付着していないことを確認のうえ、損傷を受けないよう十分な養生をした後、作業区画外の壁内にて保管すること。あわせて、配管口などの残存部にも十分な養生を施すとともに、復旧前までに機器の清掃及び絶縁測定などを行うこと。 除去部分の復旧にあたっては、石綿含有吹付け材の除去工事の養生等が撤去され、石綿粉じん濃度測定の結果、安全が確認された後作業に取りかかること。 撤去に伴い発生する建設副産物（設備機器・ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ配管・天井材等）については、表面に付着している石綿粉じんの除去清掃を行った後、関係法令に従い適切に処理すること。</p>	<p>(1)石綿含有成形板の除去作業を行う施工区画内は、当該関係者以外立入禁止とする。 (2)石綿含有成形板の除去は、散水等により湿潤化した後に「手ばらし」で行うこと。 除去は、可能な限り破壊又は切断を行わない方法で行うこと。また、建物外部の石綿含有成形板を除去する場合は、できる限り、原形のまま除去すること。 除去は、石綿を含まない内装材及び外部建具等の撤去に先がけで行うこと。 除去作業中は原則として散水その他の方法により、石綿含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行うこと。 湿潤化させるために行う散水は、過度に行わないこと。 (4)除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことほか、石綿粉じんの飛散防止に努めること。 (5)石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、原形のまままきﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰ等に入れるなど、飛散防止の措置を講ずること。 発塵した石綿等の粉じんの清掃の作業は、発塵した石綿等を湿潤な状態にして行うこと。 作業場所の後片付け及び清掃時においても、解体作業の場合と同様に呼吸用保護具、保護衣等を使用すること。 清掃は適宜及び毎日の作業終了時には必ず行うこと。</p>
<p>(4)確認及び後片付け</p>	<p>除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行うこと。 隔離シート撤去前、目視等により、処理状況を検査・確認すること。 その後、除去が十分行われていることを、原則として監督職員の立会いのもと、下記により確認すること。 ①石綿含有吹付け材の掻き落とし漏れがあるか。 ②ｺﾝｸﾞﾘｰﾄの気泡等に付着している石綿含有吹付け材があるか。 ③石綿含有吹付け材の撤去面に粉じん飛散防止処理剤の散布漏れがあるか。 除去作業等に使用した機材、工具、清掃用具等は、付着した石綿粉じんを十分除去してから搬出すること。 隔離シートに付着した石綿粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に、粉じん飛散抑制剤を散布すること。 壁面等の隔離シートの撤去前、粉じん飛散抑制剤の空中散布後、集じん・排気装置で石綿粉じんを十分（換気回数4回以上1～2時間程度）に吸引・ろ過すること。その後、石綿粉じん濃度測定（測定6）を実施し、その結果が周辺大気中の石綿粉じん濃度と同等であることを確認した後、壁面等の隔離シートの撤去を行うこと。 壁面等の隔離シートの撤去は、壁面等の隔離シートを取り外して粉じん付着面を内側に折り畳み、9.1.3(2)除去物及び汚染物等により、密封処理すること。 足場、ステージ足場、可搬式作業台等の解体、搬出については、解体前に足場等に付着した石綿粉じんを高性能真空掃除機で十分に吸引し、濡れた布等で拭き取ってから搬出すること。 床隔離シートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、9.1.3(2)除去物及び汚染物等により、密封処理すること。 セキュリティゾーンの解体前にセキュリティゾーン、集じん・排気装置及びダクト等に付着している石綿粉じんを真空掃除機で吸引し、又は布等で拭き取ること。 ｷｰﾁｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ等に使用したシートも粉じん付着面を内側に折りたたみ、9.1.3(2)除去物及び汚染物等により、密封処理すること。 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃すること。 施工記録報告書を下記により作成し、監督職員に提出すること。 ①施工計画 ②工事記録及び工事写真（除去工事期間、専門事業者名、除去工事の場所・部位、工事写真、作業員名簿、産業廃棄物処理計画書の写し等） ③産業廃棄物処理記録 ④施工調査等記録 ⑤作業者の作業記録 ⑥石綿粉じん濃度測定の結果の記録 ⑦その他必要事項 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、石綿則第35条に基づき、作業の記録（作業者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要）を事業者が除去工事に従事しなくなってから40年間保管すること。 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、測定3による処理作業室内の石綿粉じん濃度測定及び測定結果の評価について、石綿則第36条及び同第37条に基づく測定及び評価の記録を40年間保存すること。 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、石綿則第41条に基づき、健康診断の結果の記録を事業者が処理工事に従事しなくなってから40年間保存すること。 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、府条例第40条の12に基づき、濃度測定が義務づけられる石綿含有吹付け材の使用面積が50㎡以上のものについては、敷地境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しておくこと。 受注者及び石綿含有吹付け材の除去工事を施工した者は、じん肺法に基づきじん肺健康診断を実施した場合は、その記録を保存しておくこと。 受注者は、石綿に関する特別教育を行った場合は、その記録を保存しておくこと。 受注者は、特別管理産業廃棄物の運搬及び処分委託契約書は契約終了日から5年間保管すること。 当該工事範囲の設備機器類は、工事期間中全て停電・停止状態を原則とする。ﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで十分に養生のうえ施工し、現状に復旧すること。また、既設配管やﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ、器具の吊りｷﾞﾀﾞｰや支持金物についても、ﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰにて養生を行い、石綿粉じんの付着を防止すること。 各器具の取り付け金物やｶﾞｰﾄﾞ等に覆われた壁面に石綿含有吹付け材が残留しないよう留意して作業を行うこと。特に、器具の吊りｷﾞﾀﾞｰについては、除去作業後濡れた布等で拭き取るとともに、残留の恐れがある場合は粉じん飛散防止処理剤を散布すること。 (1)電気室作業時 ①電気室の石綿含有吹付け材の除去工事の作業にあたっては、電気室を全停電状態で行うのが原則であり、防災無線などの重要負荷の電源を確保するため、仮設電源の設置について、建物管理者及び電気主任技術者と事前に打ち合わせを行うこと。 ②既設の電気設備については、ﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで養生を行うとともに、特に、変圧器や配電盤などの機器については損傷を与えないよう、その周囲をｺﾝｸﾞﾘｰﾄ等の堅固な材料で覆うこと。また、仮設資材の設置にあたっては、機器類と十分な間隔を確保するとともに、接触時の事故を防止するため仮設資材にも養生を施すなど、不慮の事態に備えて万全の対策をとること。 ③作業は構内引き込み高圧交流負荷開閉器などを開放後、仮設電源への切り替えを行うこと。なお、養生及び試験等が完了し、安全が確認されるまで絶対に送電しないこと。 作業完了後は除去した石綿含有吹付け材が電気設備（ｲﾝﾊﾞｰﾄﾞ内部の機器等含む）に付着していないことを確認するとともに、各種試験を完了してから送電すること。 ④電気設備の迷・停電操作及び試験などは、専門業者に依頼するとともに、施設の電気主任技術者に立会いを求めること。 ⑤万一案中にて衝撃等を受けた場合は、電気主任技術者に必ず報告し、指示に従うこと。 (2)空気調和機・自家発電機等 ①建物運営上、石綿含有吹付け材の除去工事中にやむを得ず運転する必要がある設備機器の養生については、監督職員と十分に打ち合わせのうえ施工すること。 ②空調調和機及び送風機が運転されている場合で、ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ等が負圧を形成する部分については、石綿粉じんを吸込まないよう特に入念に養生すること。 注1)受水槽等運転機器については、全体をｺﾝｸﾞﾘｰﾄ及びﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰで覆うこと。なお通気を確保するため、送風機により給気を行い、ﾀﾞｲﾊﾞﾙｸﾞ以外より外部へ排気すること。 注2)給気口の位置については、石綿含有吹付け材の除去作業による石綿粉じんによる影響を受けない部分に設置すること。</p>	<p>設備機器の点検・報告 施工完了後、設備機器類及び保温・被覆については外観点検等を行い、工事により損傷したものについては現状に復旧すること。(3)吹出し吸込口及び(4)照明器具などの施工前、施工完了後に、石綿含有吹付け材を除去する部屋の電灯ｺﾝｸﾞﾘｰﾄ回路の絶縁測定を電気設備業者によって行い、報告書を作成のうえ監督職員に提出すること。 9.1.4 石綿含有保温材等の除去 ※石綿含有成形板の使用部位等の確認等は、特記9.1.1(5)による。 ※石綿事前調査を行うものも資格は、特記9.1.1(5)による。 (7)石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生ｼｰﾄ等を用いて区画する。 (4)石綿含有保温材等の除去作業を行う施工区画内は、当該作業者以外立入禁止とする。 (7)石綿含有保温材等の除去は、粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、原形のまま「手ばらし」で行う。 「手ばらし」以外の場合は、「9.1.3 石綿含有吹付け材の除去」を適用 (4)除去後の処理は、9.1.3(2)(7)(d)による。 (4)除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、9.1.3(2)(4)により、飛散防止措置を講ずる。 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、9.1.3(3)による。 (7)除去作業終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 (4)除去が十分行われたことを、原則として監督職員の立会いのもと、確認すること。 (4)設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した後、解体し、搬出する。</p>	<p>確認及び後片付け (7)除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行うこと。 (4)除去が十分行われたことを、原則として監督職員の立会いのもと、確認すること。 (4)設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した後、解体し、搬出する。</p>
<p>9.1.5 石綿含有成形板の除去一般事項</p>	<p>除去を行う石綿含有成形板の仕様 ※製品名、厚さ、使用部位、使用面積は図示による。 施工調査 ※受注者は電工に先立ち、（・施工範囲内・その他（ ））の石綿含有成形板の使用部位等の確認及び記録を行い、監督職員に提出すること。 除去工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行うこと。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出すること。 ①石綿含有成形板使用部位の確認 石綿含有成形板の面積の確認 ②石綿含有成形板の種類、厚さ等の確認 ③石綿含有成形板使用数量の確認 目視による劣化状況の確認 周辺状況の調査 ④施工範囲と工事管理区分の確認 ⑤廃棄物等の搬出方法について ⑥その他 ※施工計画 着工に先立ち、石綿含有成形板の除去工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受けすること。 なお、施工計画書に記載すべき事項は次のとおりとする。 ①工事概要（工事名称、工事場所、工事期間、工事内容（部位別の状況及び工法）、その他） 工事内容に関しては、石綿含有成形板使用部位（屋根、外壁、天井、内壁、梁等）と、施工単位ごとの石綿含有成形板の種類、使用面積が示されており、かつ、どのような除去工事の工法（原則手ばらし）で行うか等の工法の概要を記載すること。また、作業周辺図、石綿含有成形板除去場所の位置、除去した石綿含有成形板の保管場所の位置及び工事管理の範囲を示すこと。 ②管理組織（工事監理者、石綿作業主任者、収集運搬業者、処分業者等） ③安全衛生管理及び飛散防止対策 ④使用用具、機器類、材料及び使用処理剤等 ⑤工事の流れ（作業方法、順序） ⑥仮設計画（足場、養生） ⑦作業要領（作業計画図面を含む。） ⑧確認、検査方法 ⑨工事工程表 ⑩その他必要事項</p>	<p>9.1.5 石綿含有成形板の除去一般事項 石綿含有成形板除去工事の施工に際しては、特記9.1.1による。 ※製品名、厚さ、使用部位、使用面積は図示による。 ※受注者は電工に先立ち、（・施工範囲内・その他（ ））の石綿含有成形板の使用部位等の確認及び記録を行い、監督職員に提出すること。 除去工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行うこと。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出すること。 ①石綿含有成形板使用部位の確認 石綿含有成形板の面積の確認 ②石綿含有成形板の種類、厚さ等の確認 ③石綿含有成形板使用数量の確認 目視による劣化状況の確認 周辺状況の調査 ④施工範囲と工事管理区分の確認 ⑤廃棄物等の搬出方法について ⑥その他 ※施工計画 着工に先立ち、石綿含有成形板の除去工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受けすること。 なお、施工計画書に記載すべき事項は次のとおりとする。 ①工事概要（工事名称、工事場所、工事期間、工事内容（部位別の状況及び工法）、その他） 工事内容に関しては、石綿含有成形板使用部位（屋根、外壁、天井、内壁、梁等）と、施工単位ごとの石綿含有成形板の種類、使用面積が示されており、かつ、どのような除去工事の工法（原則手ばらし）で行うか等の工法の概要を記載すること。また、作業周辺図、石綿含有成形板除去場所の位置、除去した石綿含有成形板の保管場所の位置及び工事管理の範囲を示すこと。 ②管理組織（工事監理者、石綿作業主任者、収集運搬業者、処分業者等） ③安全衛生管理及び飛散防止対策 ④使用用具、機器類、材料及び使用処理剤等 ⑤工事の流れ（作業方法、順序） ⑥仮設計画（足場、養生） ⑦作業要領（作業計画図面を含む。） ⑧確認、検査方法 ⑨工事工程表 ⑩その他必要事項</p>	<p>施工記録 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出すること。 施工記録報告書は下記事項により作成すること。 ①施工計画書 ②工事記録及び工事写真（除去処理工事期間、除去処理事業者名、除去工事場所、部位、工事写真等） ③産業廃棄物処理記録 ④施工調査等記録 ⑤作業者の作業記録 ⑥その他必要事項 受注者及び石綿含有成形板の除去工事を施工した者は、石綿則第35条に基づき、作業の記録（作業者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要）を事業者が処理工事に従事しなくなってから40年間保管すること。 受注者及び石綿含有成形板の除去工事を施工した者は、石綿則第41条に基づき健康診断の結果の記録を事業者が処理工事に従事しなくなってから40年間保管すること。 受注者及び石綿含有成形板の除去工事を施工した者は、じん肺法に基づきじん肺健康診断を実施した場合は、その記録を保存しておくこと。 受注者は、石綿に関する特別教育を行った場合は、その記録を保存しておくこと。 受注者は、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約書は契約終了日から5年間保存すること。</p>
<p>官公署その他への手続き</p>	<p>石綿作業主任者 9.1.2による。 除去作業者 9.1.2による。 事前教育 9.1.2による。 施工区画 石綿含有成形板除去工事の施工にあたっては、直接除去を行う作業区域（場所）、廃棄物保管場所等、除去工事に直接、間接に関係する箇所を区画を行うこと。 表示及び掲示 作業開始前に作業区域の近くの見やすい場所に、第3章9.1.2(6)表示及び掲示の表中の表示及び掲示を行うこと。また、周辺住民の見やすい箇所に、第3章9.1.2(6)表示及び掲示の①、②の掲示を行うこと。 保護具・保護衣 9.1.2による。 石綿含有成形板の除去 (1)養生等 (7)石綿含有成形板の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生ｼｰﾄ等を用いて区画すること。 建物内部で除去作業を行う場合は、除去場所を他の場所と隔離すること。なお、除去場所において、外部との空気の流通を避けるために、ガラスの破損箇所又は換気扇等をﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰ等で塞ぐこと。 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分をﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰ等で囲い、周辺環境への石綿粉じんの飛散を防止すること。 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で塞ぐこと。</p>	<p>官公署その他への手続き 石綿排出等作業実施届出書（府条例第40条の7） 時期：作業の開始日の14日前まで 提出先：大阪府知事又は大阪府法に基づく政令市長 9.1.2による。 9.1.2による。 9.1.2による。 石綿含有成形板除去工事の施工にあたっては、直接除去を行う作業区域（場所）、廃棄物保管場所等、除去工事に直接、間接に関係する箇所を区画を行うこと。 作業開始前に作業区域の近くの見やすい場所に、第3章9.1.2(6)表示及び掲示の表中の表示及び掲示を行うこと。また、周辺住民の見やすい箇所に、第3章9.1.2(6)表示及び掲示の①、②の掲示を行うこと。 9.1.2による。 (7)石綿含有成形板の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生ｼｰﾄ等を用いて区画すること。 建物内部で除去作業を行う場合は、除去場所を他の場所と隔離すること。なお、除去場所において、外部との空気の流通を避けるために、ガラスの破損箇所又は換気扇等をﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰ等で塞ぐこと。 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分をﾌﾞﾗｯｼﾞｬｰ等で囲い、周辺環境への石綿粉じんの飛散を防止すること。 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で塞ぐこと。</p>	<p>試験施工について 各工区各棟にて試験施工を行った上で本施工とすること。 ※レベル1相当の養生は10㎡程度を想定。 ※除去方法については、試験結果をもとに関係機関に確認の上、本施工を行うこと。</p>
<p>工事名称：大阪府豊后松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）</p>	<p>型式名：【2工区】2・3号棟</p>	<p>図面名称：特記仕様書（撤去）（3）</p>	<p>大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課 縮尺 A1 — A2 — A3 — 図面番号 04 / 40</p>



仮設凡例	
記号	名称
——	施工境界線
□	計画地
↑	工事車両進入ルート(大型車)
⊙1	交通誘導員(1名)【1工区負担】
⊙3	交通誘導員(2名)【3工区負担】

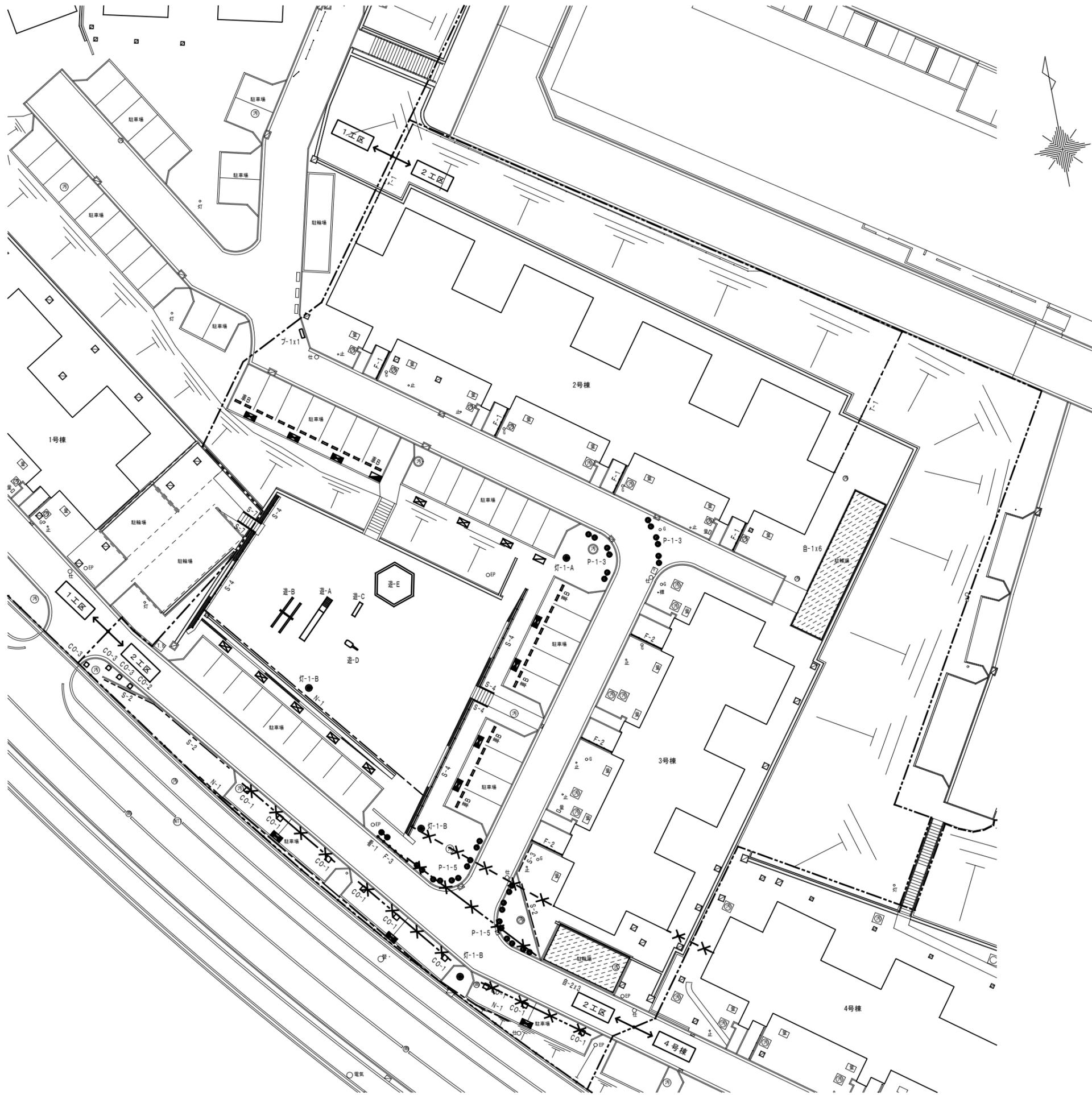


工事名称: 大阪府営若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)			
型式名: 【2工区】2・3号棟			
図面名称: 付近見取図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課			05 41
縮尺	A1	1/2500	
A2	A3	1/5000	



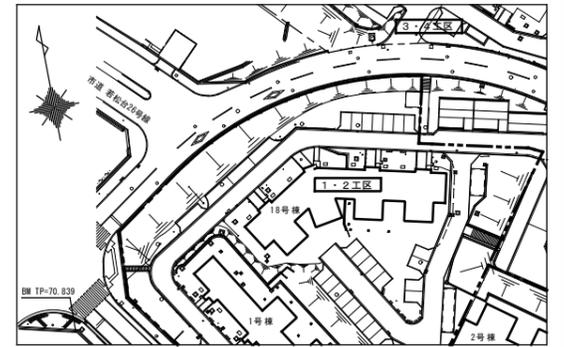
棟別		2号棟							
階数別		2-A	2-B	2-C	2-D	2-E	2-F	2-G	2-H
	5F	109	110	209	210	309	310	409	410
	4F	107	108	207	208	307	308	407	408
	3F	105	106	205	206	305	306	405	406
	2F	103	104	203	204	303	304	403	404
1F	101	102	201	202	301	302	401	402	

棟別		3号棟							
階数別		3-A	3-B	3-C	3-D	3-E	3-F		
	5F	109	110	209	210	309	310		
	4F	107	108	207	208	307	308		
	3F	105	106	205	206	305	306		
	2F	103	104	203	204	303	304		
1F	101	102	201	202	301	302			



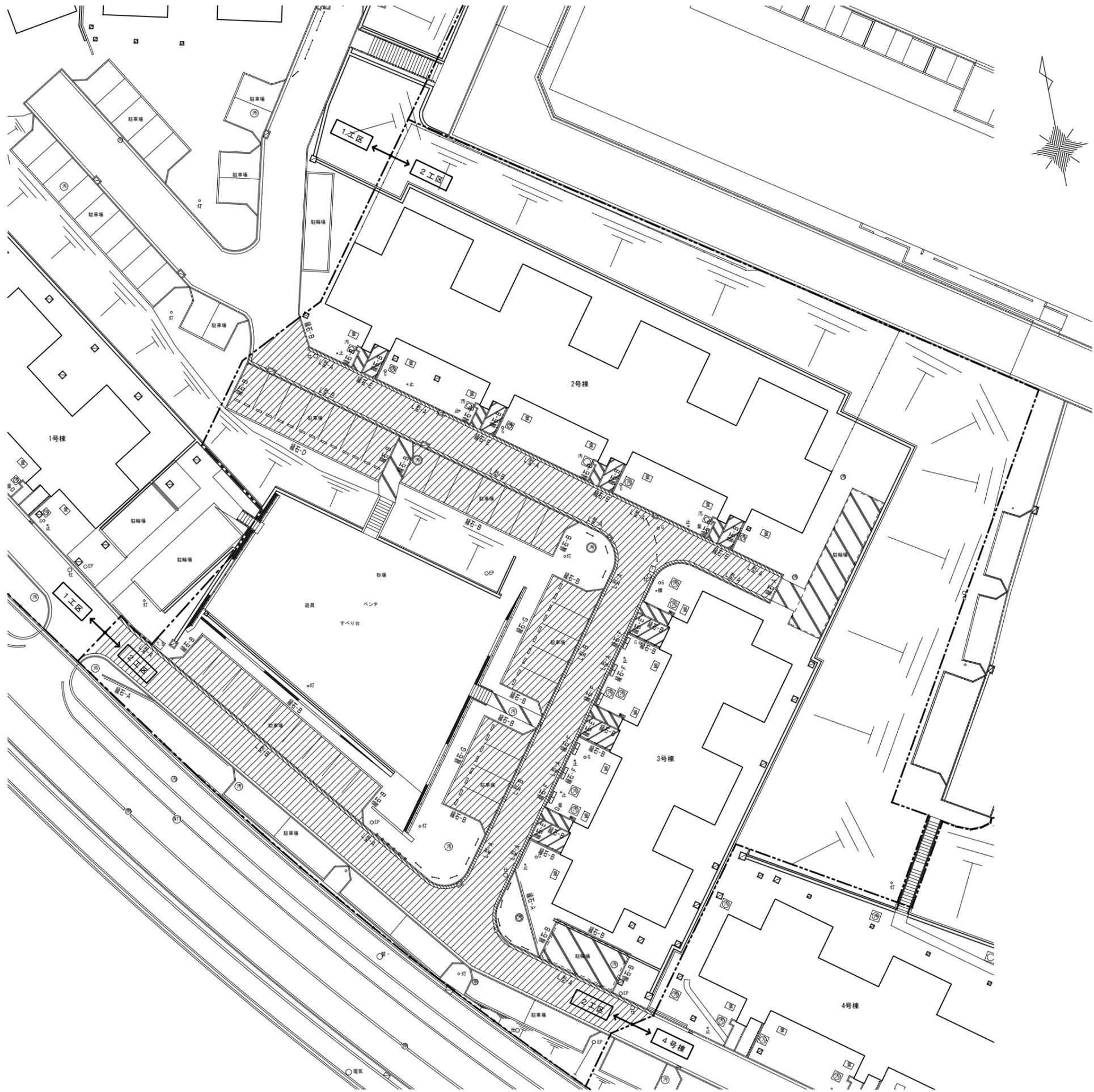
撤去・移設・凡例

記号	名称	備考	区分	
---	施工境界線			
自-	自転車置場	撤去詳細図による	1 S	撤去
●灯-	外灯	撤去詳細図による	2 S	撤去
N-1	ネットフェンス	撤去詳細図による	21 S	撤去
T-1	縦格子フェンス	撤去詳細図による	20 S	撤去
F-1	手摺	撤去詳細図による	18 S	撤去
F-2	手摺	撤去詳細図による	18 S	撤去
F-3	手摺	撤去詳細図による	18 S	撤去
S-1	スチール柵	撤去詳細図による	19 S	撤去
S-2	スチール柵	撤去詳細図による	19 S	撤去
S-3	スチール柵	撤去詳細図による	19 S	撤去
S-4	スチール柵	撤去詳細図による	19 S	撤去
S-5	スチール柵	撤去詳細図による	19 S	撤去
S-6	スチール柵	撤去詳細図による	19 S	撤去
S-7	スチール柵	撤去詳細図による	19 S	撤去
●●看-1	看板	撤去詳細図による	6 S	撤去
●●看-2	看板	撤去詳細図による	6 S	撤去
☒	駐車場ナンバープレート (脚付 1台用)	撤去詳細図による	9 S	撤去
☒	駐車場ナンバープレート (脚付 2台用)	撤去詳細図による	9 S	撤去
☒	駐車場ナンバープレート (壁付 1台用)	撤去詳細図による	9 S	撤去
☒	駐車場ナンバープレート (壁付 2台用)	撤去詳細図による	9 S	撤去
遊-A	遊具(スベリ台)	撤去詳細図による	22 S	撤去
遊-B	遊具(シーソー)	撤去詳細図による	23 S	撤去
遊-C	遊具(ベンチ)	撤去詳細図による	24 S	撤去
遊-D	遊具(具像)	撤去詳細図による	25 S	撤去
遊-E	遊具(砂場)	撤去詳細図による	26 S	撤去
□CO-	コンクリート塊	撤去詳細図による	5 S	撤去
車B	車止めブロック	撤去詳細図による	4 S	撤去
●●P-	バリカー	撤去詳細図による	8 S	撤去
✂✂✂	仮設単管バリケード 撤去	(計82m)		撤去
✂✂✂	仮設フェンスバリケード 撤去	W1770 x H1800 (計50枚)		撤去

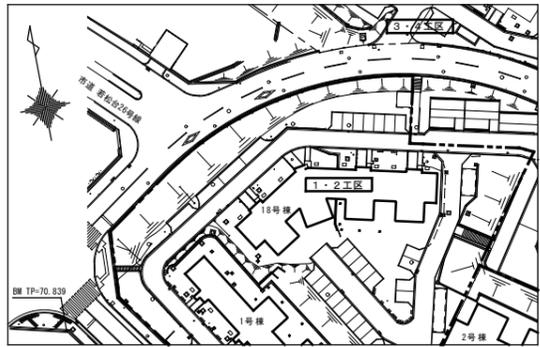


工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）
 型式名：【2工区】2・3号棟
 図面名称：撤去配置図（工作物等）

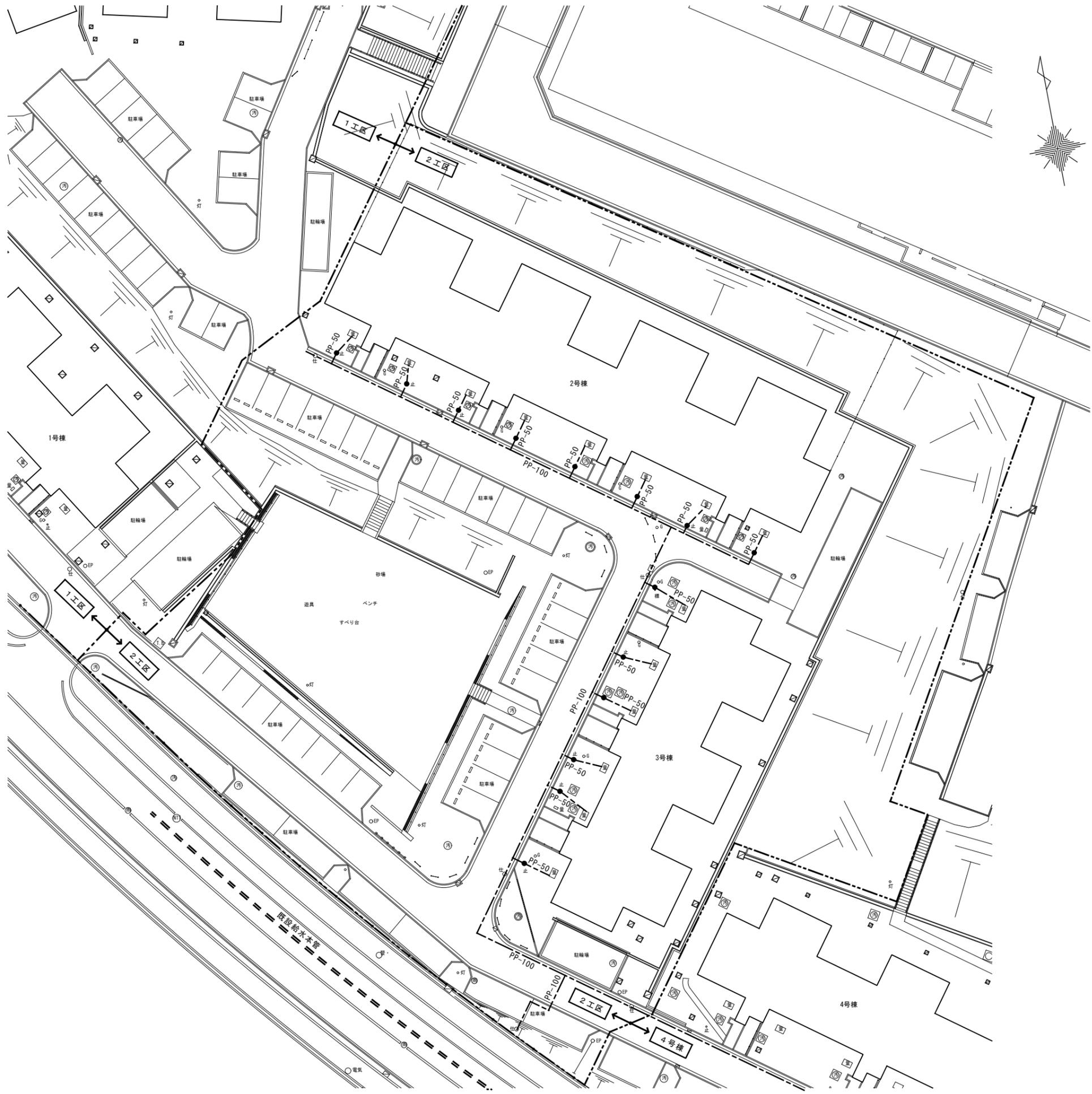
大阪府住宅まちづくり部		07
公共建築室住宅建築課		
縮尺	A1 1/200	40
	A2 - A3 1/400	



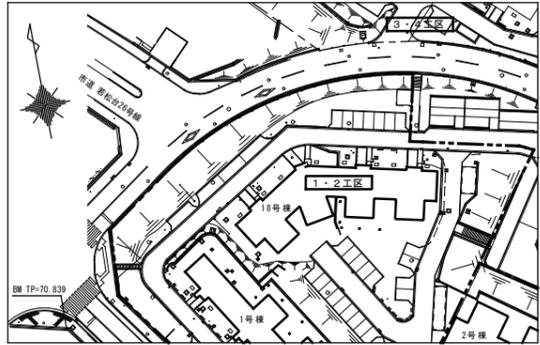
撤去・移設・凡例			
記号	名称	備考	区分
---	施工境界線		
	アスファルト舗装	撤去詳細図による	$\frac{7}{S}$ 撤去
	コンクリート舗装	撤去詳細図による	$\frac{7}{S}$ 撤去
	平板舗装	撤去詳細図による	$\frac{7}{S}$ 撤去
	緑石	撤去詳細図による	$\frac{3}{S}$ 撤去
	L型側溝	撤去詳細図による	$\frac{10}{S}$ 撤去



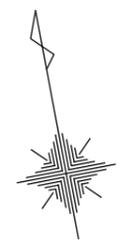
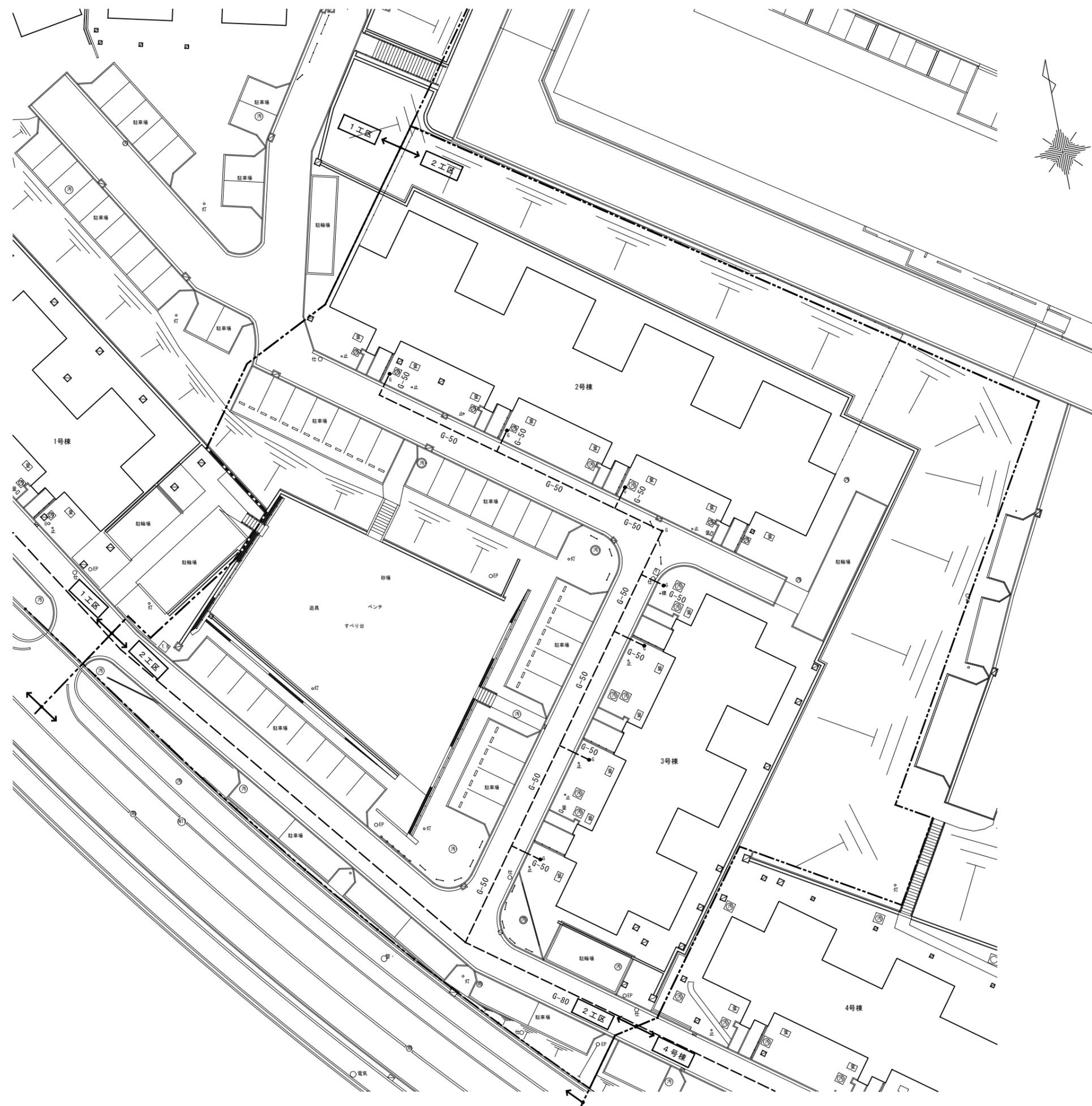
工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）			
型式名：【2工区】2・3号棟			
図面名称：撤去配置図（舗装等）			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		縮尺	08 / 40
A1	1/200		
A2	1/400		



撤去・移設・凡例			
記号	名称	備考	区分
---	施工境界線		
○	既設給水管		存置
—	給水管 (管種・管径)		撤去
注 記 1. 掘削・単管打込み等の工事を行う際は関係各所に支障がないか確認の上安全に施工のこと 2. 給水引込、給水管工事、水道メーター等水道に係る一切の工事は水道局指定業者を使用して行うこと。また、それに係る申請等の諸経費も本工事に含む 3. 給水切断の際には断水・赤水に十分留意の上施工のこと 4. 既設排水管等は適宜養生し、破損させないこと			



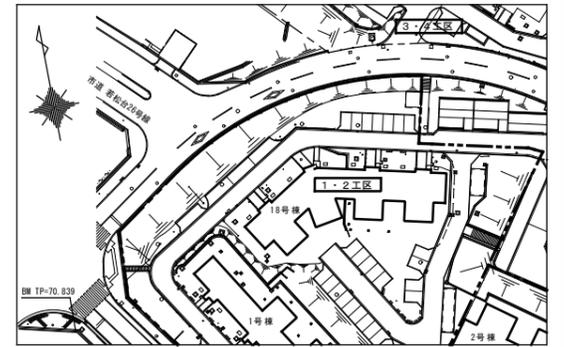
工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）			
型式名：【2工区】2・3号棟			
図面名称：撤去配置図（給水管）			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課			11 / 40
縮尺	A1	1/200	
A2	—	A3 1/400	



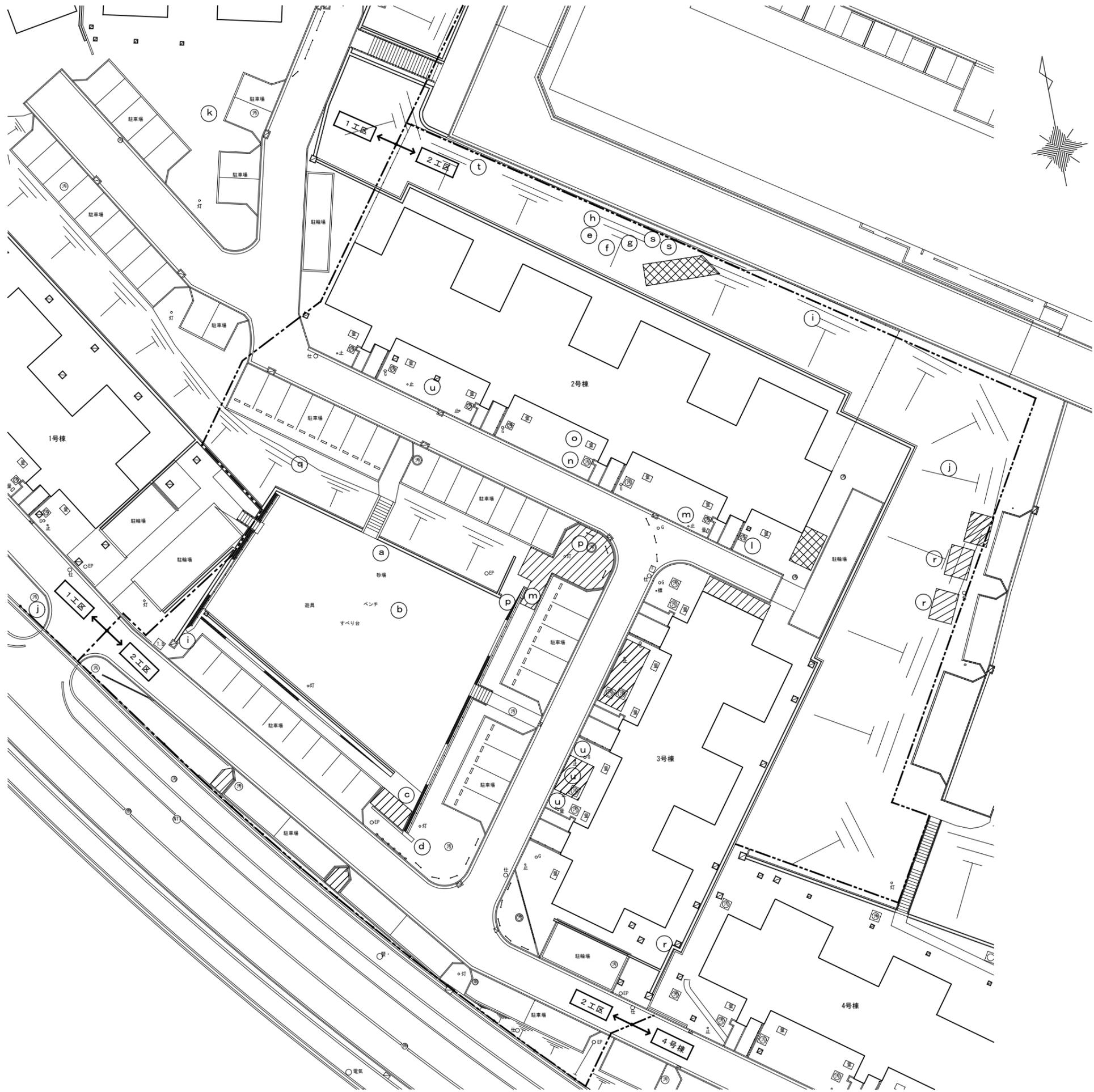
撤去・移設・凡例

記号	名称	備考	区分
---	施工境界線		
G-50	既設ガス管(管径)		存置
-G-50	ガス管(管径)		撤去

注記
 1. ガス管の切断及びガスメーターの撤去は完了済のため、ガス管のみ撤去すること
 2. 掘削・単管打込み等の工事を行う際は大阪ガス等関係各所に支障がないか確認の上安全に施工のこと
 ※ 存置するガス管に十分注意して施工すること



工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）			
型式名：【2工区】2・3号棟			
図面名称：撤去配置図（ガス管）			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課			12 40
縮尺	A1	1/200	
A2	-	A3 1/400	



撤去樹木（高木・中木）リスト

記号	高さ	幹周	枝張	備考
a	5.00	0.30	2.00	
b	10.00	0.60	5.00	
c	4.00	0.08	2.00	
d	4.00	0.20	3.00	
e	5.00	0.10	5.00	
f	5.00	0.12	5.00	
g	5.00	0.10	5.00	
h	5.50	0.30	5.00	
i	6.00	0.20	5.00	2本
j	3.50	0.30	2.00	
k	10.00	0.40	5.00	
l	1.00	0.01	1.00	
m	5.00	0.10	2.00	2本
n	2.50	0.04	1.00	
o	2.00	0.04	1.00	
p	2.00	0.02	0.50	2本
q	2.50	0.05	1.00	
r	2.00	0.02	1.00	3本
s	3.00	0.04	2.00	2本
t	2.00	0.05	2.00	
u	1.00	0.02	1.00	4本

撤去樹木（低木） 緑地面積表

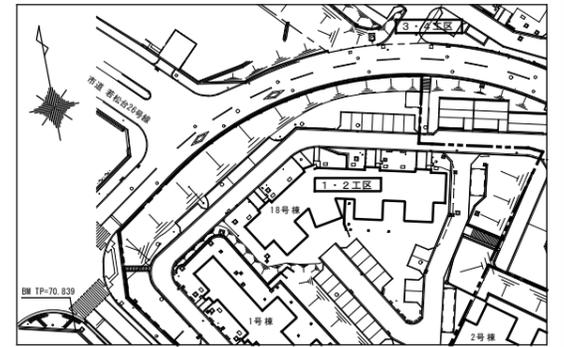
	109.3m ²
--	---------------------

撤去樹木（高木・中木） 緑地面積表

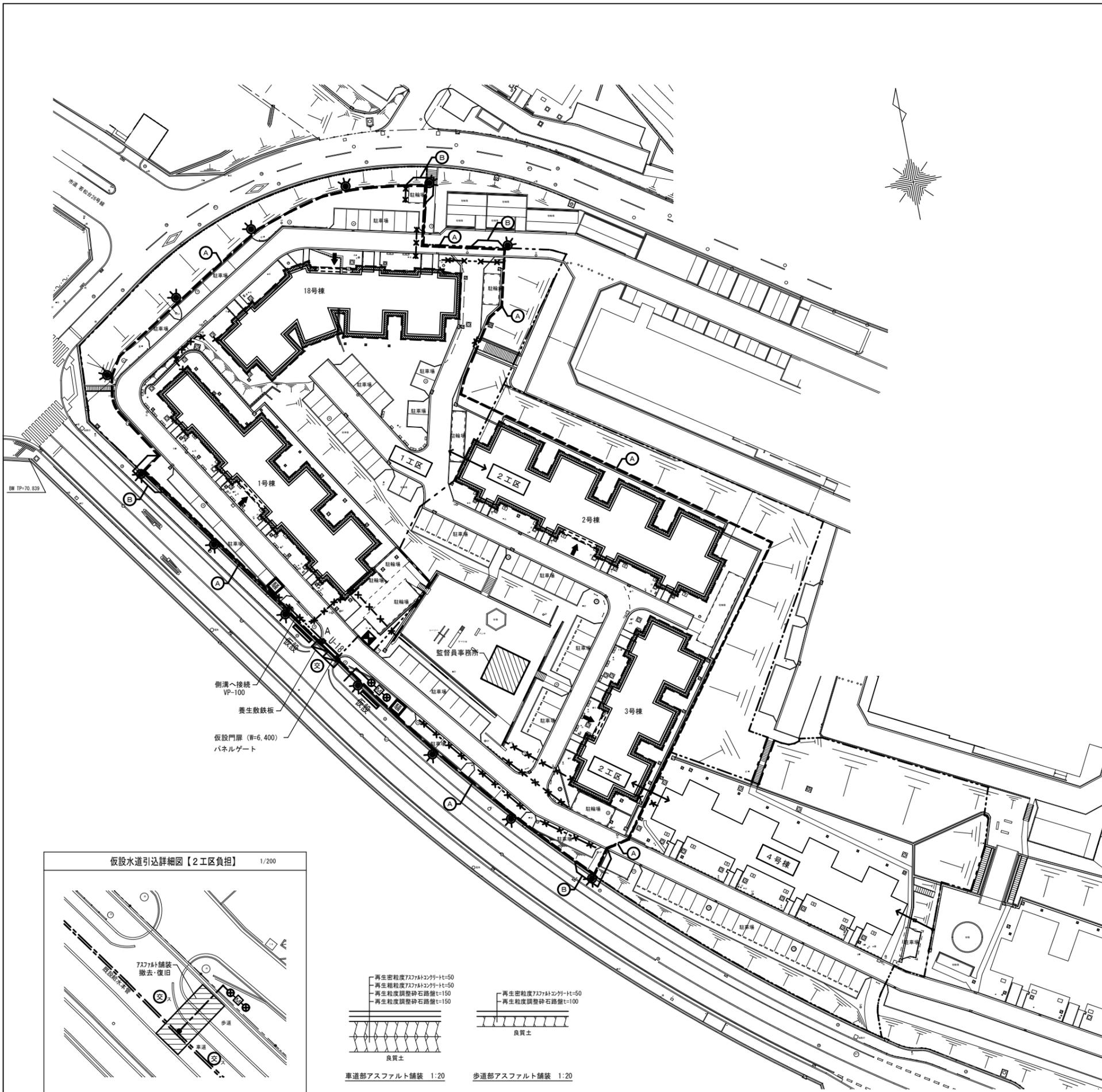
	41.0m ²
--	--------------------

--- 工事範囲

※数量は参考とする。
注) 樹木は全て抜根のこと

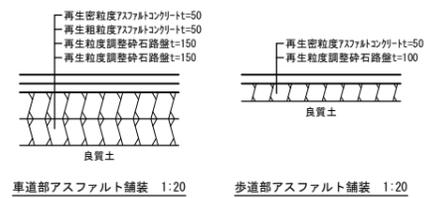
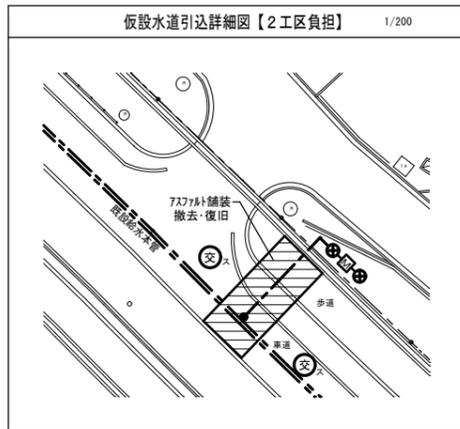


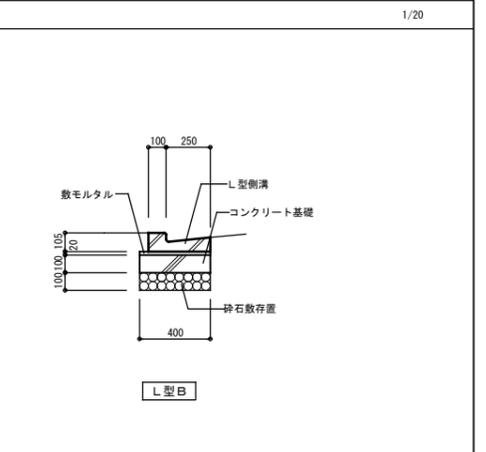
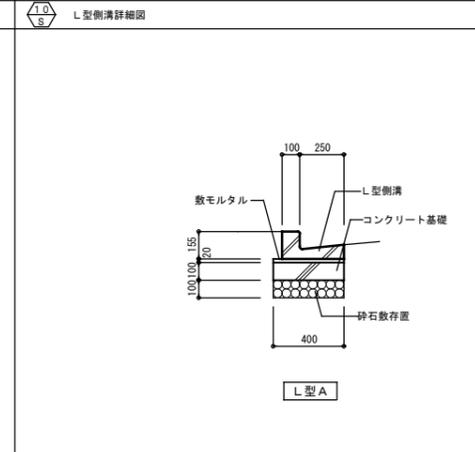
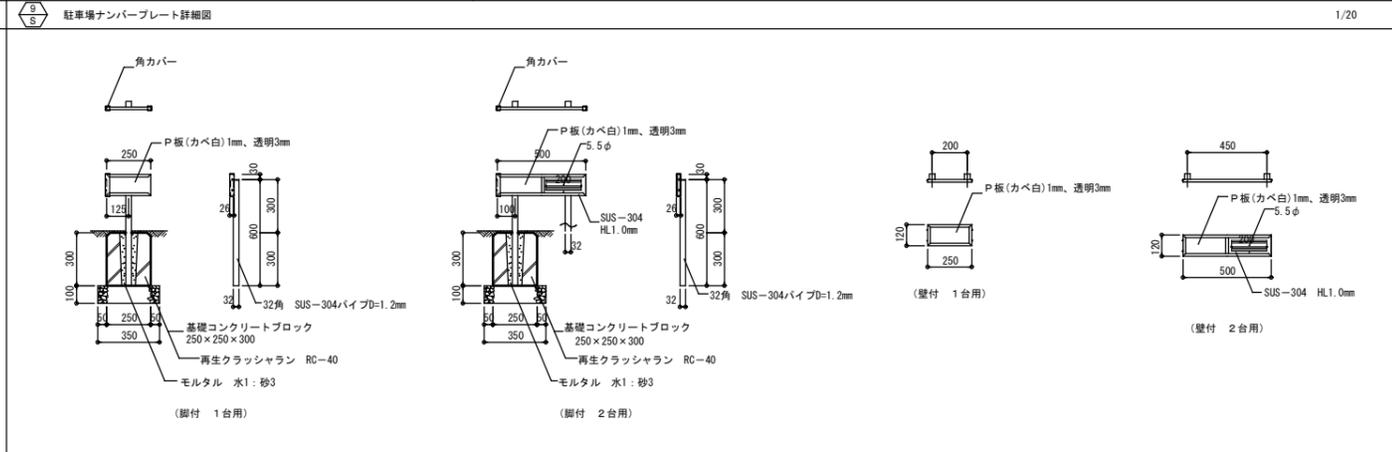
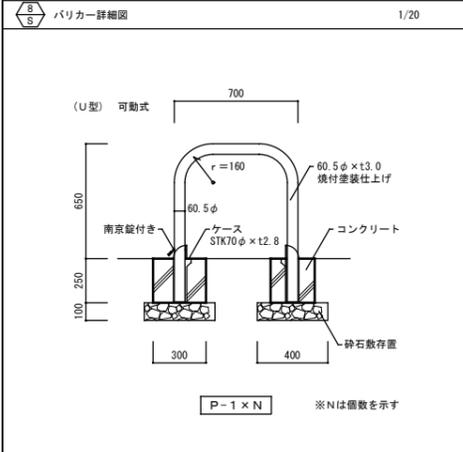
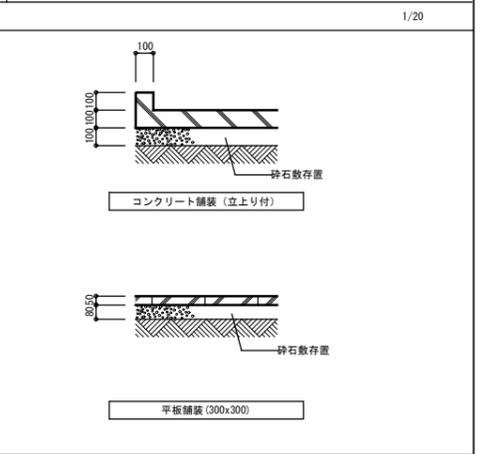
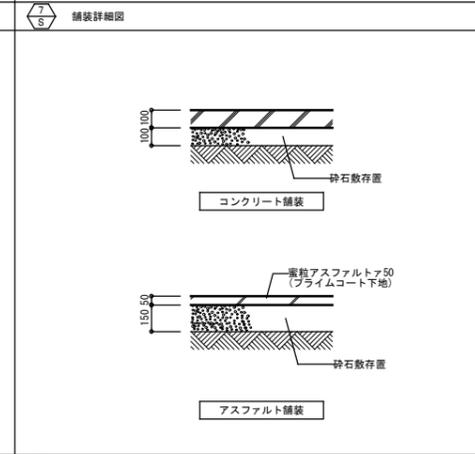
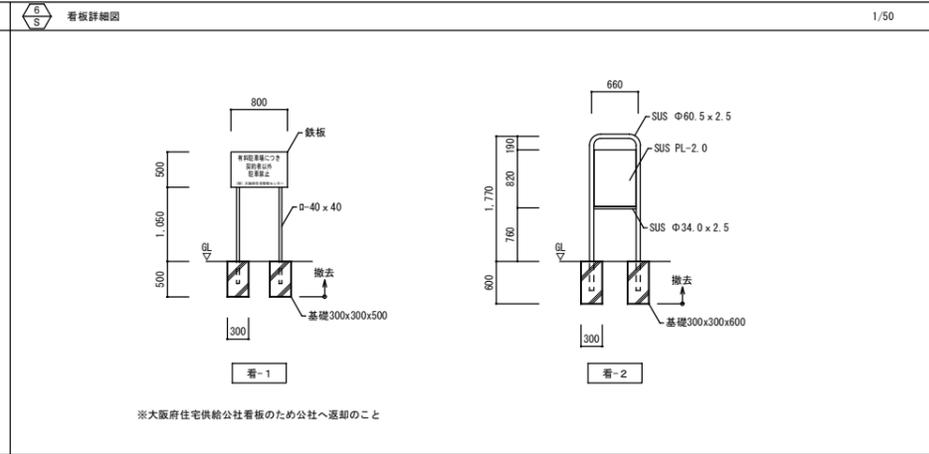
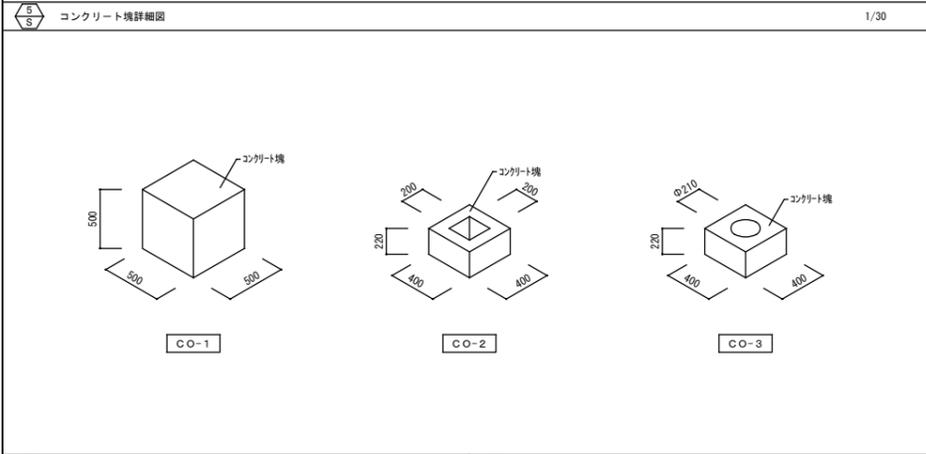
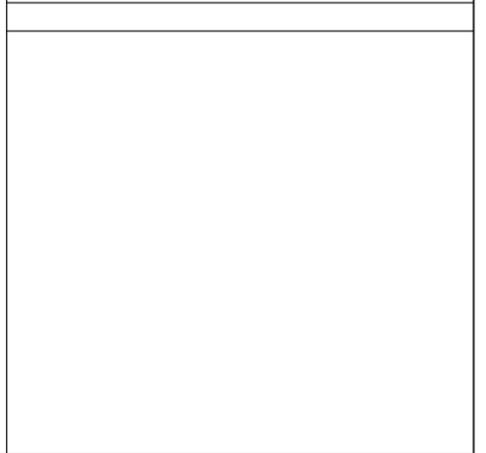
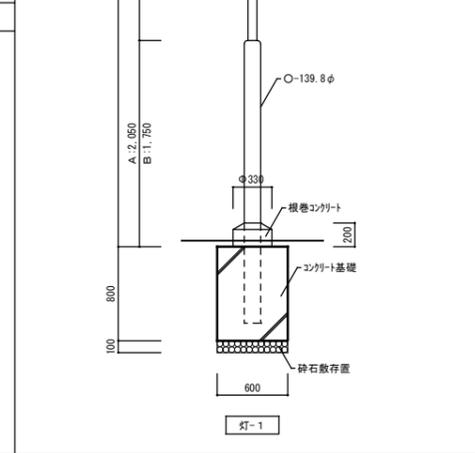
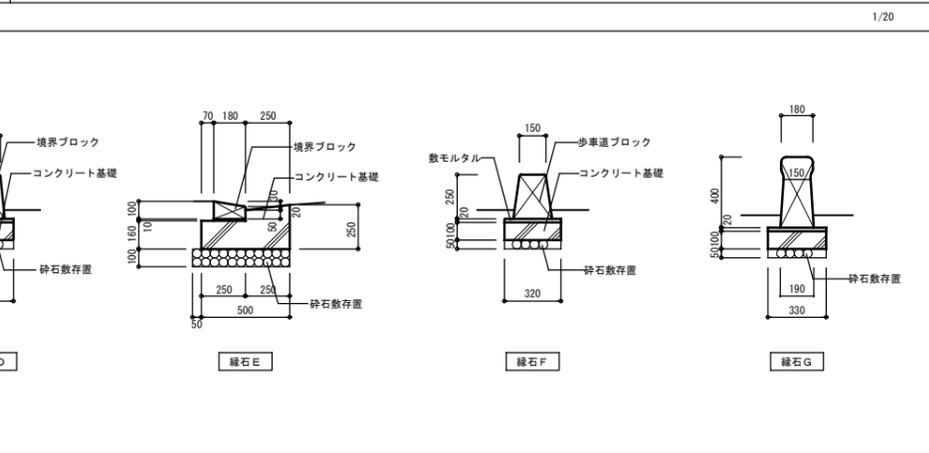
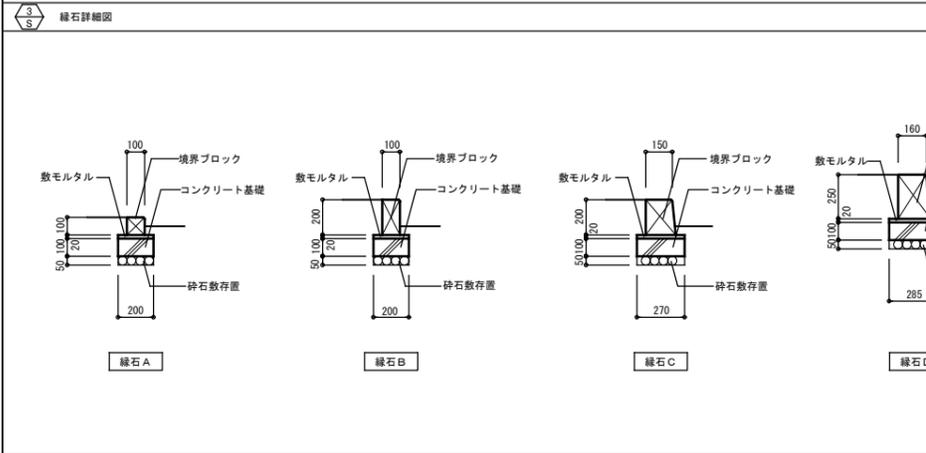
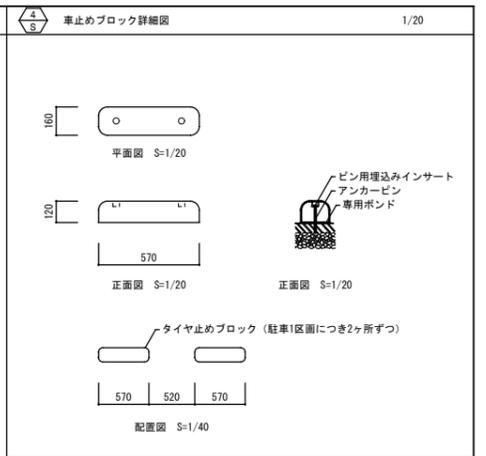
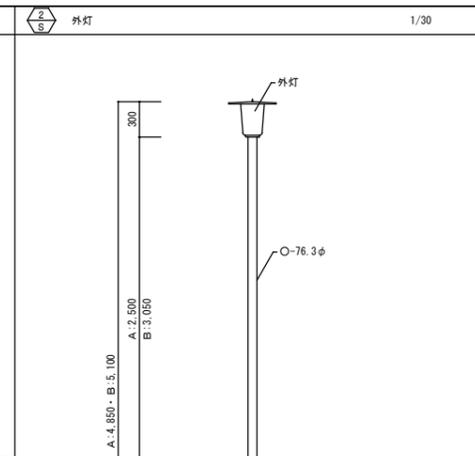
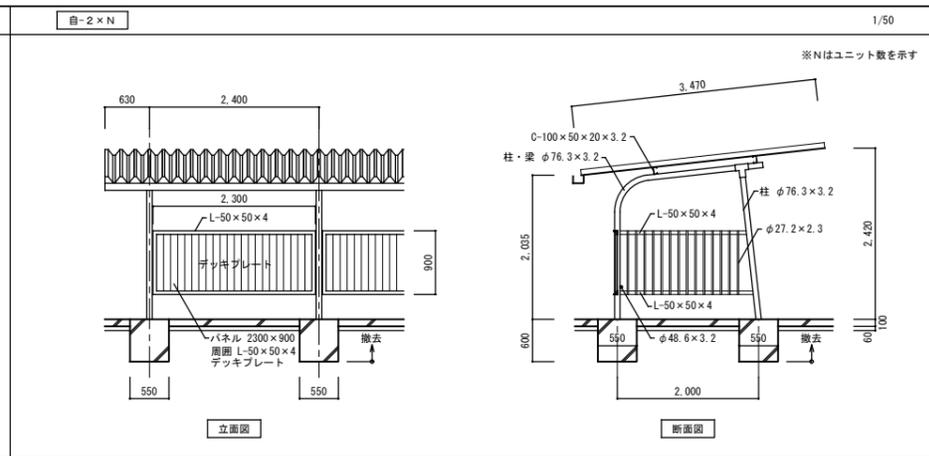
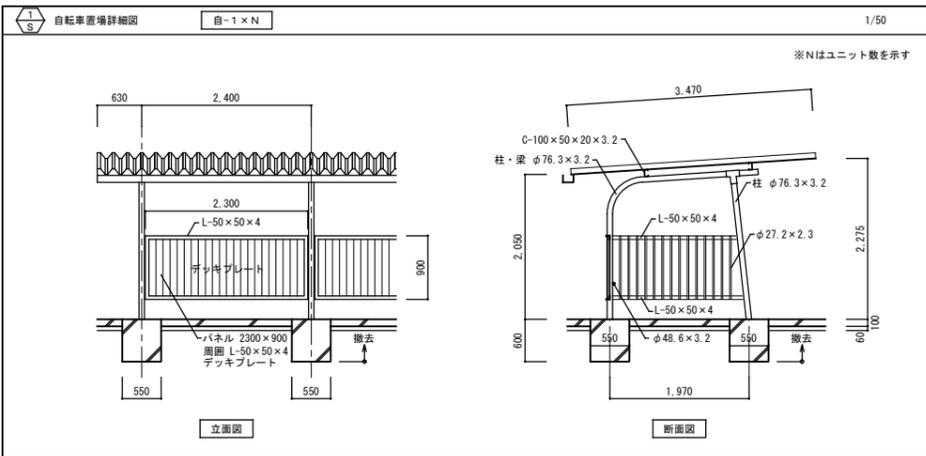
工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）			
型式名：【2工区】2・3号棟			
図面名称：撤去配置図（補載）			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課			13 40
縮尺	A1	1/200	
A2	-	A3 1/400	



仮設凡例				
記号	名称	備考	区分	
---	施工境界線			
▨	枠組本足場 (特記なきは防音シート張)	撤去詳細図による	① K	新設・存置
⚡	仮設門扉 (W=6,400) パネルゲート	撤去詳細図による	② K	新設・存置
---	仮囲鋼板 控え式 H=3000	撤去詳細図による	③ K	新設・存置
Ⓐ	カラー鋼板			
Ⓑ	ポリカーボネイト			
⦿	仮設電灯	撤去詳細図による	④ K	新設・存置
▬	仮設看板	撤去詳細図による	⑤ K	
⊠	仮設会所	撤去詳細図による	⑥ K	新設・存置
U-18	U形側溝 (W=180)・グレーチング	撤去詳細図による	⑦ K	新設・存置
⊗	交通誘導員【1工区負担】			
⊗	交通誘導員(スポット)【2工区負担】			
⊗-M-⊗	仮設水道 (40φ)【2工区負担】	メーターは水道局に返却		新設・存置
⊠	ジェットポンプ(洗車用)【2工区負担】			新設・撤去
⊠	騒音振動計			新設・撤去
▨	監督員事務所【1工区負担】			新設・撤去
▨	アスファルト舗装			撤去・復旧
←	住棟とりこわし進入位置			

- 仮設凡例
- 掘削・単管打込み等の工事を行う際は関係各所に支障がないか確認の上安全に施工のこと
 - 解体撤去工事に伴い既設杭の種類・径・位置の調査を実施し、位置図を提出すること
 - 給水引込、給水管工事、水道メーター等水道に係る一切の工事は水道局指定業者を使用して行うこと
また、それに係る申請等の諸経費も本工事に含む
 - 給水切断の際には断水・赤水に十分留意の上施工のこと
 - 既設排水管等は適宜養生し、破損させないこと



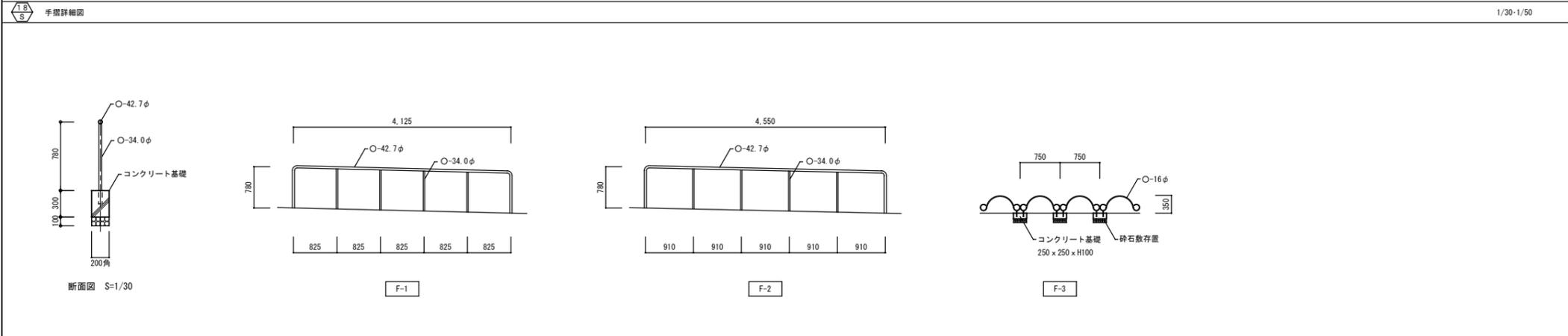
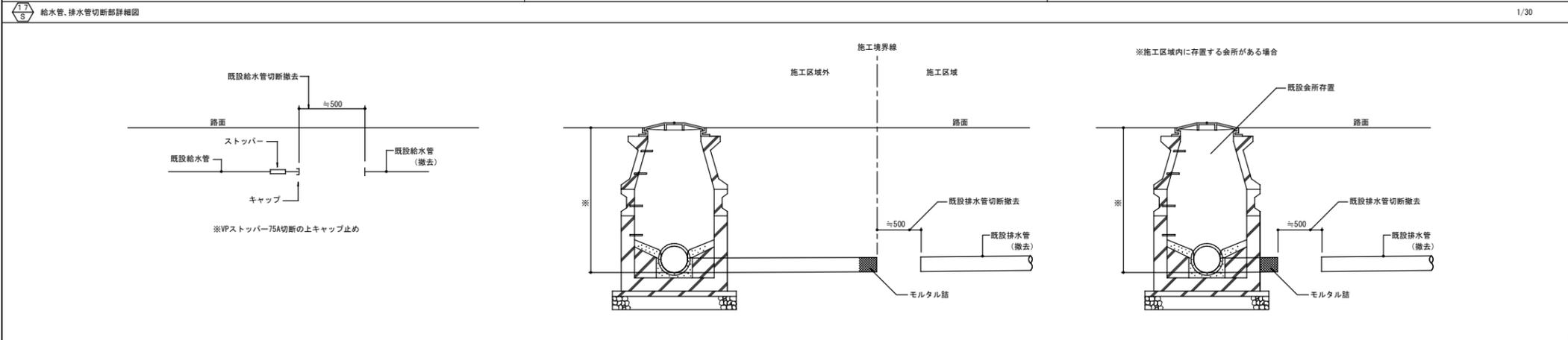
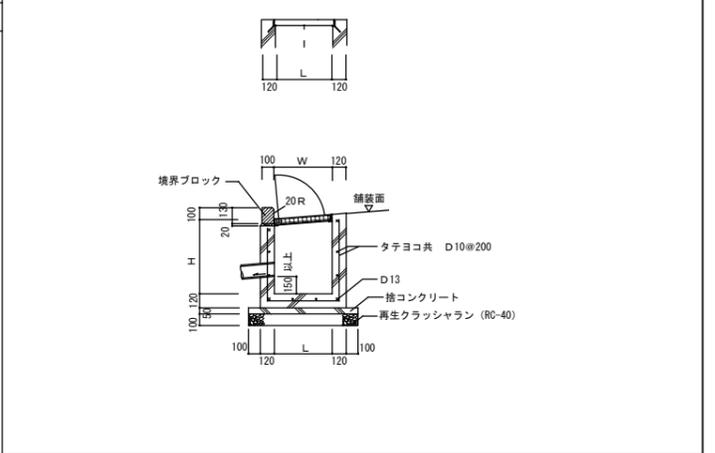
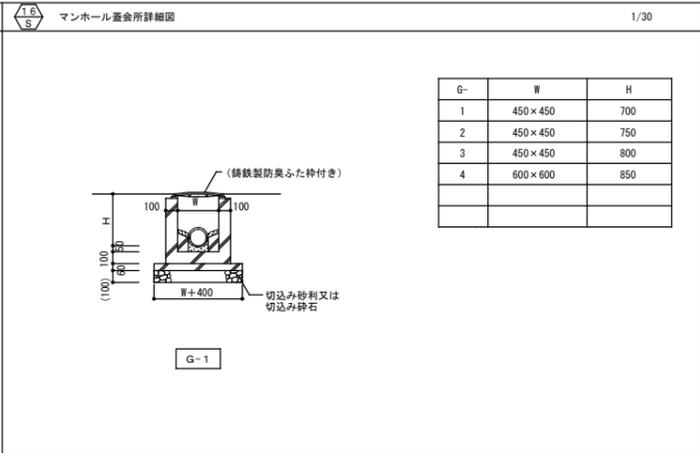
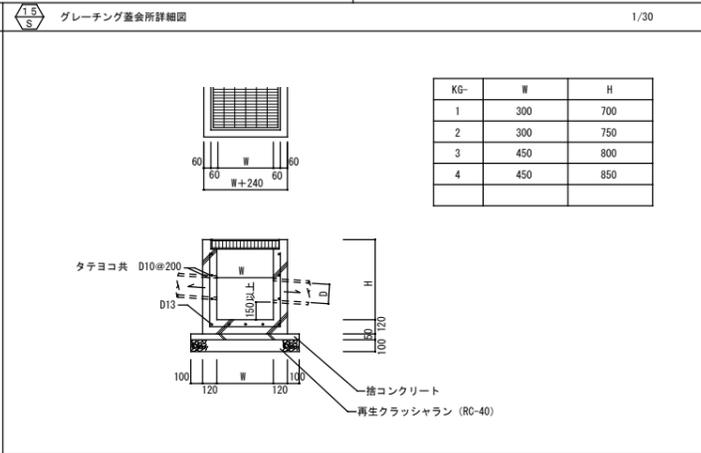
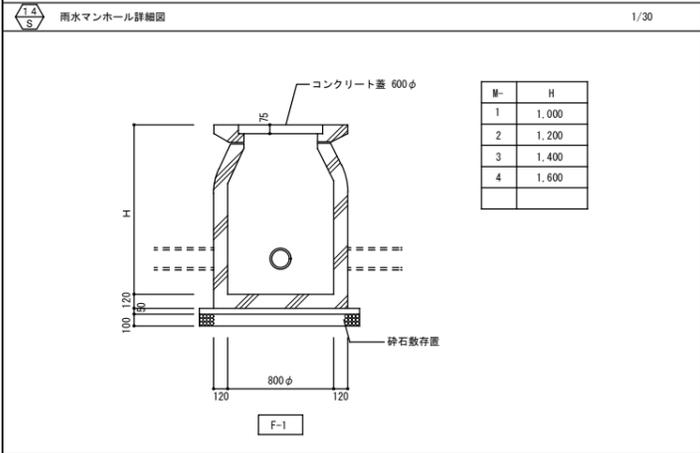
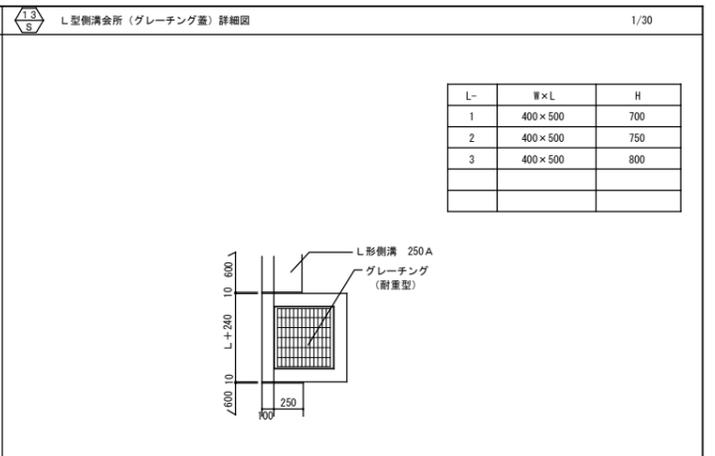
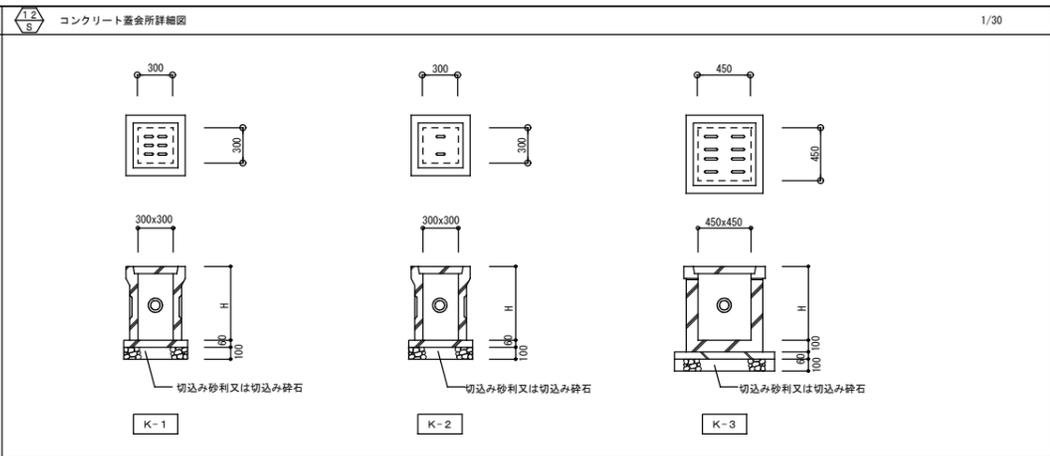
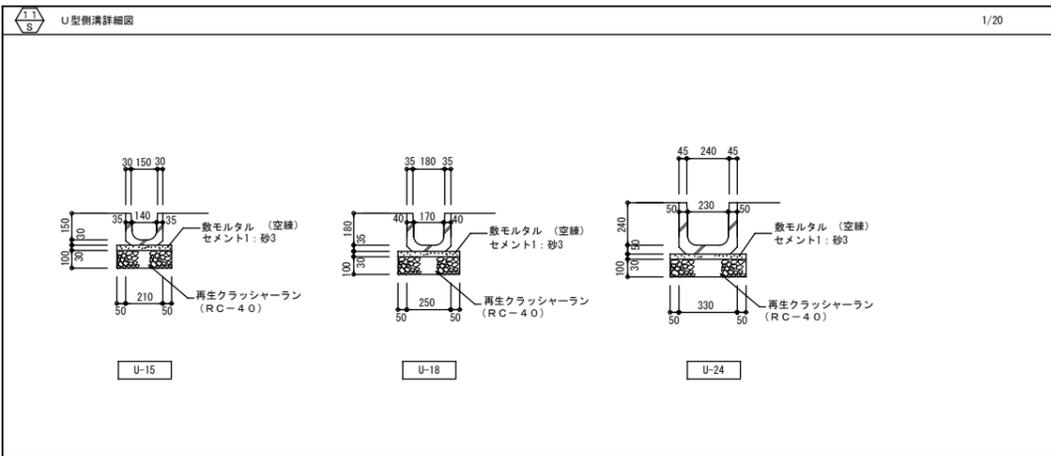


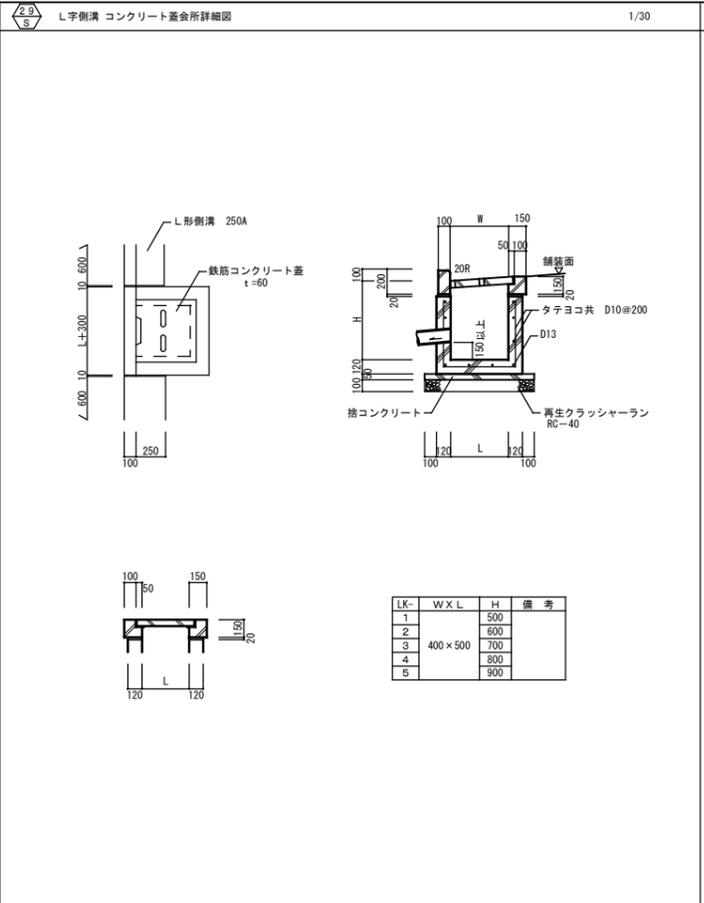
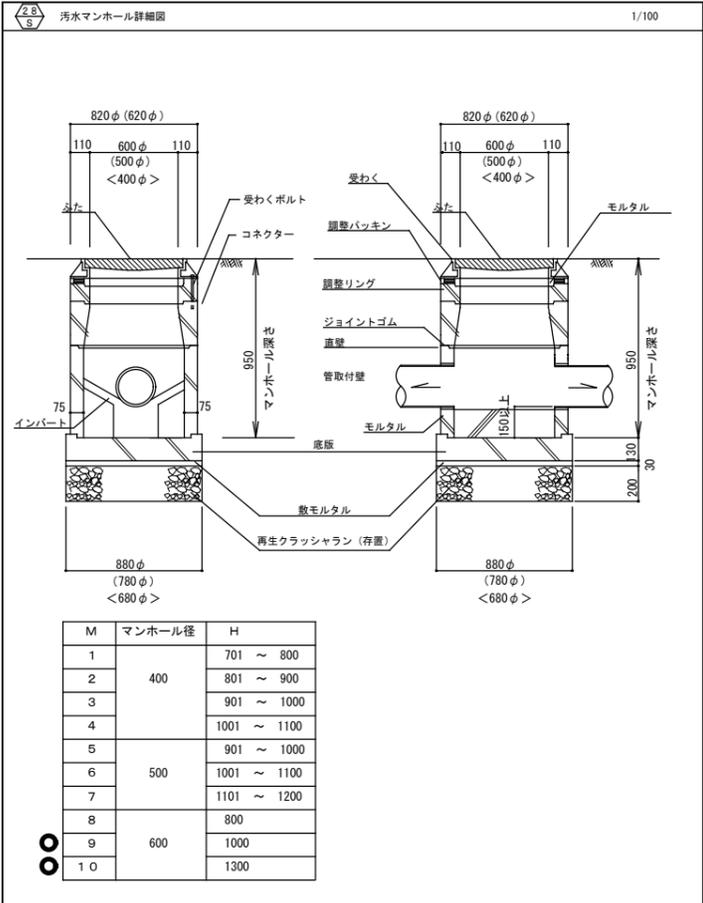
工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）

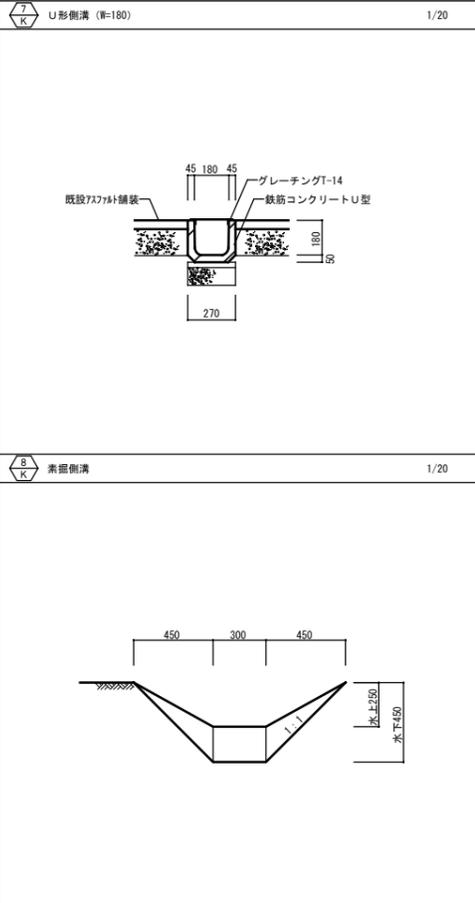
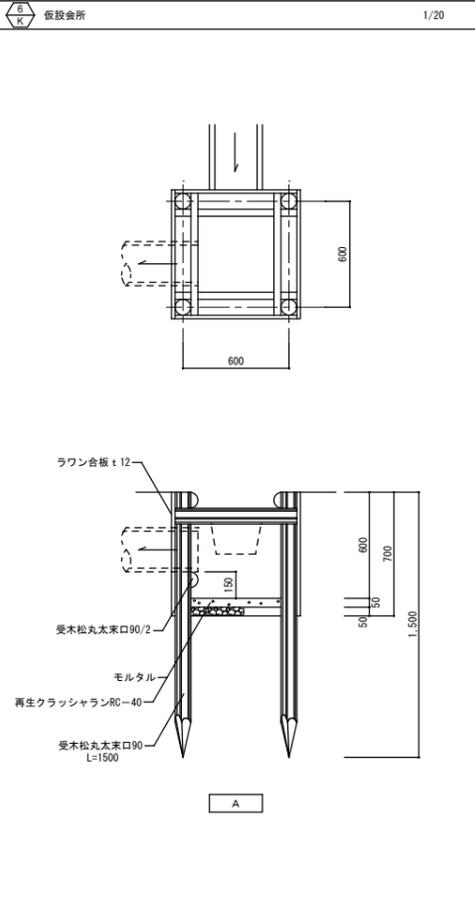
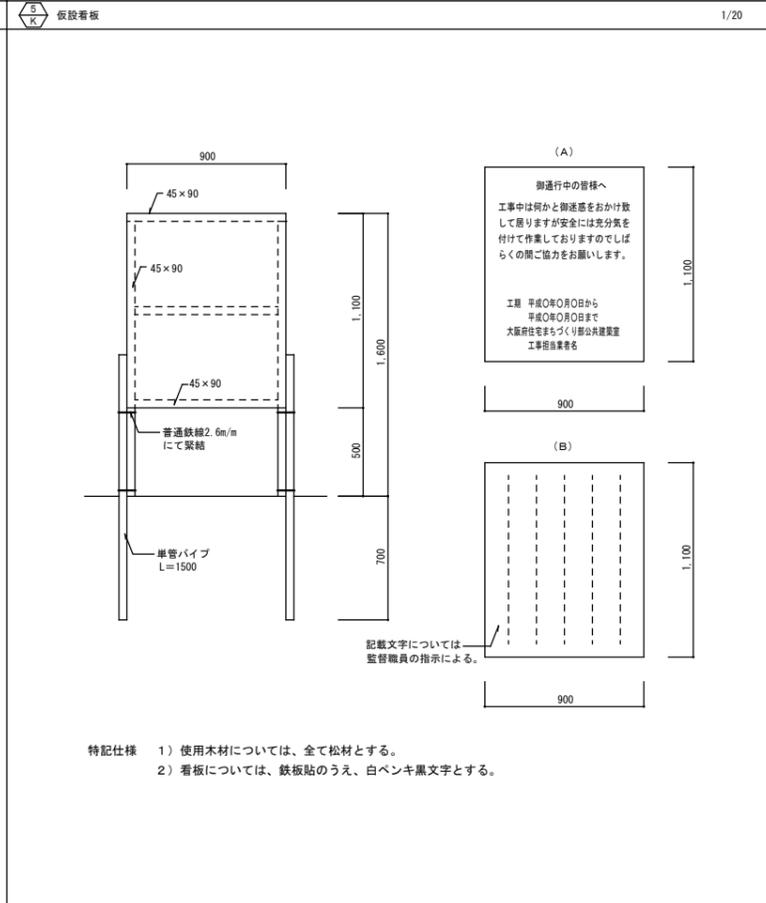
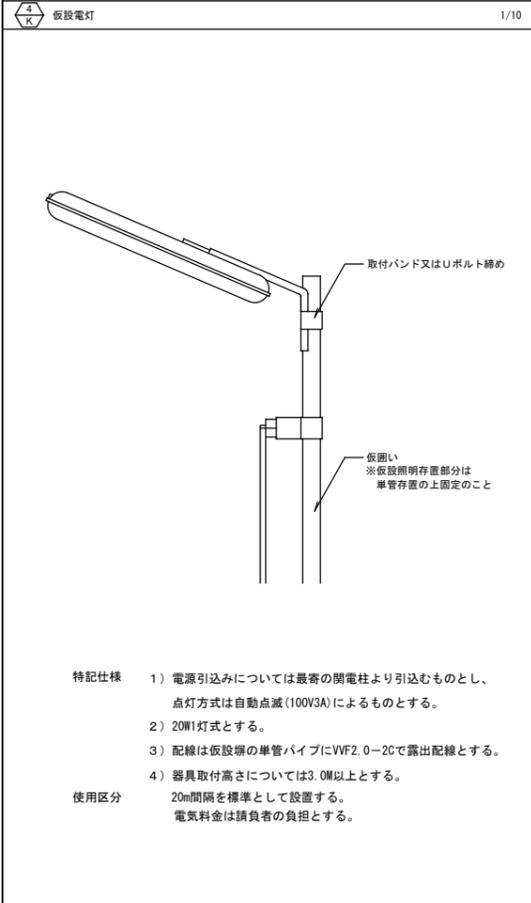
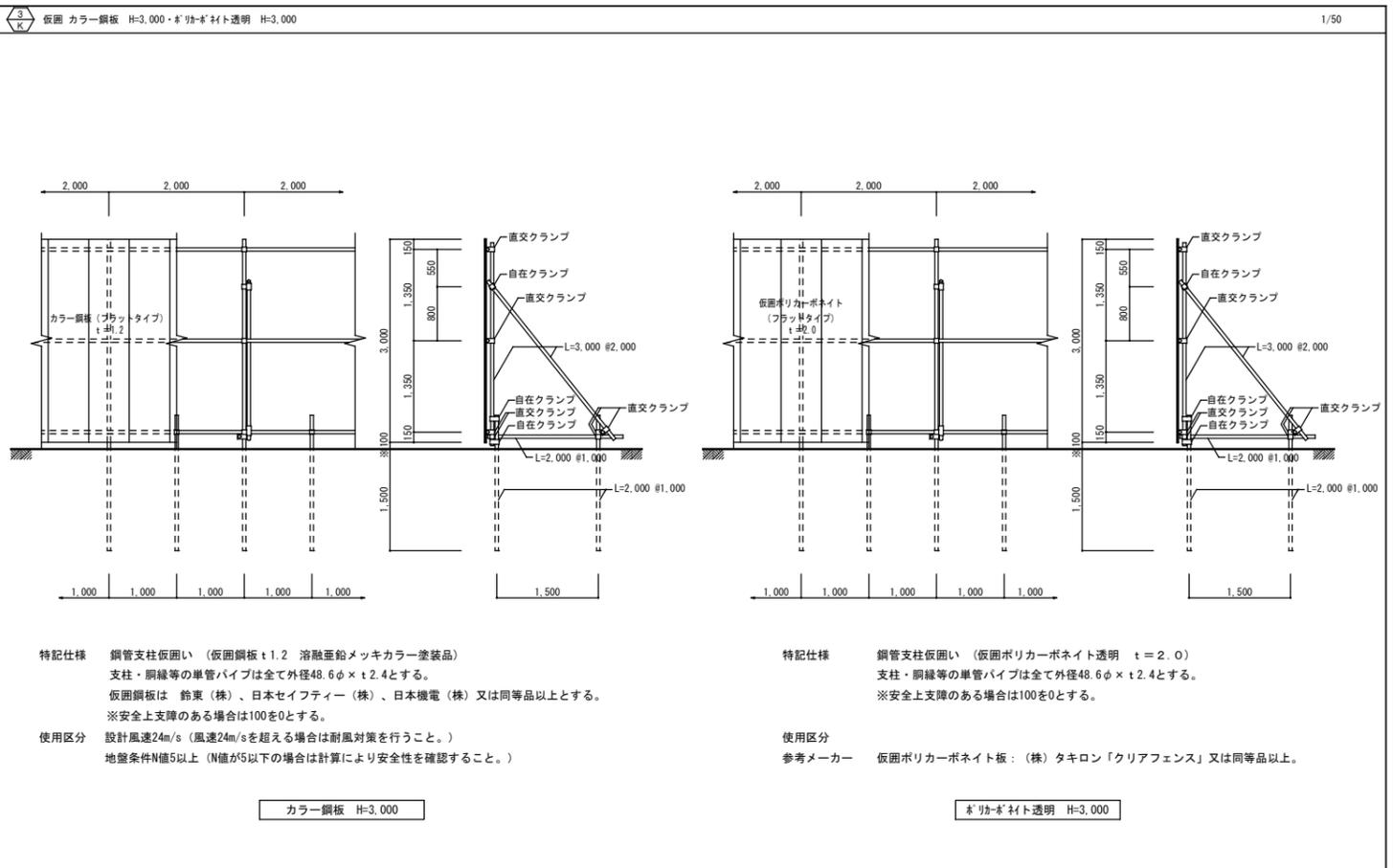
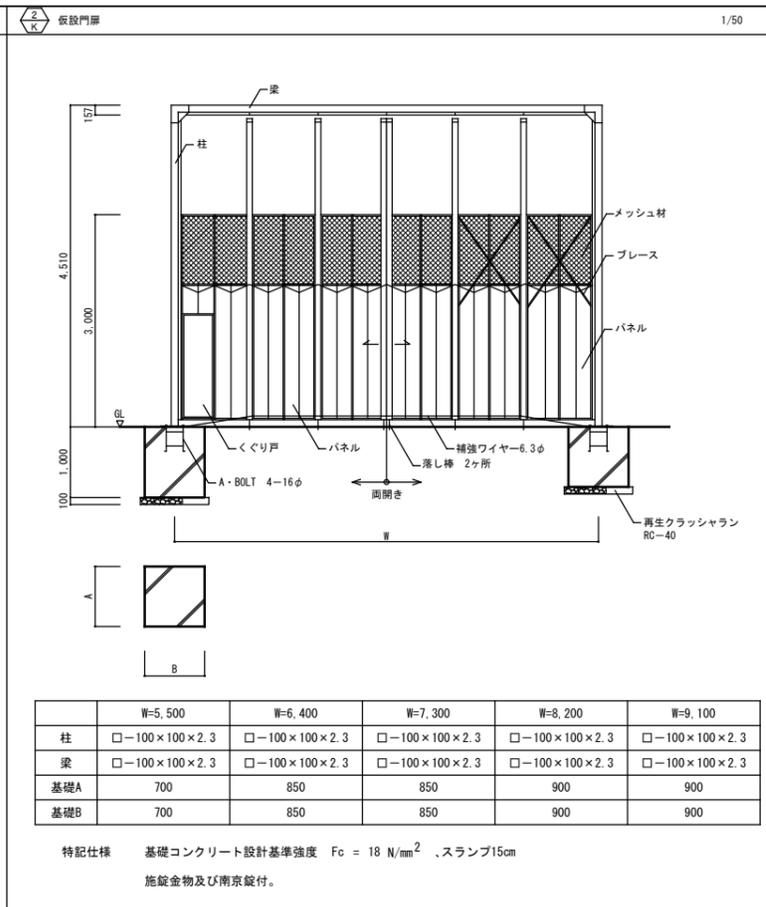
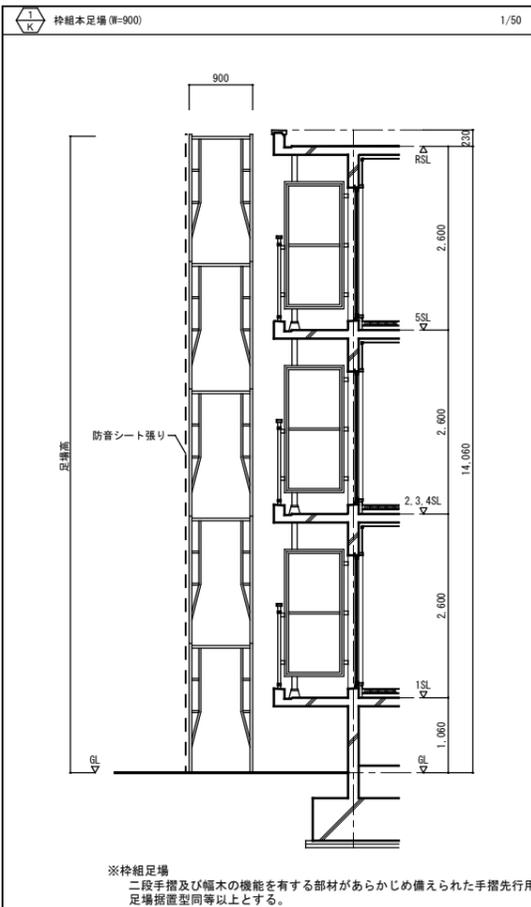
型式名：【2工区】2・3号棟

図面名称：撤去詳細図 1

大阪府住宅まちづくり部				1/6
公共建築室住宅建築課				
縮尺	A1	-	4/0	
	A2	-	A3	-

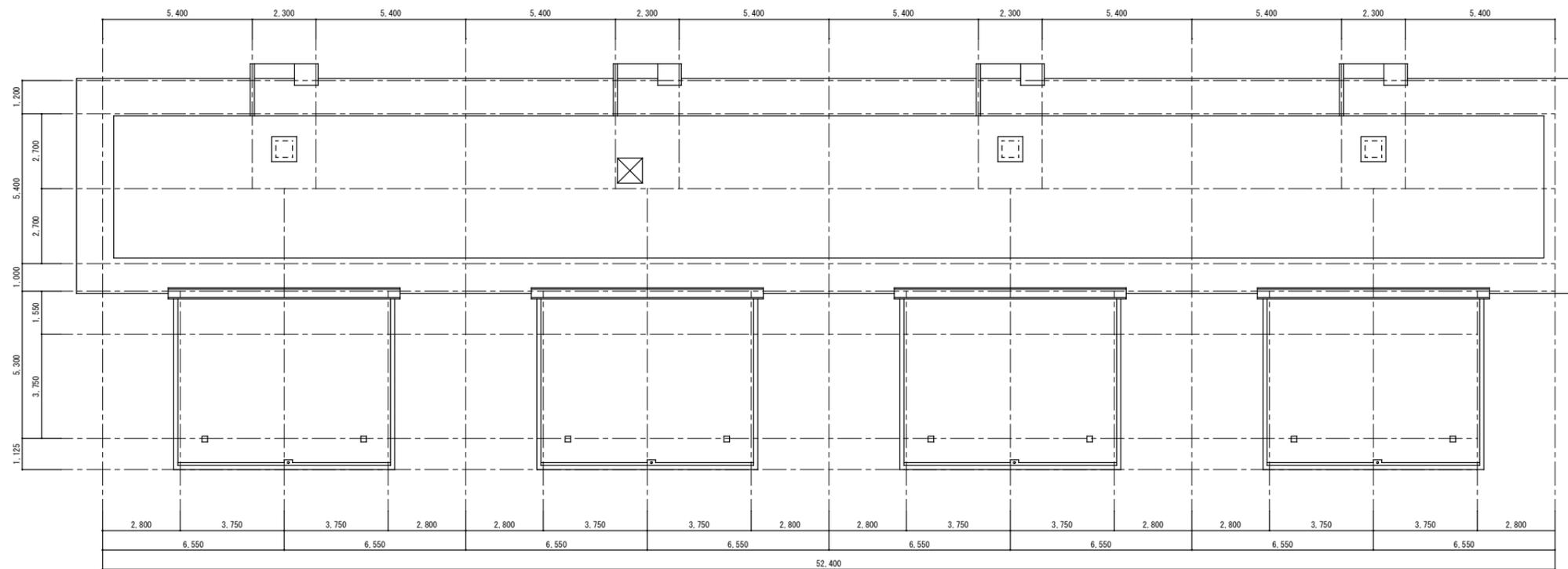




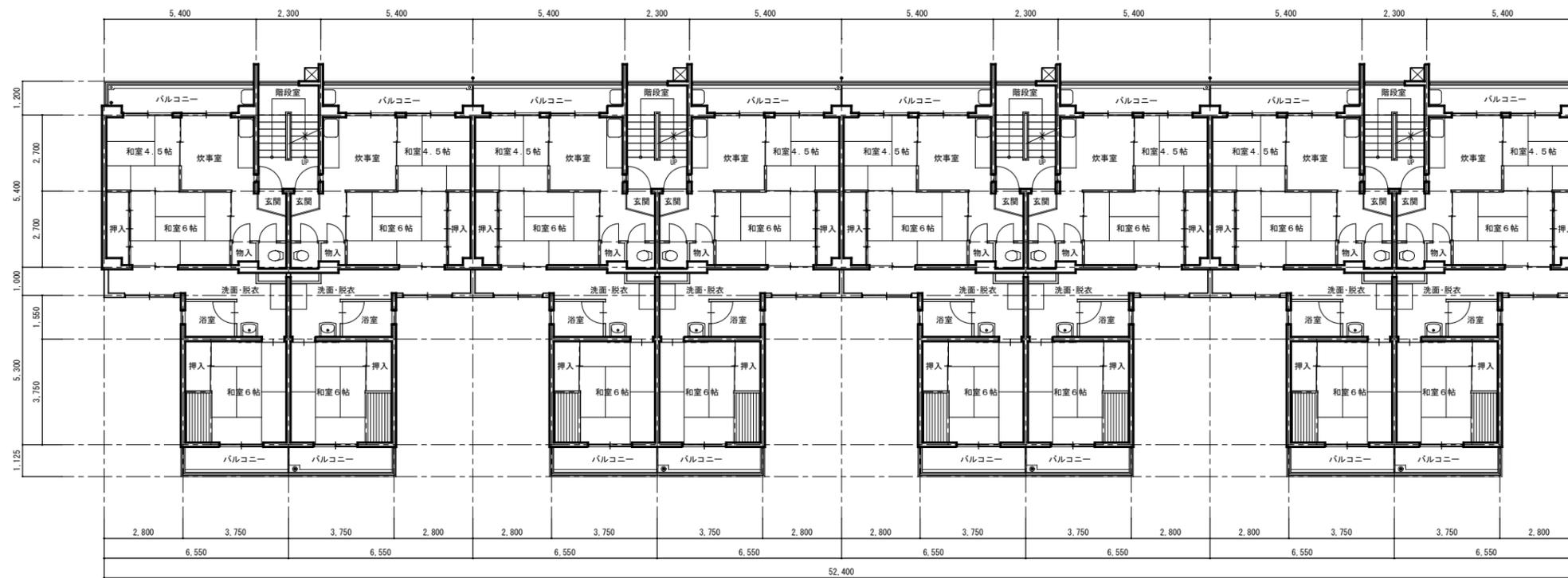


工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事 (第2工区)
型式名: 【2工区】2・3号棟
図面名称: 仮設詳細図

大阪府住まいまちづくり部 公共建築室住宅建築課				20 40
縮尺	A1	-	標準	
	A2	-	A3	-



2号棟 屋根伏図 1/100

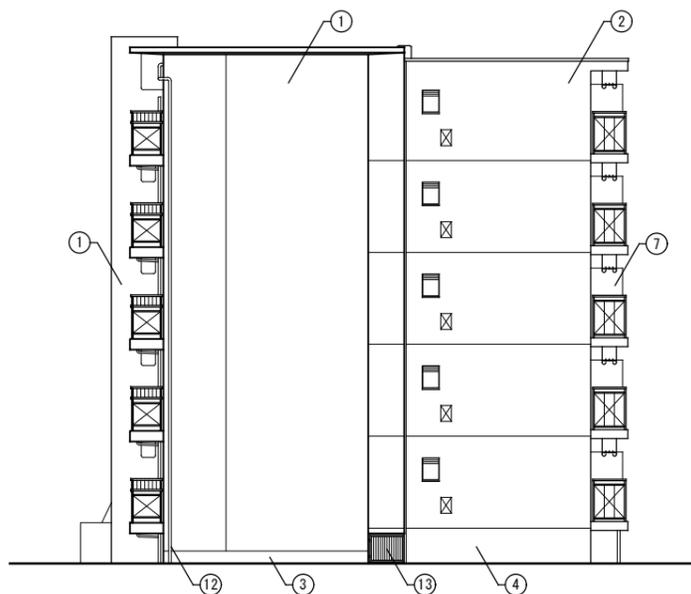


2号棟 1~5階平面図 1/100

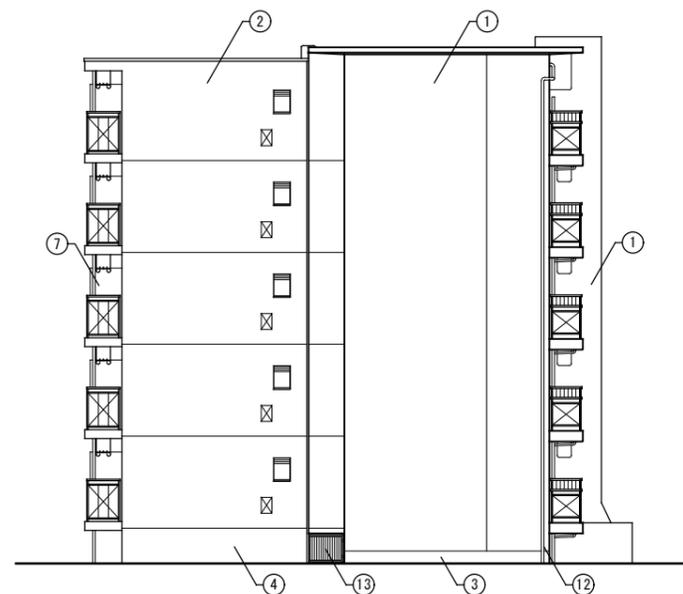
工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)			
型式名: 【2工区】2号棟			
図面名称: 平面図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課			
縮尺	A1	1/100	21 / 40
A2	-	A3 1/200	



2号棟 北側立面図 1/100



2号棟 東側立面図 1/100



2号棟 西側立面図 1/100

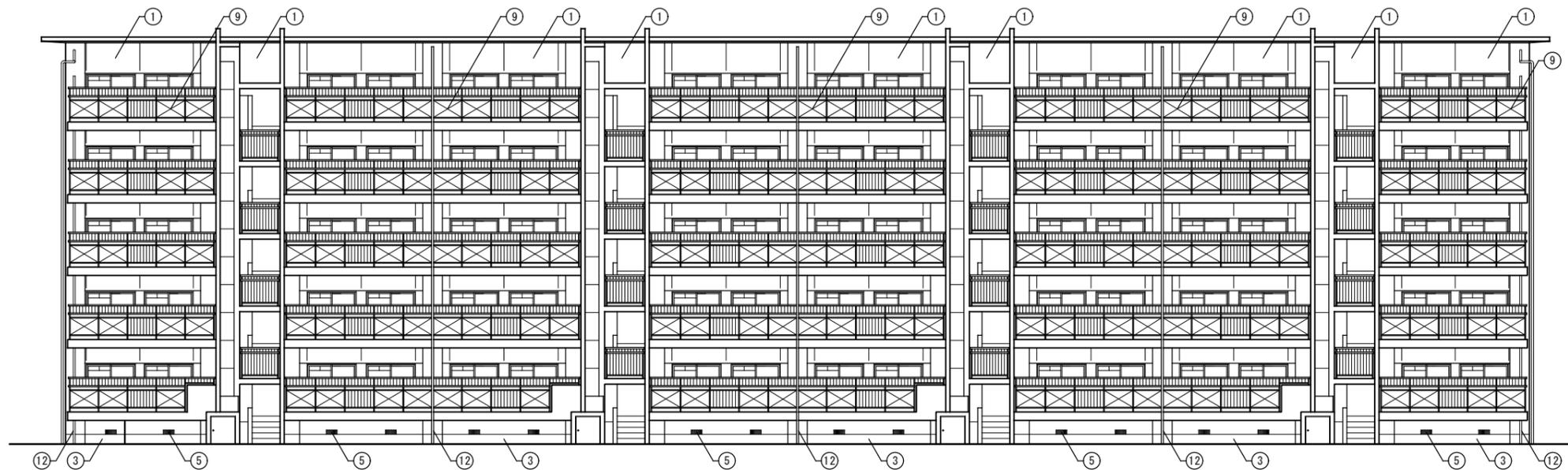
記号	仕上
①	外壁:モルタル刷毛引きの上アクリルリシン吹付け
②	外壁:コンクリート打放し仕上げの上アクリルリシン吹付け
③	腰壁:コンクリート打放し仕上げの上モルタルこて押さえ
④	腰壁:コンクリート打放し仕上げのまま
⑤	床下換気口:300x150
⑥	床下換気口:150φ
⑦	隔壁: [石綿セメント板t6.0]
⑧	手摺:スチール製手摺
⑨	手摺:スチール手摺+ [石綿セメント板t6.0]
⑩	手摺:アルミ製手摺
⑪	手摺:アルミ製手摺+アルミサンドイッチパネル
⑫	壁柱:VP75φ
⑬	格子欄:スチール製

アスベスト含有建材を示す

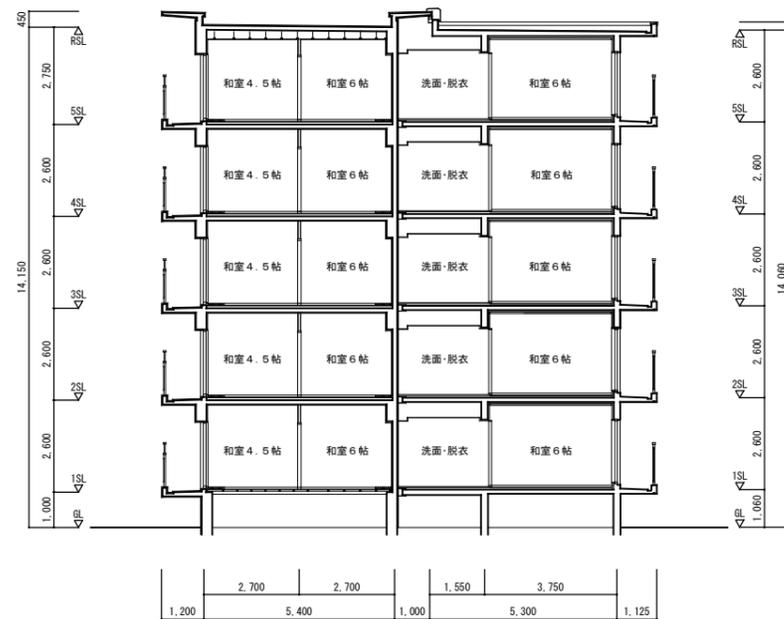
残置物一覧 (2・3号棟)

- ・可燃物 0.4 m³
- ・不燃物 1.6 m³

工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事 (第2工区)			
型式名: 【2工区】2号棟			
図面名称: 立面図 (1)			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		縮尺	A1 1/100 A2 - A3 1/200
			22 / 40



2号棟 北側立面図 1/100

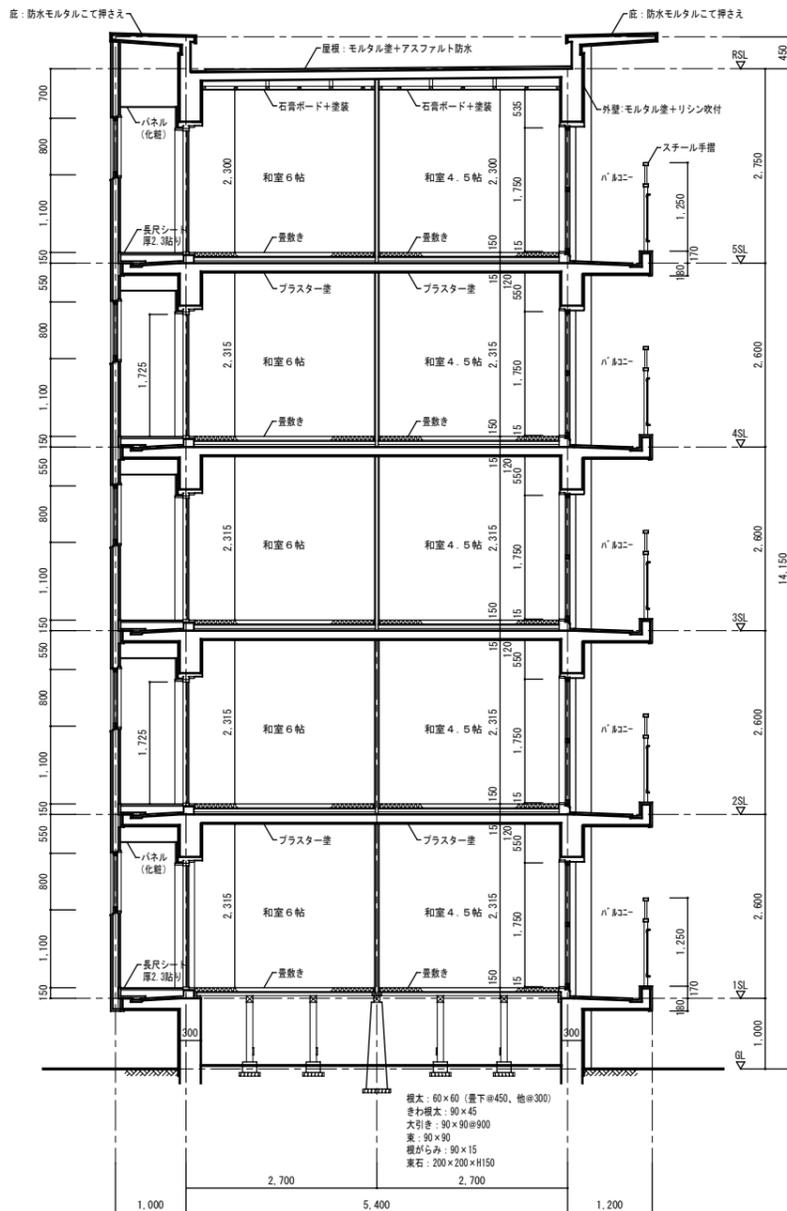


2号棟 断面図 1/100

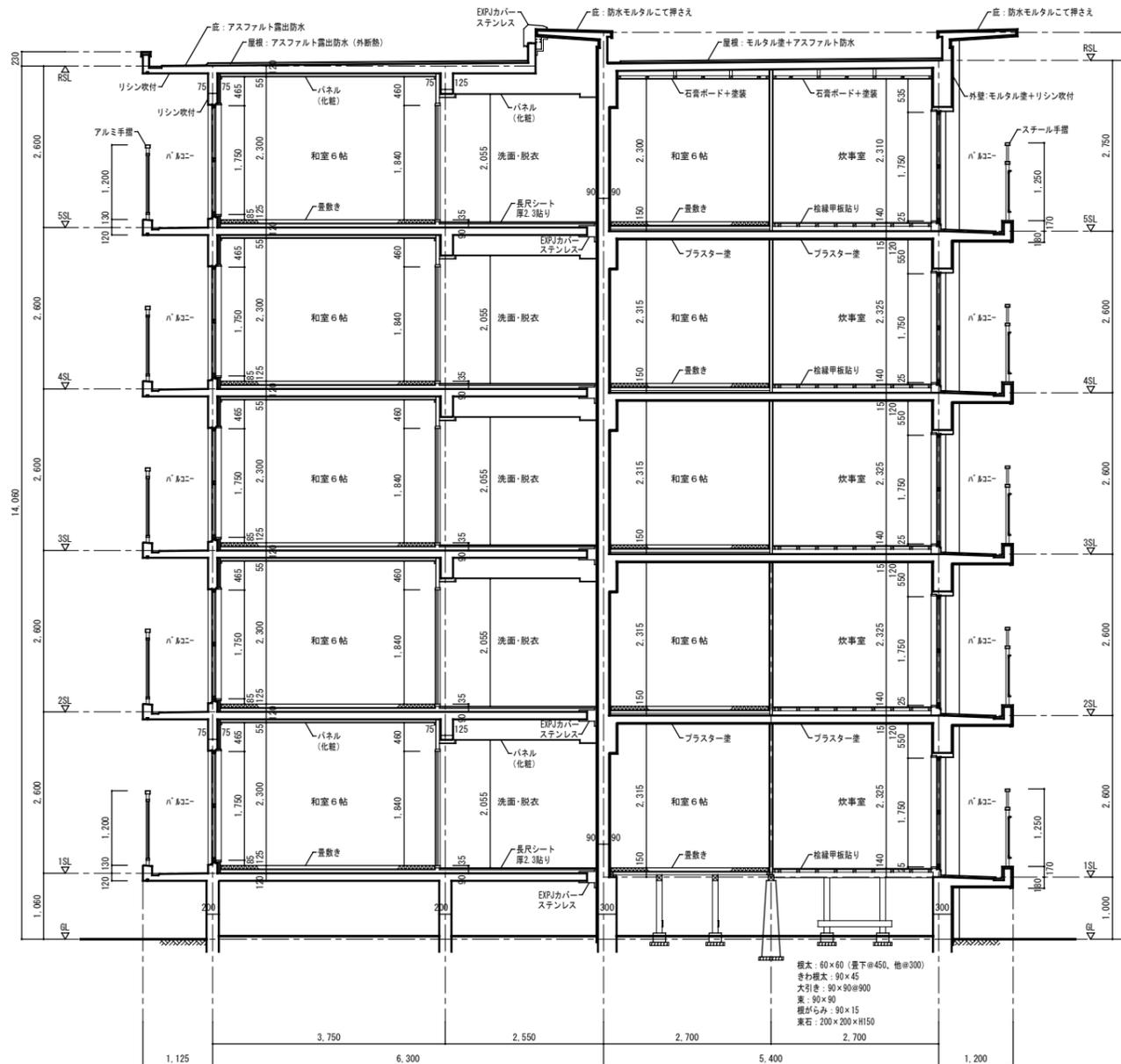
記号	仕上
①	外壁:モルタル刷毛引きの上アクリルリシン吹付け
②	外壁:コンクリート打放し仕上げの上アクリルリシン吹付け
③	腰壁:コンクリート打放し仕上げの上モルタルこて押さえ
④	腰壁:コンクリート打放し仕上げのまま
⑤	床下換気口:300x150
⑥	床下換気口:150φ
⑦	隔壁:石綿セメント板t6.0
⑧	手摺:スチール製手摺
⑨	手摺:スチール手摺+石綿セメント板t6.0
⑩	手摺:アルミ製手摺
⑪	手摺:アルミ製手摺+アルミサンドイッチパネル
⑫	笠樋:VP75φ
⑬	格子欄:スチール製

アスベスト含有建材を示す

工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)			
型式名: 【2工区】2号棟			
図面名称: 立面図(2)-断面図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		縮尺	A1 1/100 A3 1/200
		23	40



矩計詳細図 1 1/50



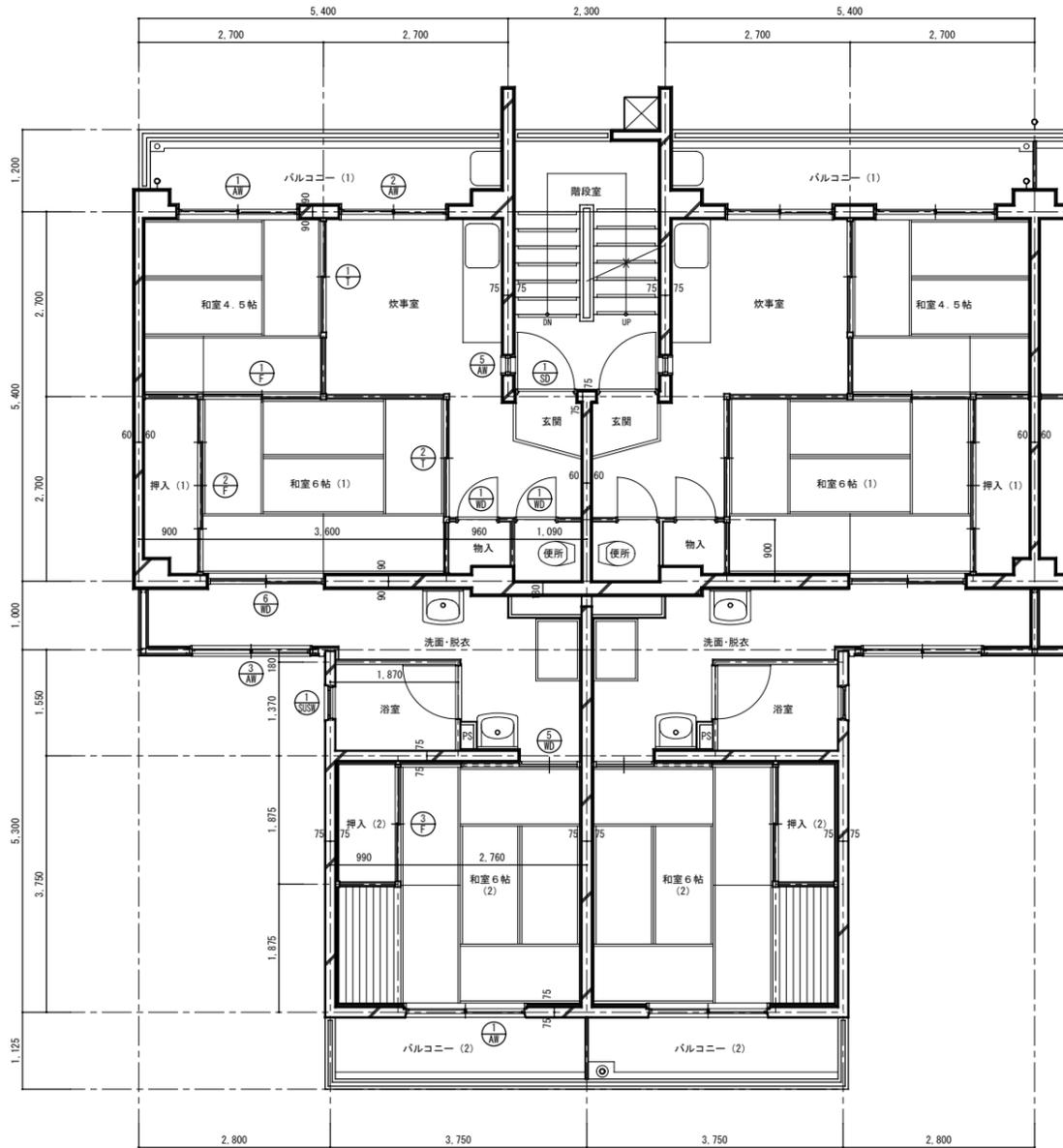
矩計詳細図 2 1/50

アスベスト含有材撤去特記事項

※特記事項
石綿スレート・石綿セメント板については、破砕をせず原形のまま大阪湾広域臨海環境整備センターで処分すること。

※アスベスト含有成形板の処理手順
以下の手順に従い、適切にアスベスト含有成形板を処理すること。
なお、手順に示していない内容については、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏れ防止対策徹底マニュアル及び石綿障害予防規則等関係法令を遵守すること。

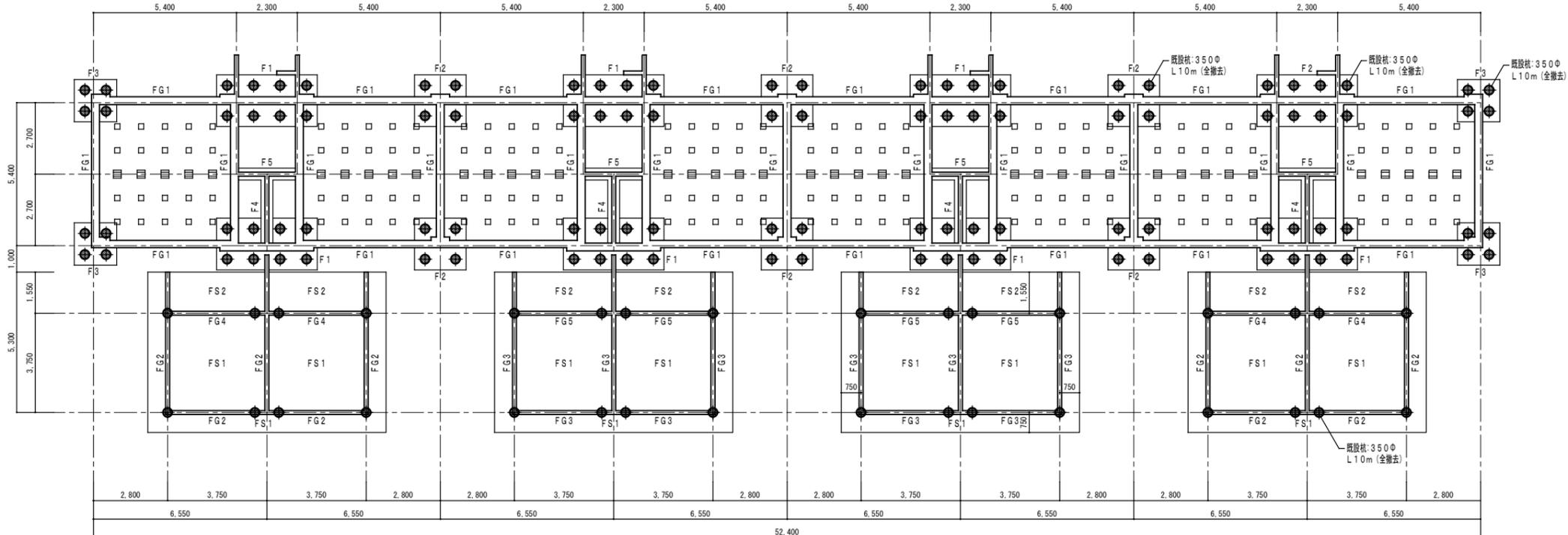
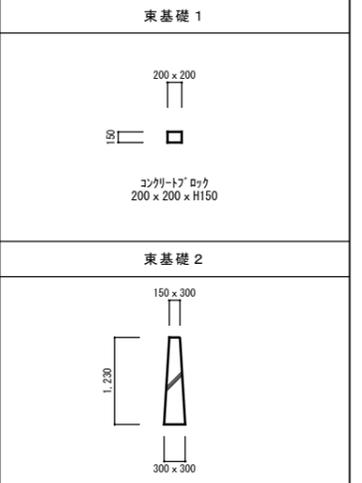
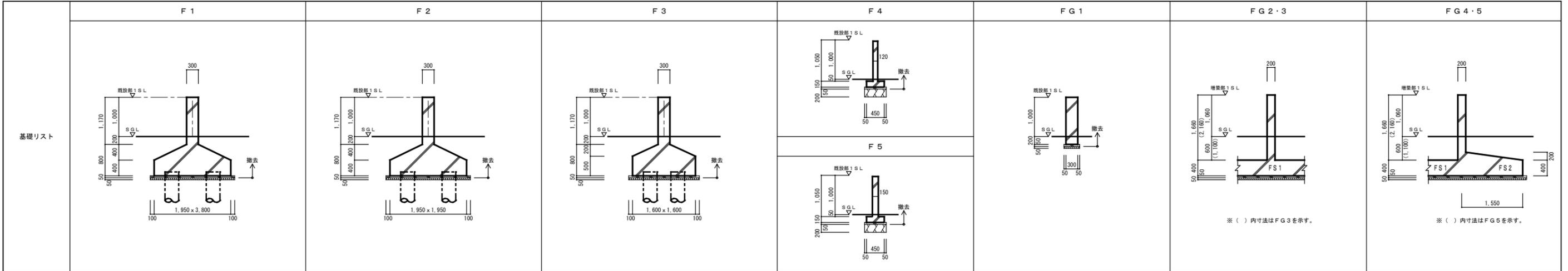
- 事前調査
請負者は着工に先立ち、アスベスト含有成形板の使用部位等の確認、及び記録を行い監督職員に提出すること。
- 施工計画
請負者は着工に先立ち、除去工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を事前調査の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受けること。
- 特別教育の実施
請負者は除去作業に先立ち、除去作業を行う作業員に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。
- 石綿作業主任者の選定及び職務
(1) 請負者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選定すること。
(2) 石綿作業主任者は作業の方法を決定し、作業員を指導すること。また、保護具の使用状況を監視すること。
- 飛散防止の対策
(1) 建物内部で除去作業を行う場合は、除去場所を他の場所と隔離すること。なお、除去場所において、外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシートで塞ぐこと。
(2) 建物外部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で囲うこと。
(3) 除去作業には、呼吸用保護具、保護服¹⁾、及び作業着を着用させること。
(4) 除去作業に先立ち、環境省環境管理局長通知（平成17年8月9日付環管大発第050809001号）による飛散防止対策等について周辺住民から見やすい箇所に掲示すること。また、石綿の含有が疑わしい建材はアスベスト含有材として取り扱う旨を記載すること。
- 除去作業
(1) 除去は、アスベストを含まない内装材、及び外部建具等の撤去に先駆けて行うこと。
(2) 除去は、破壊又は破断を行わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とすること。なお、建物外部のアスベスト含有成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。
(3) 除去作業中は、原則として散水、その他の方法によりアスベスト含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行うこと。
(4) 湿潤化させるために行う散水は、過度に行わないこと。
- 集積・運搬
(1) 除去したアスベスト含有成形板の集積、及び積込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努めること。
(2) やむを得ず、最終処分場の受入れ基準に適合させるため必要最小限の破砕をする場合は、屋内において湿潤化等アスベストが飛散しないよう措置を講じた上で行うこと。なお、当該破砕等に伴い流出される粉末状や小片の非飛散性アスベスト廃棄物については、丈夫なビニール袋に入れ運搬すること。
(3) 除去したアスベスト含有成形板を現場内に保管する場合はシートで覆うこと。また、保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることを表示を行うこと。
(4) アスベスト含有成形板の運搬にあたっては、運搬車輛の荷台全体をシートで覆うこと。
(5) アスベスト含有成形板の撤去、集積、積込み、及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたことの確認を受けること。
- 除去物の処分
(1) アスベスト含有成形板は、関係法令に従い適切に処分すること。
(2) 除去されたアスベスト含有成形板は処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受けること。なお、マニフェストには、アスベスト含有成形板であることを明示すること。



平面詳細図 1/50

仕上表				
室名	床	壁	天井	備考
玄関	防水モルタル金こて押え	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	
炊事室	桧縁甲板貼り	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	流し台L1050、コンロ台L600 戸棚1700x180x300
和室6帖(1)	タタミ敷き	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	
和室4.5帖	タタミ敷き	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	
便所	防水モルタル金こて押え	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	有孔合板t=4 OP塗り	便器、手洗い
洗面 脱衣	長尺シートt=2.3貼り	パネル(化粧) 塩ビ合板t=4	パネル(化粧)	
浴室	防水パン	パネル(化粧) 化粧ケイカル板t=6	パネル(化粧) 化粧ケイカル板t=5	
和室6帖(2)	パネル(化粧)	パネル(化粧) 防露壁の上パネル(化粧)	パネル(化粧)	
物入	合板 t=5.5	合板 t=4	合板 t=2.5	
押入(1)	合板 t=5.5	合板 t=4	合板 t=2.5	中段
押入(2)	パネル	パネル	パネル	天袋付、中段(パネル)
バルコニー (1)	防水モルタル金こて押え	リシン吹付け	リシン吹付け	物干金物、隔板
バルコニー (2)	防水モルタル金こて押え	リシン吹付け	リシン吹付け	物干金物、隔板

建具表		記号		記号		記号		記号	
記号	2枚引き違いアルミサッシ	2枚引き違いアルミサッシ	2枚引き違いアルミサッシ	すべり出しアルミサッシ					
形状・寸法									
数量・その他	80 見込み 70	40 見込み 70	40 見込み 70	40 見込み 70					
記号	片開きアルミドア	片開きスチールドア	ガラリ付ステンレス内倒しサッシ						
形状・寸法									
数量・その他	40 見込み 30	40 見込み 80	40 見込み 25						
記号	片開き木製ドア	片開き木製ドア	2枚引き違い木製障子						
形状・寸法									
数量・その他	80 見込み 30	40 見込み 30	40 見込み 30						
記号	2枚引き違い戸襖	2枚引き違い戸襖							
形状・寸法									
数量・その他	40 見込み 30	40 見込み 30							
記号	2枚引き違い襖	4枚引き違い襖	2枚引き違い襖 天袋付						
形状・寸法									
数量・その他	40 見込み 21	40 見込み 21	40 見込み 21						



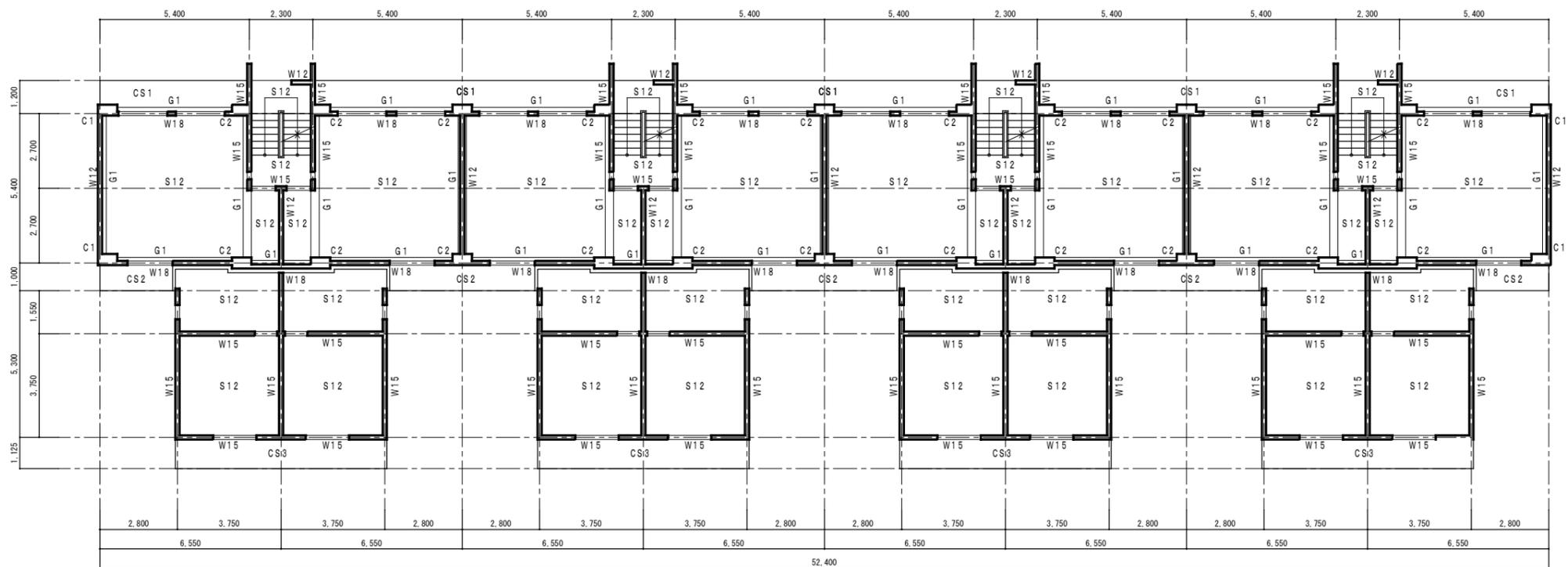
2号棟 基礎伏図 1/100

凡例
 既設PC杭引抜き撤去を示す。(φ350 L10m)

- 杭引抜き施工要領
- 1) 既設PC杭を杭先端まで全長に渡って引抜くものとする。
 - 2) ユンボ等で引抜く杭の先端を出し、杭径より大きなケーシングを杭芯に合わせる。
 - 3) 杭頭にケーシングスクリューを嵌せ、所定の深度まで回転掘削を行い、杭と地盤の摩擦を切る。
 - 4) 杭頭にワイヤー等を掛け、杭を引き上げる。
 - 5) 引抜き孔を山砂(客土)にて速やかに埋め戻しを行い、現状地盤と同程度の硬さに復旧する。
 - 6) 杭の引抜きについては、重機の転倒、道路の陥没等留意して適切な施工順位を決定する。
 - 7) 工事施工にあたっては、現場の状況を確認の上、重機の転倒防止安全対策を確保し施工すること。
 尚、転倒防止対策としては、次の事項以上の安全対策とすること。
 重機下部に、養生鉄板(22mm以上、大きさ1500mm x 600mm 8枚以上)を敷き、重機の移動にあたっては、順次養生鉄板を移動し、施工の安全を確保する。
 - 8) ケーシングによる無振動・無騒音工法については、各社より創意工夫がなされたケーシングオーガーによる特許工法とする。
 尚、作業において他社の特許内容を使用場合は、所定の手続きを行った上で、請負業者の責任において施工すること。

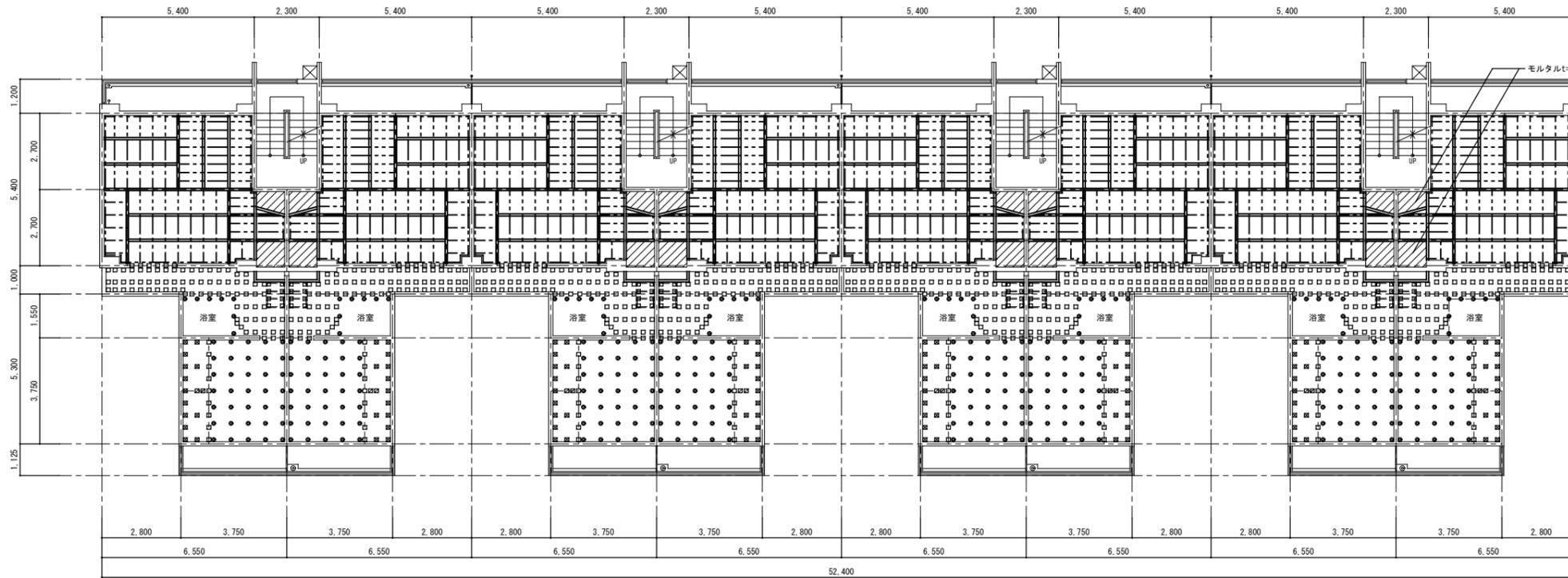
工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)			
型式名: 【2工区】2号棟			
図面名称: 基礎伏図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		26/40	
縮尺	A1	1/100	40
	A2	A3	

壁リスト	W12	W15	W18	
柱・梁リスト	C1	C2	G1	階段
スラブリスト	S12	CS1	CS2	CS3

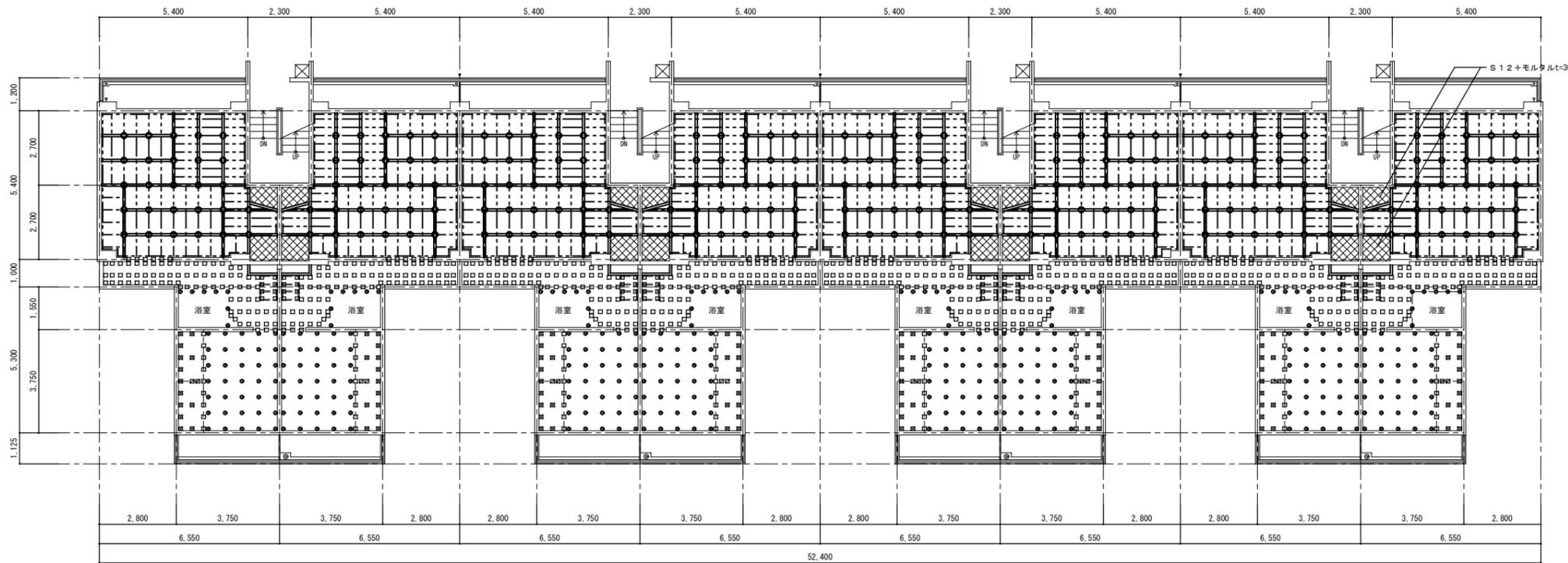


2号棟 構造図 1/100

工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）			
型式名：【2工区】2号棟			
図面名称：構造図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課			27 / 40
縮尺	A1	1/100	
A2	-	A3 1/200	

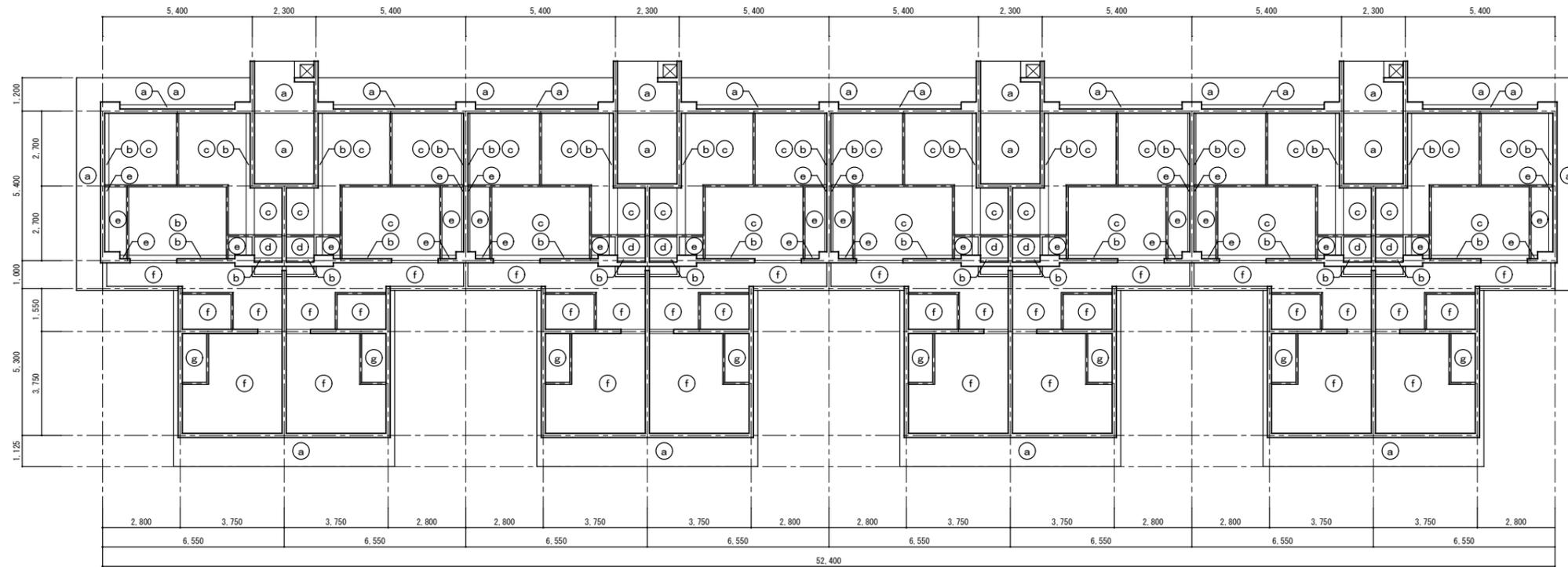


2号棟 2~5階床伏図 1/100



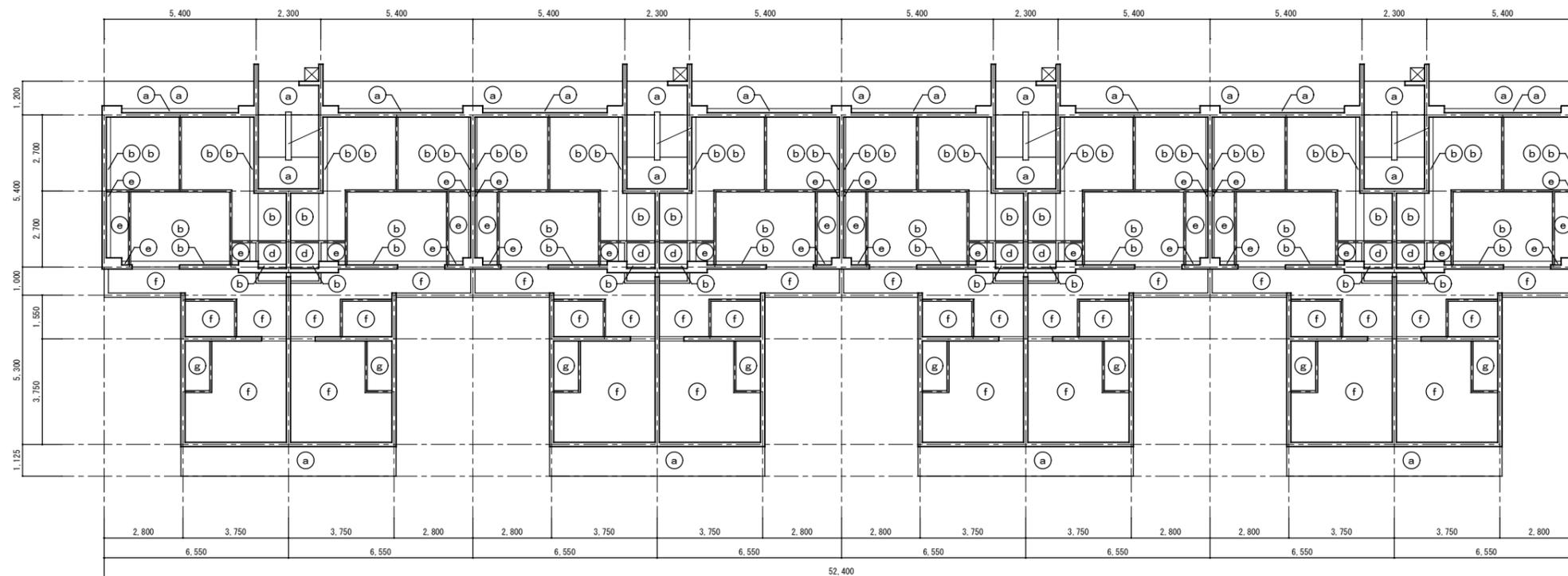
2号棟 1階床伏図 1/100

1号棟 部材リスト			
名称	部材	記号	
土台 (1階)	90×90	=====	
土台 (2~5階)	90×45	=====	
大引 (1階)	90×45@910	=====	
東立	90×90@910	○	
大引 (2~5階)	90×45@910	=====	
根太 (1階)	45×45@455 45×45@303	- - - - -	
根太 (2~5階)	45×45@455 45×45@303	- - - - -	
大引掛・根太掛	90×45	- - - - -	
EPアジャスター		◎	
木パッキン	40×90×120	☒	
木パッキン	40×90×120 (x2)	☒	
木パッキン	85×90×120	☐	



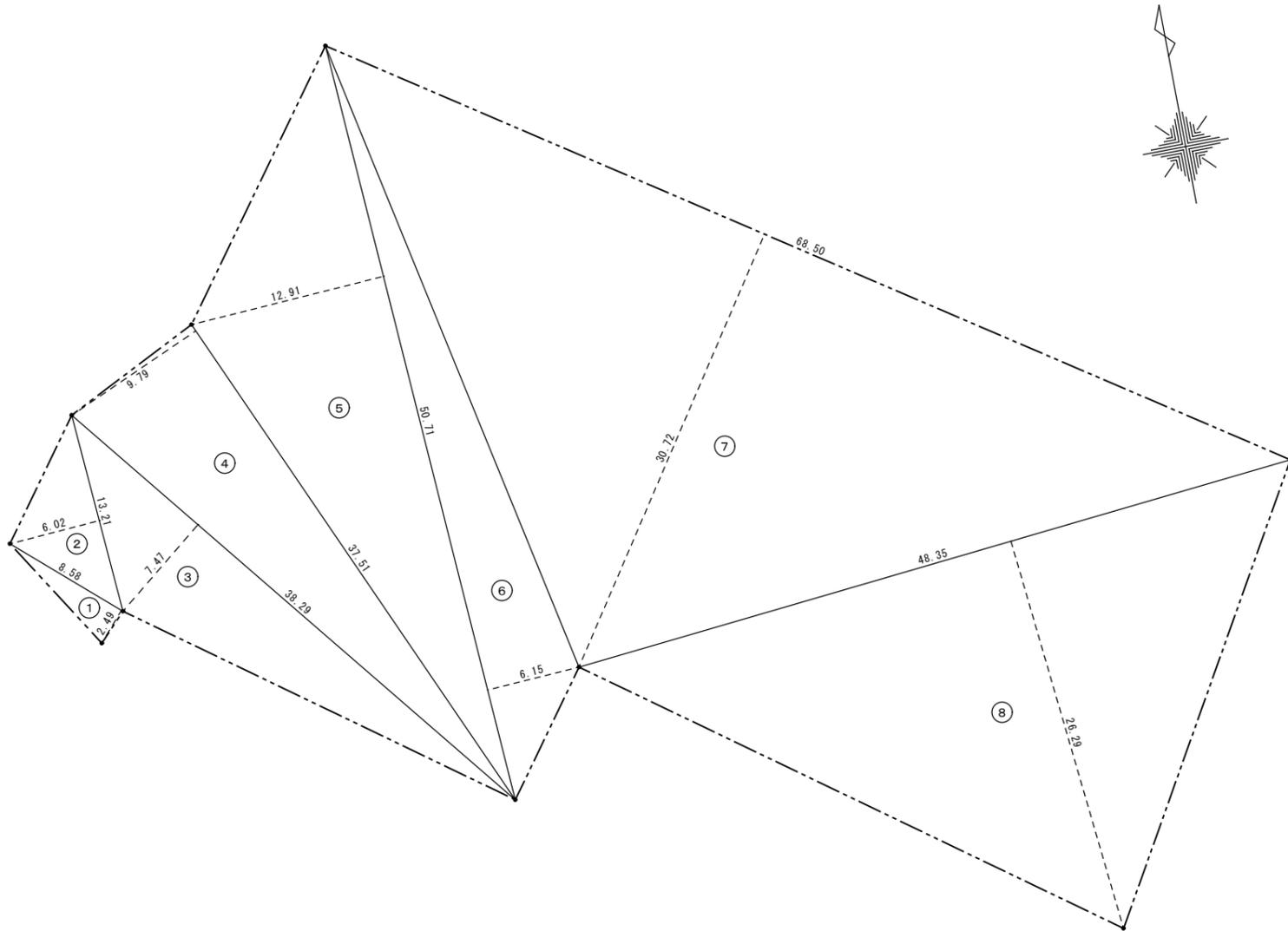
2号棟 5階天井伏図 1/100

内部仕上表	
天井	
(a)	リシン吹付け
(b)	プaster塗り
(c)	石膏ボード t=6 0P塗り
(d)	有孔合板 t=4 0P塗り
(e)	合板 t=4
(f)	パネル(化粧)
(g)	パネル



2号棟 1~4階床伏図 1/100

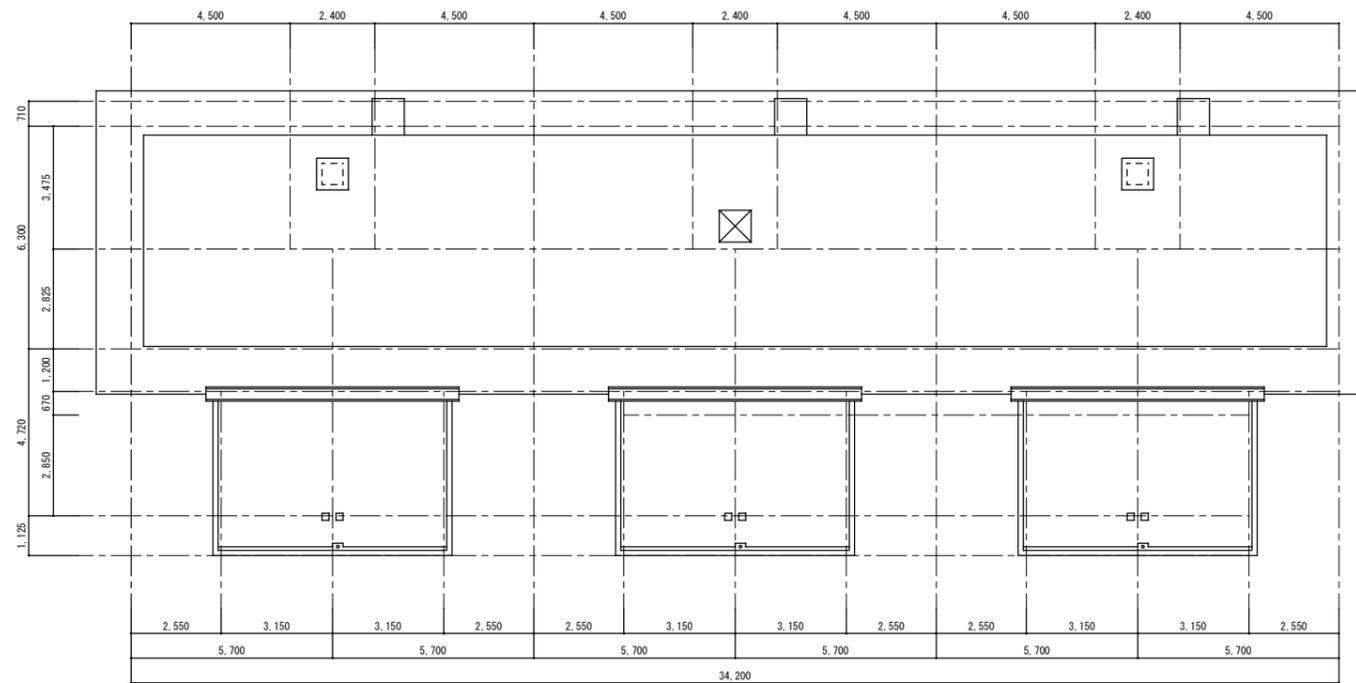
工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)			
型式名: 【2工区】2号棟			
図面名称: 天井伏図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課			29 / 40
縮尺	A1	1/100	
A2	-	A3 1/200	



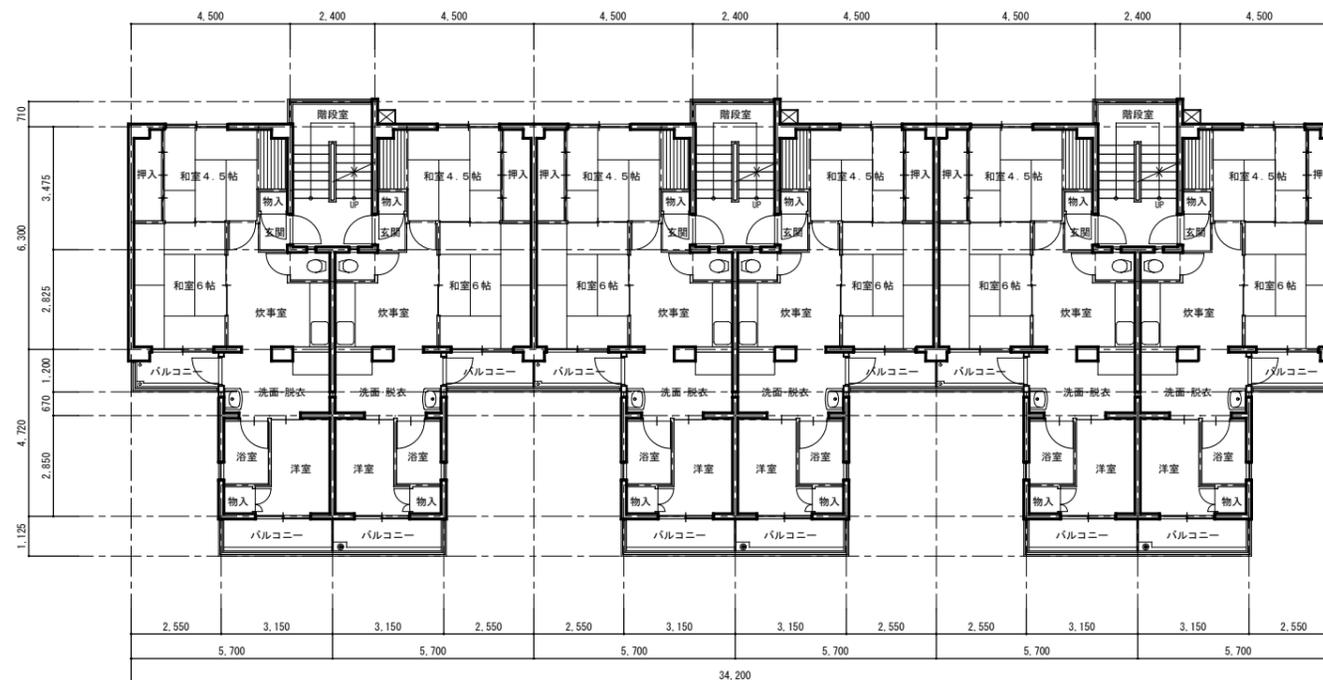
(施工区域) 敷地面積求積表

(2号棟)			
	M	M	M ²
①	8.58	2.49	21.3642
②	13.21	6.02	79.5242
③	38.29	7.47	286.0263
④	37.51	9.79	367.2229
⑤	50.71	12.91	654.6661
⑥	50.71	6.15	311.8665
⑦	68.50	30.72	2104.3200
⑧	48.35	26.29	1271.1215
① + ~ ⑧	計		5,096.1117

(施工区域) 敷地面積合計 5,096.1117/2 2,548.05㎡

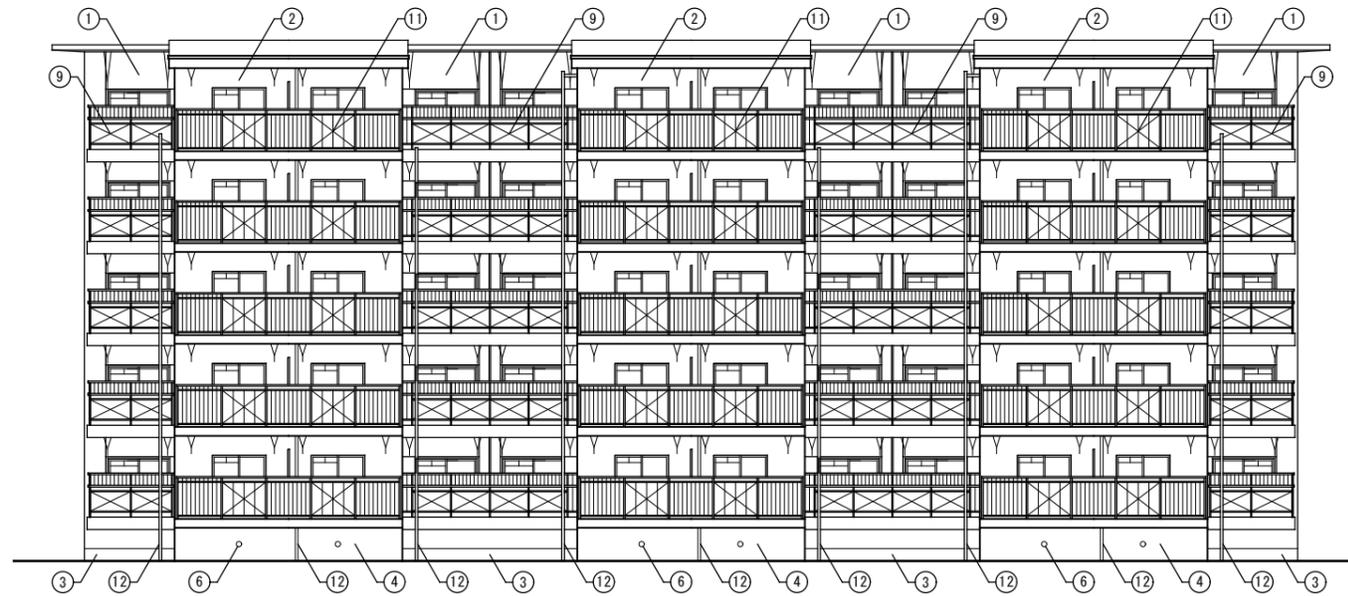


3号棟 屋根伏図 1/100

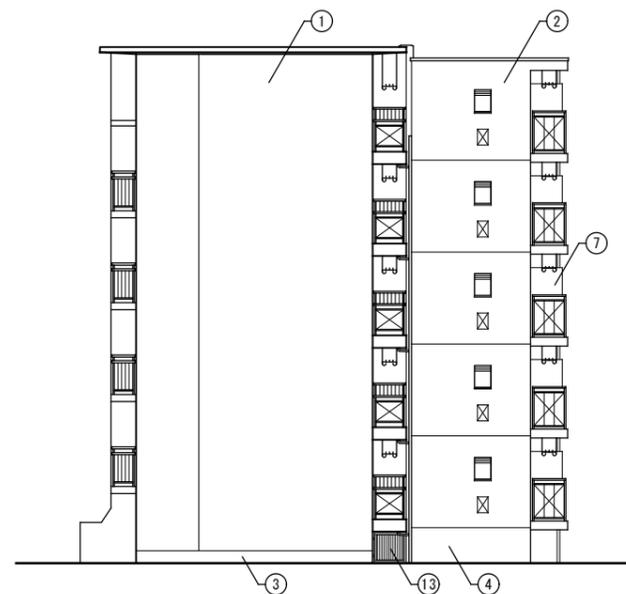


3号棟 1~5階平面図 1/100

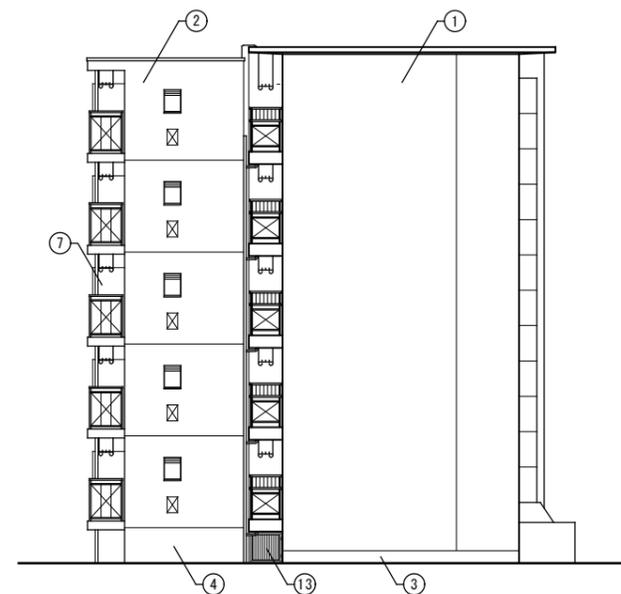
工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)			
型式名: 【2工区】3号棟			
図面名称: 平面図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		縮尺	A1 1/100 A3 1/200
A2	-		
			31 / 40



3号棟 東側立面図 1/100



3号棟 南側立面図 1/100



3号棟 北側立面図 1/100

記号	仕上
①	外壁:モルタル刷毛引きの上アクリルリシン吹付け
②	外壁:コンクリート打放し仕上げの上アクリルリシン吹付け
③	腰壁:コンクリート打放し仕上げの上モルタルこて押さえ
④	腰壁:コンクリート打放し仕上げのまま
⑤	床下換気口:300x150
⑥	床下換気口:150φ
⑦	隔壁:石綿セメント板t6.0
⑧	手摺:スチール製手摺
⑨	手摺:スチール手摺+石綿セメント板t6.0
⑩	手摺:アルミ製手摺
⑪	手摺:アルミ製手摺+アルミサンドイッチパネル
⑫	笠礎:VP75φ
⑬	格子欄:スチール製

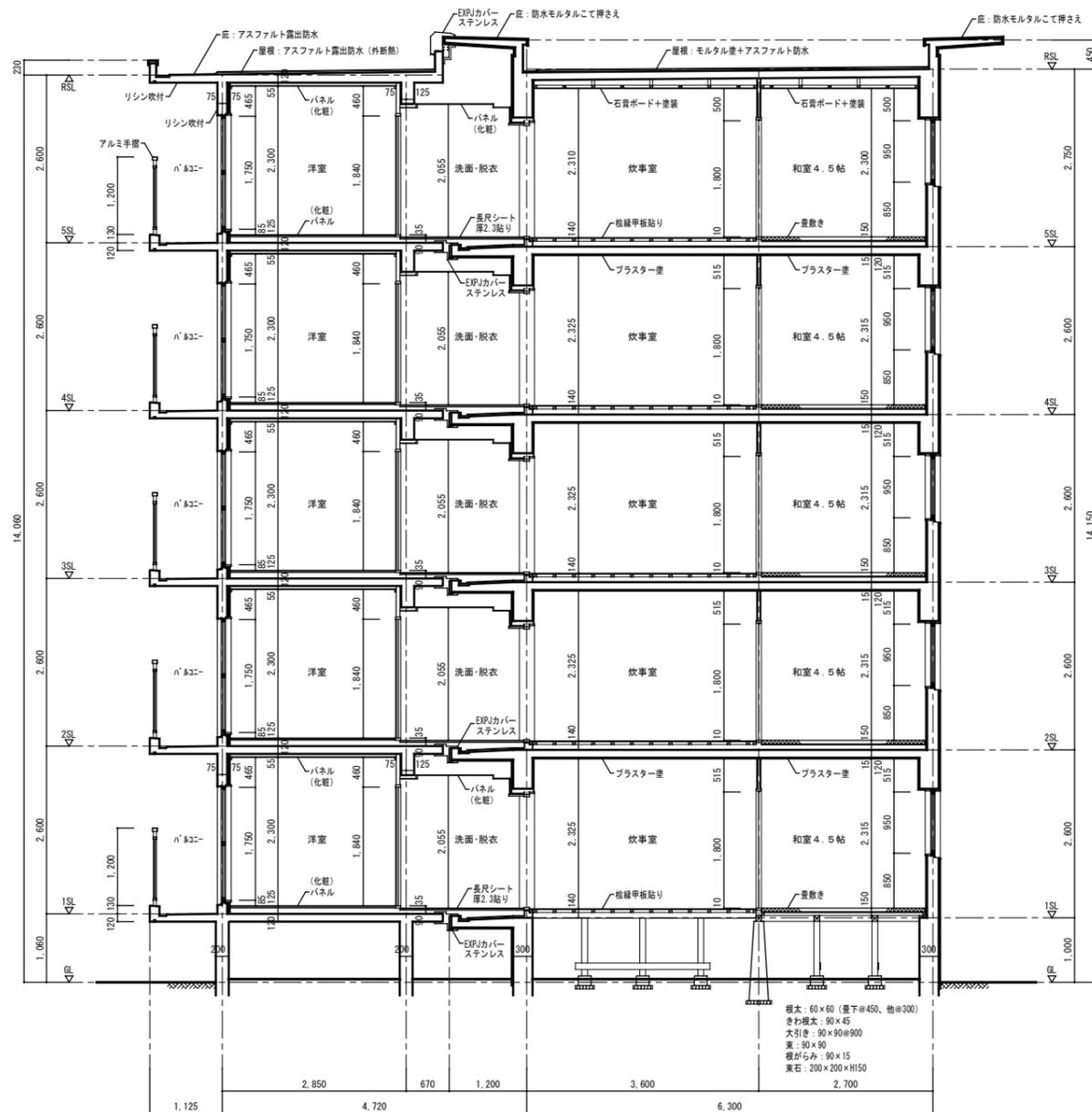
アスベスト含有建材を示す

工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)

型式名: 【2工区】3号棟

図面名称: 立面図(1)

大阪府住宅まちづくり部		32
公共建築室住宅建築課		
縮尺	A1 1/100	40
A2	A3 1/200	



矩計詳細図 1/50

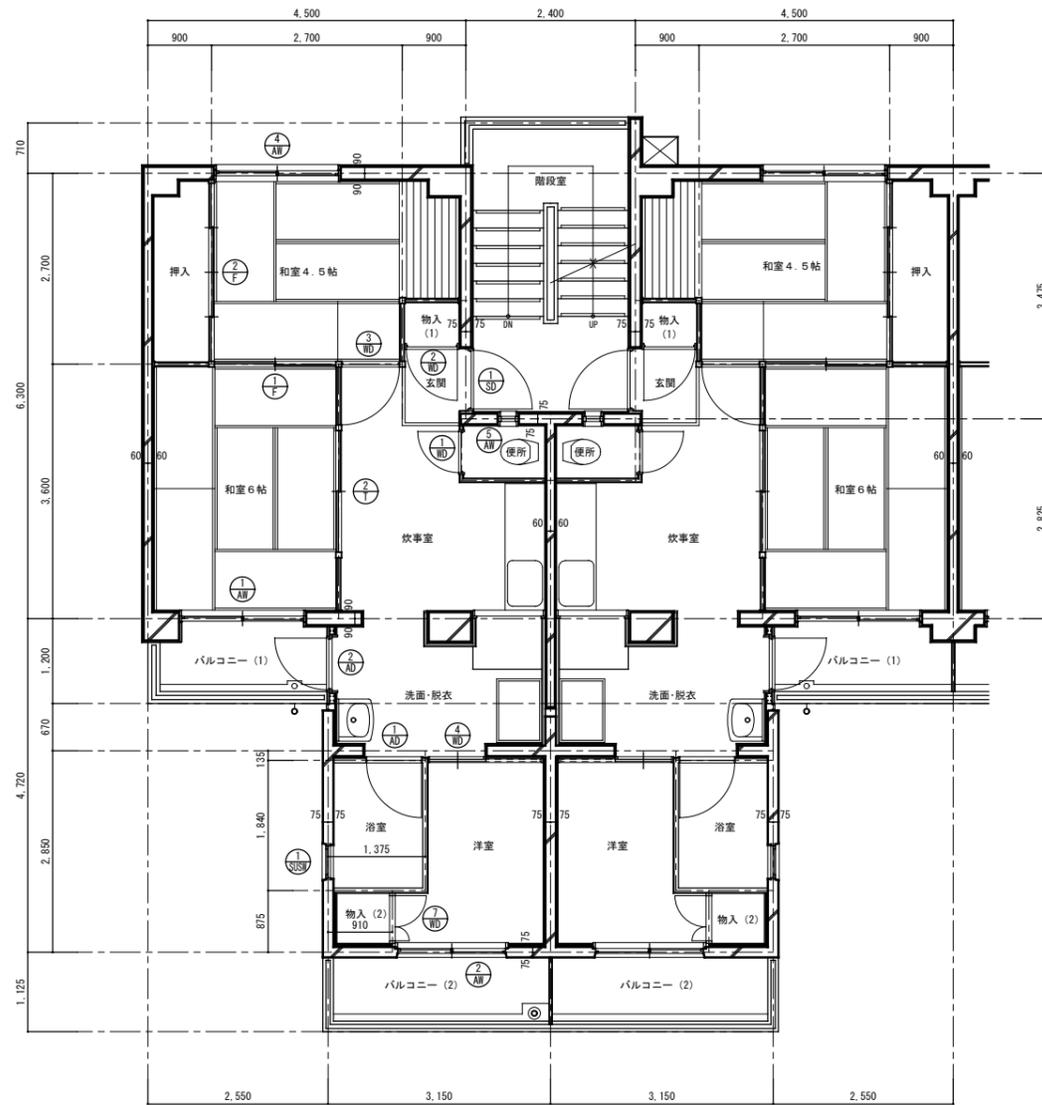
アスベスト含有材撤去特記事項

※特記事項
石綿スレート・石綿セメント板については、破砕をせず原形のまま大阪湾広域臨海環境整備センターで処分すること。

※アスベスト含有成形板の処理手順
以下の手順に従い、適切にアスベスト含有成形板を処理すること。
なお、手順に示していない内容については、建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル及び石綿障害予防規則等関係法令を遵守すること。

1. 事前調査
請負者は着工に先立ち、アスベスト含有成形板の使用部位等の確認、及び記録を行い監督職員に提出すること。
2. 施工計画
請負者は着工に先立ち、除去工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を事前調査の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受けること。
3. 特別教育の実施
請負者は除去作業に先立ち、除去作業を行う作業員に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。
4. 石綿作業主任者の選定及び職務
(1) 請負者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選定すること。
(2) 石綿作業主任者は作業の方法を決定し、作業員を指導すること。また、保護具の使用状況を監視すること。
5. 飛散防止の対策
(1) 建物内部で除去作業を行う場合は、除去場所を他の場所と隔離すること。なお、除去場所において、外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシートで塞ぐこと。
(2) 建物外部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で囲うこと。
(3) 除去作業には、呼吸用保護具、保護がね、及び作業着を着用させること。
(4) 除去作業に先立ち、環境省環境管理局長通知（平成17年8月9日付け環管大発第050809001号）による飛散防止対策等について周辺住民から見やすい箇所に掲示すること。また、石綿の含有が疑わしい建材はアスベスト含有材として取り扱う旨を記載すること。
6. 除去作業
(1) 除去は、アスベストを含まない内装材、及び外部建具等の撤去に先駆けて行うこと。
(2) 除去は、破壊又は破断を行わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とすること。なお、建物外部のアスベスト含有成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。
(3) 除去作業中は、原則として散水、その他の方法によりアスベスト含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行うこと。
(4) 湿潤化させるために行う散水は、過度に行わないこと。
7. 集積・運搬
(1) 除去したアスベスト含有成形板の集積、及び積込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努めること。
(2) やむを得ず、最終処分場の受入れ基準に適合させるため必要最小限の破砕をする場合は、屋内において湿潤化等アスベストが飛散しないよう措置を講じた上で行うこと。なお、当該破砕等に伴い流出される粉末状や小片の非飛散性アスベスト廃棄物については、丈夫なビニール袋に入れ運搬すること。
(3) 除去したアスベスト含有成形板を現場内に保管する場合はシートで覆うこと。また、保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることの表示を行うこと。
(4) アスベスト含有成形板の運搬にあたっては、運搬車輛の荷台全体をシートで覆うこと。
(5) アスベスト含有成形板の撤去、集積、積込み、及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたことの確認を受けること。
8. 除去物の処分
(1) アスベスト含有成形板は、関係法令に従い適切に処分すること。
(2) 除去されたアスベスト含有成形板は処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受けること。なお、マニフェストには、アスベスト含有成形板であることを明示すること。

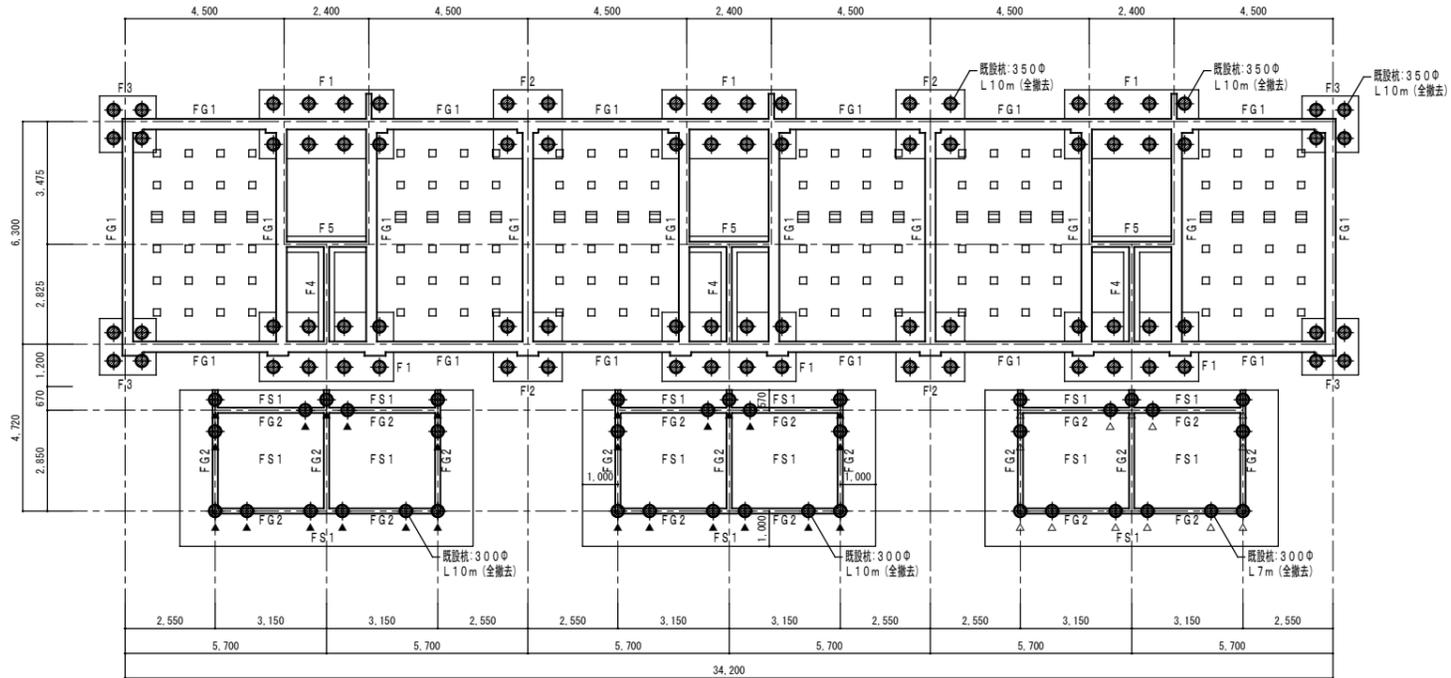
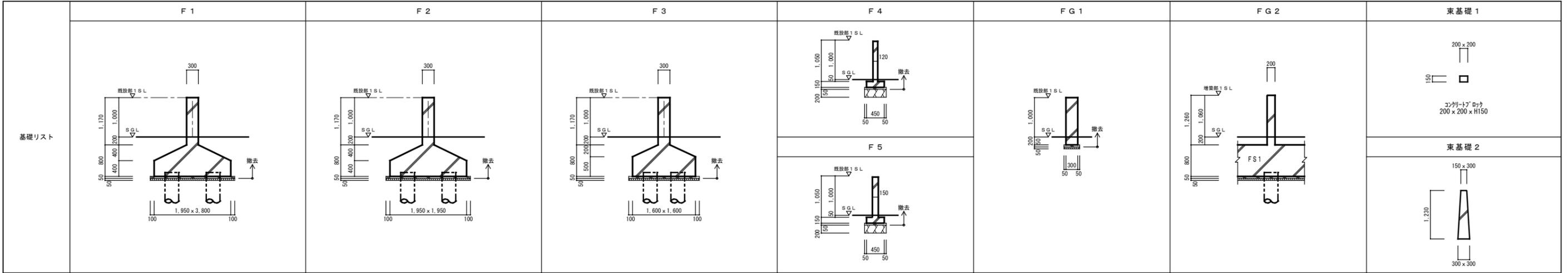
工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）			
型式名：【2工区】3号棟			
図面名称：矩計詳細図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		図 34	
縮尺	A1	1/50	40
A2	A3	1/100	



平面詳細図 1/50

仕上表				
室名	床	壁	天井	備考
玄関	防水モルタル金こて押え	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	
炊事室	桧縁甲板貼り	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	流し台L1050、コンロ台L600 戸棚1700x180x300
和室6帖	タタミ敷き	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	
和室4.5帖	タタミ敷き	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	プラスター塗り 最上階 石膏ボードt=6 OP塗り	
便所	防水モルタル金こて押え	プラスター塗り 合板t=4 OP塗り	有孔合板t=4 OP塗り	便器、手洗い
洗面 脱衣	長尺シートt=2.3貼り	パネル(化粧) 塩ビ合板t=4	パネル(化粧)	
浴室	防水パン	パネル(化粧) 化粧ケイカル板t=6	パネル(化粧) 化粧ケイカル板t=5	
洋室	パネル(化粧)	パネル(化粧) 防露壁の上パネル(化粧)	パネル(化粧)	
物入(1)	合板 t=5.5	合板 t=4	合板 t=2.5	
物入(2)	パネル	パネル	パネル	
押入	合板 t=5.5	合板 t=4	合板 t=2.5	中段
バルコニー (1)	防水モルタル金こて押え	リシン吹付け	リシン吹付け	物干金物、隔板
バルコニー (2)	防水モルタル金こて押え	リシン吹付け	リシン吹付け	物干金物、隔板

建具表				
記号	① 2枚引き違いアルミサッシ	② 2枚引き違いアルミサッシ	③ 2枚引き違いアルミサッシ	④ すべり出しアルミサッシ
形状・寸法				
数量・その他	30 見込み 70	30 見込み 70	30 見込み 70	30 見込み 70
記号	① 片開きアルミドア	② 片開きアルミドア	③ 片開きスチールドア	④ ガラリ付ステンレス内倒しサッシ
形状・寸法				
数量・その他	30 見込み 30	30 見込み 70	30 見込み 60	30 見込み 25
記号	① 片開き木製ドア	② 片開き木製ドア	③ 片開き木製ドア	④ 片引き木製ドア
形状・寸法				
数量・その他	30 見込み 30	30 見込み 30	30 見込み 30	30 見込み 30
記号	① 両開き木製ドア	② 2枚引き違い戸襖	③ 2枚引き違い襖	④ 4枚引き違い襖
形状・寸法				
数量・その他	30 見込み 30	30 見込み 30	30 見込み 21	30 見込み 21



3号棟 基礎伏図 1/100

- 凡例
- ... 既設PC杭引抜き撤去を示す。(φ350 L10m)
 - ... 既設PC杭引抜き撤去を示す。(φ300 L10m)
 - ▲ ... 既設PC杭引抜き撤去を示す。(φ300 L7m)

- 杭引抜き施工要領
- 1) 既設PC杭を杭先端まで全長に渡って引抜くものとする。
 - 2) ユンボ等で引抜く杭の先端を出し、杭径より大きなケーシングを杭芯に合わせる。
 - 3) 杭頭にケーシングスクリューを嵌め、所定の深度まで回転掘削を行い、杭と地盤の摩擦を切る。
 - 4) 杭頭にワイヤー等を掛け、杭を引き上げる。
 - 5) 引抜き孔を山砂(客土)にて速やかに埋め戻しを行い、現状地盤と同程度の硬さに復旧する。
 - 6) 杭の引抜きについては、重機の転倒、道路の陥没等留意して適切な施工順位を決定する。
 - 7) 工事施工にあたっては、現場の状況を確認の上、重機の転倒防止安全対策を確保し施工すること。尚、転倒防止対策としては、次の事項以上の安全対策とすること。
重機下部に、養生鉄板(22mm以上、大きさ1500mm x 600mm 8枚以上)を敷き、重機の移動にあたっては、順次養生鉄板を移送し、施工の安全を確保する。
 - 8) ケーシングによる無振動・無騒音工法については、各社より創意・工夫がなされたケーシングオーガーによる特許工法とする。
尚、作業において他社の特許内容を使用場合は、所定の手続きを行った上で、請負業者の責任において施工すること。

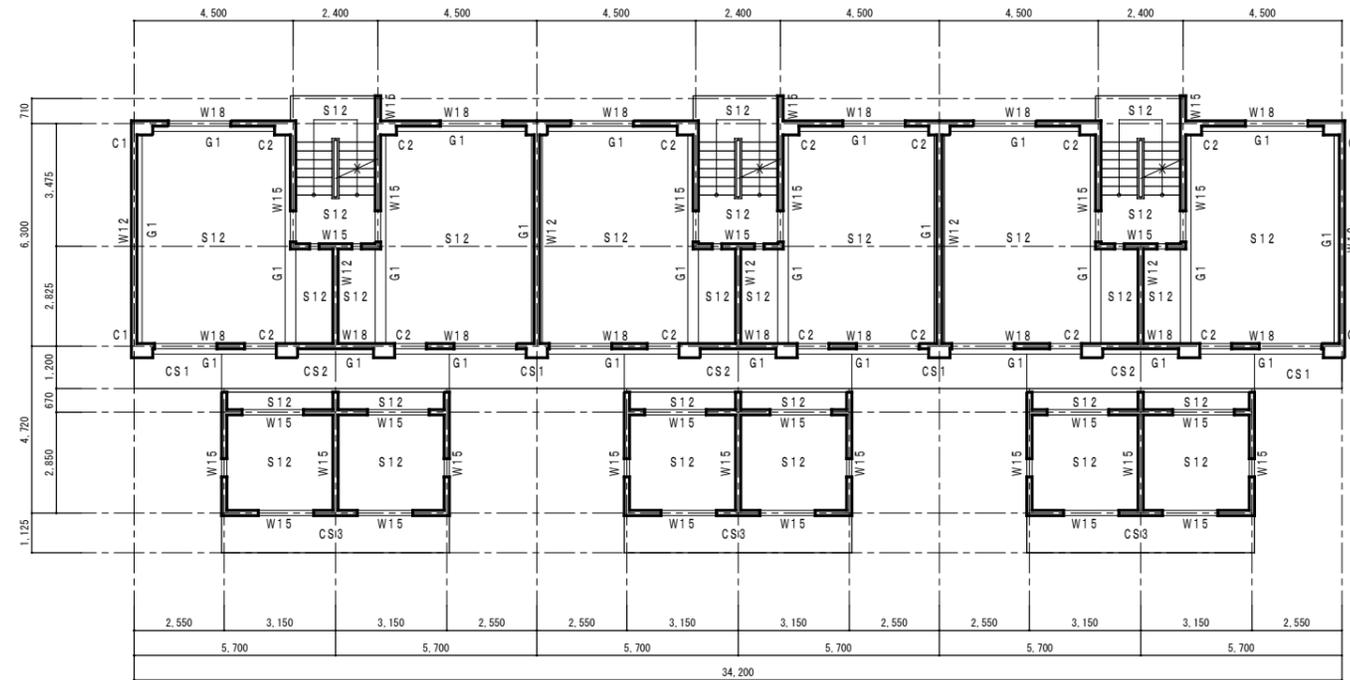
工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)

図式名: 【2工区】3号棟

図面名称: 基礎伏図

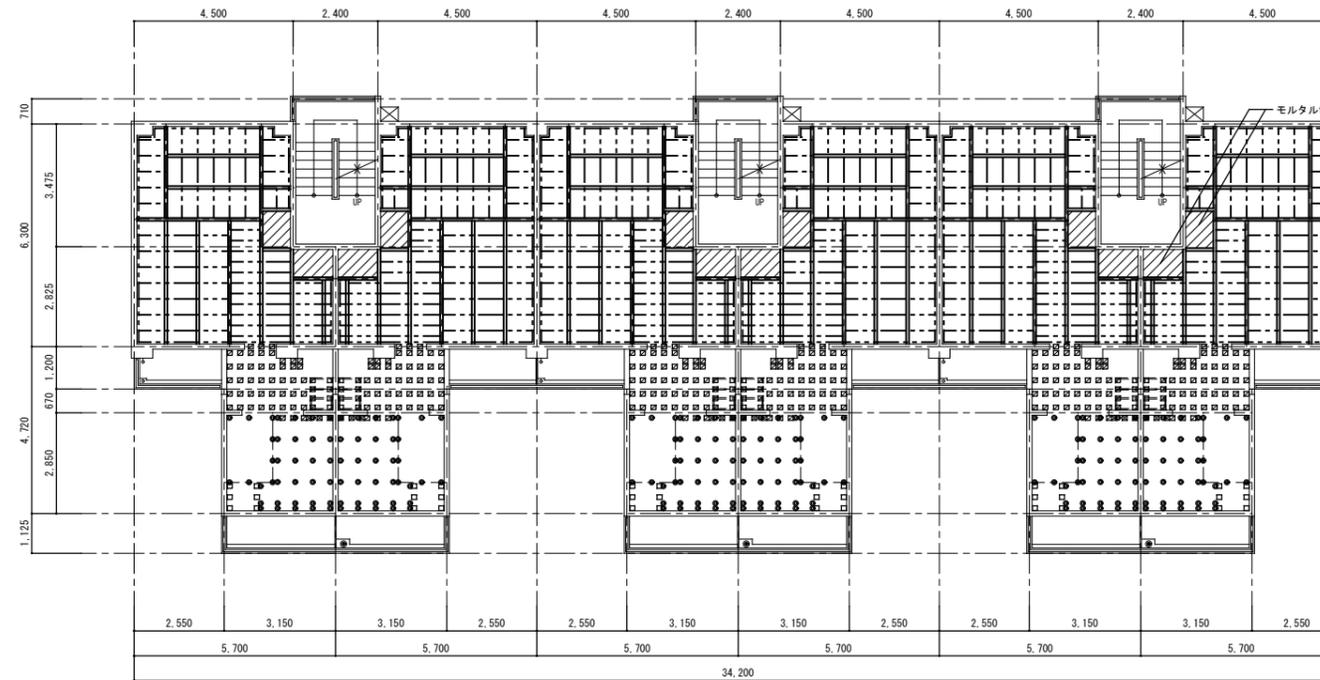
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		36 40
縮尺	A1 1/100 A2 - A3 1/200	

壁リスト	W12	W15	W18	
柱・梁リスト	C1	C2	G1	階段
スラブリスト	S12	CS1	CS2	CS3

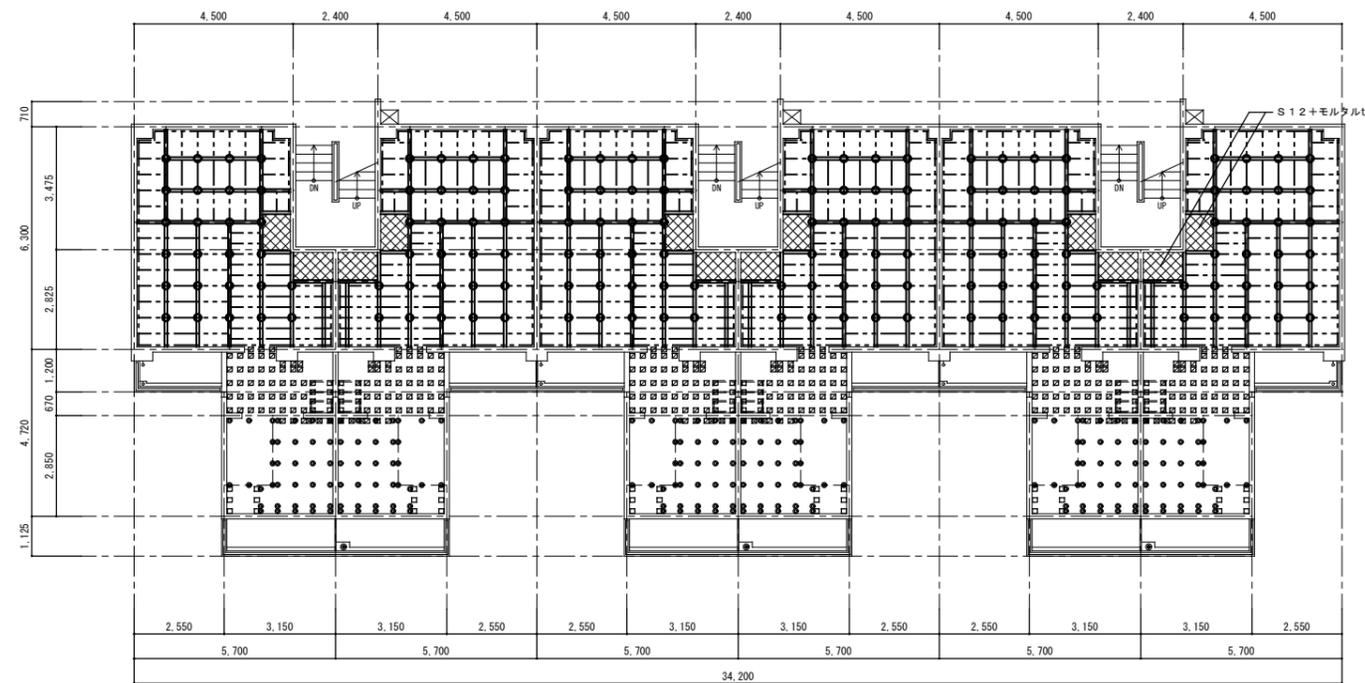


3号棟 構造図 1/100

工事名称：大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事（第2工区）			
型式名：【2工区】3号棟			
図面名称：構造図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		37 / 40	
縮尺	A1	1/100	37 / 40
A2	-	A3	

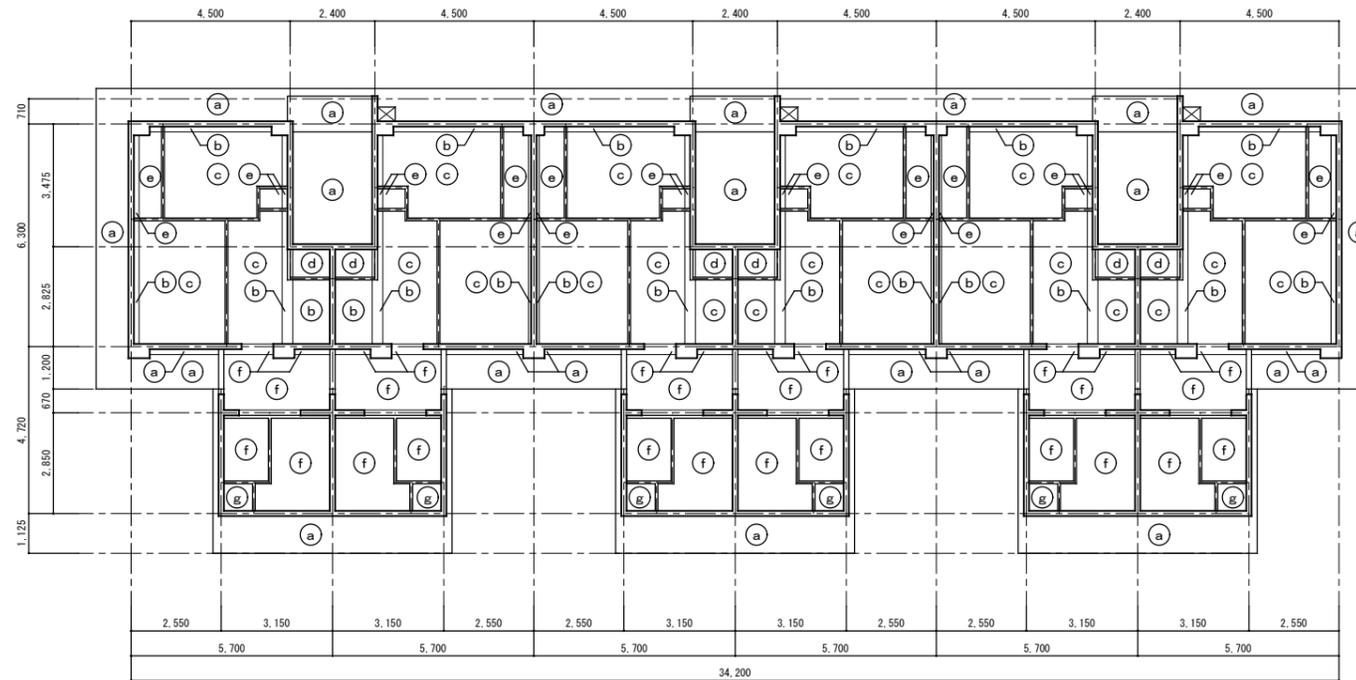


3号棟 2~5階床伏図 1/100



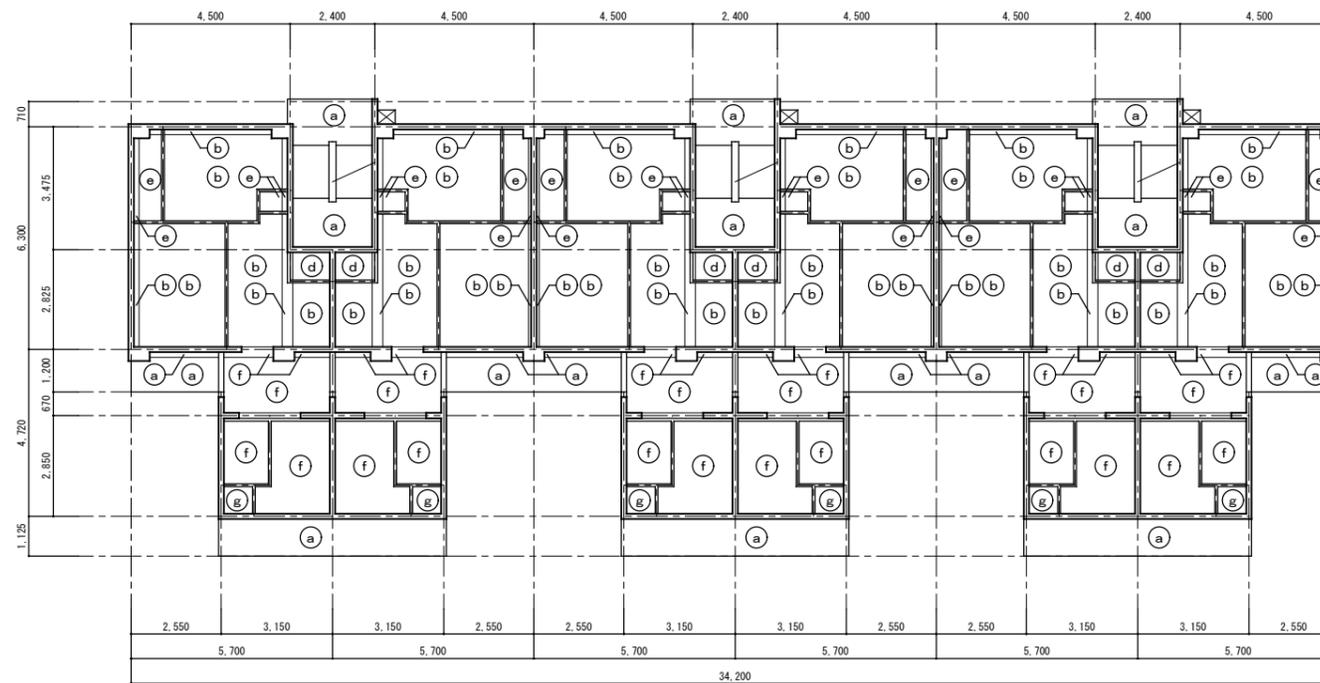
3号棟 1階床伏図 1/100

1号棟 部材リスト			
名称	部材	記号	
土台 (1階)	90×90	=====	
土台 (2~5階)	90×45	=====	
大引 (1階)	90×45@910	=====	
東立	90×90@910	○	
大引 (2~5階)	90×45@910	=====	
根太 (1階)	45×45@455 45×45@303	-----	
根太 (2~5階)	45×45@455 45×45@303	-----	
大引掛・根太掛	90×45	-----	
EDアジャスター		◎	
木パッキン	40×90×120	☒	
木パッキン	40×90×120 (×2)	☒	
木パッキン	85×90×120	☐	



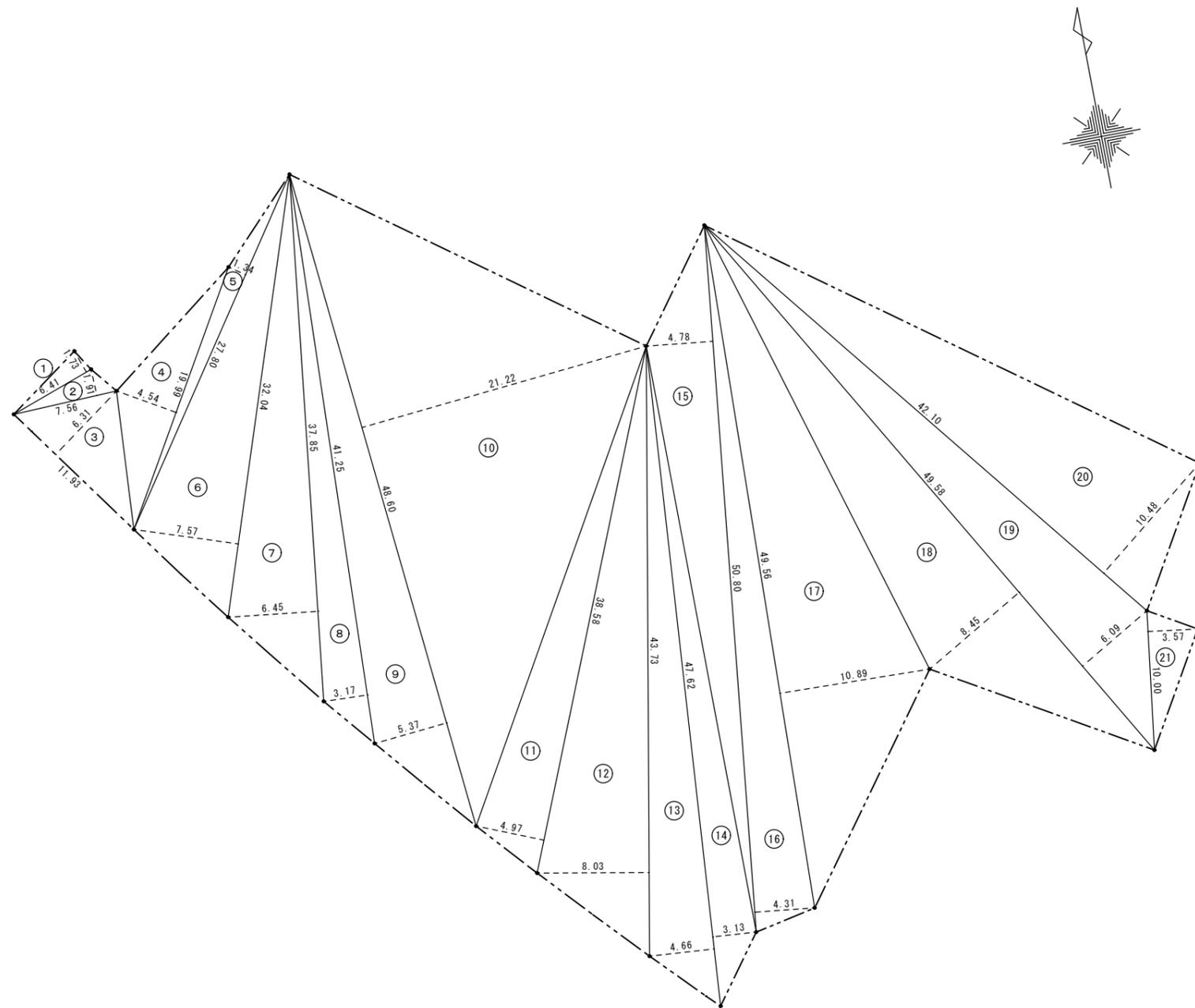
3号棟 5階天井伏図 1/100

内部仕上表	
天井	
(a)	リシン吹付け
(b)	プaster塗り
(c)	石膏ボード t=6 OP塗り
(d)	有孔合板 t=4 OP塗り
(e)	合板 t=4
(f)	パネル(化粧)
(g)	パネル



3号棟 1~4階天井伏図 1/100

工事名称: 大阪府若松台第2住宅第1次中層耐火住宅撤去工事(第2工区)			
型式名: 【2工区】3号棟			
図面名称: 天井伏図			
大阪府住宅まちづくり部 公共建築室住宅建築課		39	
縮尺	A1	1/100	40
A2	-	A3	



(施工区域) 敷地面積求積表

(3号棟)			
	M	M	M ²
①	6.41	1.73	11.0893
②	7.56	1.91	14.4396
③	11.93	6.31	75.2783
④	19.99	4.54	90.7546
⑤	27.80	1.34	37.2520
⑥	32.04	7.57	242.5428
⑦	37.85	6.45	244.1325
⑧	41.25	3.17	130.7625
⑨	48.60	5.37	260.9820
⑩	48.60	21.22	1031.2920
⑪	38.58	4.97	191.7426
⑫	43.73	8.03	351.1519
⑬	47.62	4.66	221.9092
⑭	47.62	3.13	149.0506
⑮	50.80	4.78	242.8240
⑯	50.80	4.31	218.9480
⑰	49.56	10.89	539.7084
⑱	49.58	8.45	418.9510
⑲	49.58	6.09	301.9422
⑳	42.10	10.48	441.2080
㉑	10.00	3.57	35.7000
① + ~ ㉑	計		5,251.6615

(施工区域) 敷地面積合計 5,251.6615/2 2,625.83㎡